

平成22年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

---

平成22年6月16日（水曜日）

---

議事日程第1号

平成22年6月16日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 議案第60号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第5 議案第61号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第6 議案第62号 八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第7 議案第63号 八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
  - 第8 議案第64号 八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について
  - 第9 議案第65号 八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定について
  - 第10 議案第66号 八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例制定について
  - 第11 議案第67号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
  - 第12 議案第68号 平成22年度八峰町一般会計補正予算（第2号）
  - 第13 議案第69号 平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
  - 第14 議案第70号 平成22年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）
  - 第15 議案第71号 平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第16 議案第72号 平成22年度八峰町合併処理浄化槽道事業特別会計補正予算（第1号）
- 

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人

10番 佐藤克實      11番 阿部栄悦      12番 鈴木一彦  
13番 芦崎達美      14番 須藤正人

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	総務課長	岡田辰雄
会計課長	伊藤進	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木充	管財課長	伊勢均
税務課長	小林孝一	学校教育課長	辻正英
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	須藤徳雄
農業振興課長	松森尚文	建設課長	武田武
幼児保育課長	加賀谷敏一	農業委員会事務局長	小林慶範
学校給食センター所長	木村学	町営診療所事務局長	金平嘉孝

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	嶋津宣美	書記	船山厚子
--------	------	----	------

---

午前10時00分開会

○議長（須藤正人君） おはようございます。これより平成22年6月八峰町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果を議会運営委員長より報告を願います。佐藤克實君。

○議会運営委員長（佐藤克實君） おはようございます。議会運営委員長の佐藤でございます。

ます。ご報告申し上げます。

当委員会では、去る6月10日、議長同席のもとに全委員出席し、議会運営委員会を開き、6月3日付で議長から諮問のあった平成22年6月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議しました。

その結果、本定例会の会期については本日から17日までの2日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から17日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から17日までの2日間に決定いたしました。

暑い方は上着を取って結構でございます。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案とあわせて報告を願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成22年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところをご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについてその大要をご報告申し上げます。

最初に、防災・交通安全関係についてご報告いたします。

今年も、これまで住宅・原野とも火災がなく、平成20年10月26日以降無火災が続いており、6月5日、秋田県消防協会能代市山本郡支部から表彰を受けたところであります。今後とも消防関係者と連携しながら、2年連続年間無火災に向けて頑張ってまいります。

今年はまだ、山での遭難騒ぎもなく、安堵していた矢先の6月12日と13日、海と山で相次いで遭難事故が発生しました。

12日の海の遭難は、海藻採りに出かけた滝の間の58歳の男性が、夕方になっても帰宅しないことから捜索願が出たもので、午後9時45分、遭難対策会議を開き、明朝5時から捜索にあたることを確認して解散したところ、一刻も早く発見したいとの捜索にあたっ

ていた地元住民が、午前4時15分、海面に浮いていた遺体を発見したものです。

大変残念な結果となり、故人のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方に哀悼の意を表する次第であります。

また、13日の竹の子採りの遭難ではありますが、青秋林道終点の手前約1キロメートル周辺に親戚の女性の方と一緒に竹の子採りに入った萩の台の76歳の女性が、約束の時間になっても車に戻って来ないため、親戚の方々に捜索したが発見できず、午後4時30分頃、ぶなっこランドを通じて役場に捜索願が出されたものです。連絡が遅かったこともあり、遭難当日の捜索へりを要請しましたが、出動はできませんでした。

町では、午後8時15分から遭難対策会議を開催、翌日の捜索について協議、午前5時にぶなっこランドに集結することを確認し、解散しました。翌日の14日、警察、消防、案内人など約50名が集結、6時20分から5班に分かれて捜索開始しました。前日から要請していた県警へり「やまどり」も午前7時から空から捜索を開始し、警察、消防関係者等による懸命の捜索も発見には至りませんでした。しかし、県警へりと交代した防災へり「なまはげ」による2回目の捜索で、藤里町粕毛川源流大滝付近で本人らしき人物を発見との一報が入り、その後、午前10時55分、本人を確認した旨と、山本組合総合病院へへりで搬送するとの連絡が入り、無事救出されました。

このたびの連続で発生した遭難事故にあたり、早朝から捜索に当たってくださった関係各位のご労苦に対し、心から感謝申し上げます。

次に、水防演習についてであります。5月29日、平成22年度米代川水防演習が能代市で開催されました。今年は、東北地区水防技術競技会も行われ、県内外からの国・県の各機関、民間関連事業所及び860名の水防団員と地元住民の参加のもと、各種の水防工法のほか、避難訓練、火災消火訓練など、かつてない大規模な演習になりました。本町でも水防団を組織し、木流し工と積土嚢工に挑み、この演習に向けて行った2日間の訓練の成果を十分に発揮しました。

次に、日本海中部地震を教訓として実施している本年度の八峰町総合防災訓練が、5月30日早朝、中浜地区において実施されました。避難、避難誘導訓練、初期消火・火災防御訓練などを真剣に、本番さながらに行われました。

早朝から出動された消防団や中浜地区の皆様、ご指導いただきました八峰消防署や警察署等、関係各位にお礼申し上げます。

次に、飲酒運転発生状況についてであります。当町は5月末現在で死亡事故ゼロ1100

日を達成したものの、秋田県で行っている飲酒運転等住居別実態調査において、酒気帯び3件、飲酒による負傷事故1件と、4月末日現在で県内25市町村中24位という最悪とも言える結果となっています。家庭崩壊にも繋がりがねない飲酒運転の追放・撲滅のために、さらに関係機関と連携を深めながら、いま一度「飲んだら乗るな！」を徹底し、上位ランクインを目指して取り組んでまいります。

次に、行政改革懇談会について申し上げます。

5月28日、本年度1回目の行政改革懇談会が役場で開催されました。この会議では、町が昨年12月に諮問していた「第2次行政改革大綱」について審議していただき、このほど答申が出されたところであります。

この資料については、過日の議会全員協議会の際、議員の皆様にもお届けしたところであり、町のホームページにも載せております。

このたびの大綱は、平成22年度から平成25年度までの4年間の計画であります。内容を職員に徹底させるとともに、必要に応じて事務事業の見直しを図りながら経費削減に努め、より健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政協力員会議について申し上げます。

町長及び町議会議員選挙の関係で開催時期が遅れていました行政協力員会議を6月4日、ファガスで開催しました。今回は、主に町の主要事業について理解していただくための会議でした。

また、新町発足5年目となり、自治会への助成制度について再考すべき時期に来ているとの観点から、自治会の財政状況を把握するため各自治会の総会資料を提供していただくこととし、その資料に基づいて新たに自治会への助成のあり方を検討することにしております。

次に、春の叙勲について申し上げます。

新聞報道等でご承知のこととは思いますが、元八森町消防団長「長岡与四郎氏」が、長年にわたる消防活動が認められ、春の叙勲で「瑞宝単光章」を受賞しました。誠に喜ばしく、お祝い申し上げます。

次に、過疎地域自立促進特別措置法の延長とこれに伴う市町村過疎計画について、先般県の説明会が開催されましたので、その概要について報告申し上げます。

平成12年から10年間の期限とする旧過疎法は、平成22年3月をもって失効したところですが、平成28年3月まで6年間延長するなど一部改正する法律が成立し、本年4月1

日から施行されたところです。

過疎法並びに過疎債については、財政力の弱い過疎市町村にとっては命綱とも言えるもので、過疎債を活用して多くの事業を実施してきたところです。過疎市町村にとっては財政運営上必要不可欠なものとなっておりますが、一方では過疎市町村とそうでないところの国の財政支援の格差について様々な議論がある中で、今回の法律延長については大変歓迎するものであります。今後、改正過疎法のもとで過疎地域の自立や活性化の対策が講じられることとなりますが、幾つか改正されております。

その主なものとして、当町のような従来からの過疎市町村については、そのまま過疎指定を受けることとなります。併せて指定要件の見直しによって新たに58市町村が追加され、全国の過疎市町村は776となっております。

2つ目は、過疎債の対象事業に図書館や認定子ども園、幼稚園、自然エネルギー利用施設が追加されたほか、小中学校施設の統合要件が撤廃されております。

さらに、地域医療の確保や集落の維持・活性化など過疎地域の自立促進に資するソフト事業についても過疎債の対象となったところです。

なお、過疎債を活用するためには過疎計画の策定が必要となりますが、今後のスケジュールとしては9月定例議会に過疎計画（案）をご提案申し上げ、ご承認をお願いする予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、八峰町ジオパーク推進協議会の設立について申し上げます。

ジオパーク推進協議会の設立に係る平成22年度予算については、3月定例会においてご承認いただいたところですが、これを受けて3月末に町を含めた有志による準備委員会を開催し、協議会の設立準備を進めてまいりました。

協議会に参加の意向を示していた各種団体等に働きかけを行うなどして、5月7日、あきた白神体験センターにおいて設立総会を開催し、参加者の絶大な賛同を得て「八峰町ジオパーク推進協議会」が発足したところです。

八峰町ジオパーク構想は八峰町に存在する貴重な地質資源を核としながら、教育や体験活動への活用、ジオツーリズムなど新しいタイプの観光資源の発掘、ジオにあやかっただ食の開発や町の情報発信など、地元の人たちが主体となって実践する地域活性化の取り組みと捉えております。簡単に言えば、地質資源の「ジオ」を起爆剤とした「まち興しの取り組み」と考えております。

具体的な内容については、北羽新報に5月24日から5回にわたり掲載されました。ね

らいとする内容が良くまとめられておりますので、ご覧いただきご理解をいただければ大変ありがたく思います。

協議会の構成メンバーは、町、教育委員会、秋田大学、白神ネイチャー協会、白神ガイドの会など7団体1個人となっております。

また、役員については、会長には白神ネイチャー協会の工藤英美会長、副会長には白神ガイドの会の山崎典康会長が選出されております。地元の人たちが主体となって取り組む活動であることを明確にするため、主要な役員は参加団体から選出し、町は事務局を担当し構想の推進をバックアップするとともに、財政的な面での支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、事業計画ですが、ジオパークそのものについてまだまだ理解や認知度が低いことから、初年度の22年度においては町民の理解を深めていただくため小中学生や町民を対象とした学習会や講演会を開催するほか、全国規模の研修会への参加や専門家の指導によるガイド養成講習会、ガイドの会の実践活動などを行い「活動の実績づくり」を進める計画としております。

2年目の23年度は、看板設置などジオサイトの環境整備や先進地視察などを予定しております。

3年目の24年度で日本ジオパーク認定申請を行う計画としております。

日本ジオパークの認定を受けるためには、ジオパークを知る活動や広める活動に地元の人が積極的に関わっているかどうか、実際に実践活動を行っているかどうかを最も重視されるポイントであると言われております。

そのため、1年目、2年目は研修会・講演会の開催や先進地視察による会員の研鑽、ガイド養成、ガイド活動の実績づくりに集中し、3年目に認定申請する計画としております。

なお、この協議会は会費以外に収入源のない団体であります。協議会活動に要する財源として町単独補助金を交付するため本定例会に関連予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、光ファイバー網整備事業の進捗状況について申し上げます。

本事業に対する町民の関心が大変高いものがあり、多くの問い合わせをいただいております。

事業の進捗状況であります。現在、受注業者のN T T秋田支店において実施設計業

務と並行して東北電力やJRとの協議や諸手続きを行っているところです。

実施設計については間もなく完成しますが、さらに東北総合通信局の設計審査が必要となりますので、現場工事に入るのは7月に入ってからと考えております。

契約上の完成工期は来年1月14日となっておりますが、現場のスケジュールとしては11月中には概ね工事を終了し、高速インターネットのサービス提供については12月1日から、小入川・岩館地区の地デジ放送の開始については12月中旬頃を予定しております。

次に、八峰町災害時要援護者避難支援計画に基づく要援護者個別計画作成について申し上げます。

まず、八峰町災害時要援護者避難支援計画についてですが、近年、死者が6,000人を超えた阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、そして豪雪や豪雨など、国内各地で大規模な自然災害により甚大な被害が発生しております。

これらの災害では、高齢者や障害者など自力で避難できない、いわゆる「災害時要援護者」と言われる方々が被災する傾向が強まっており、災害時要援護者に対する避難支援対策が防災行政上の重要な課題として認識されるようになっております。

この課題の解決に向け、国では「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、都道府県及び市町村に対し、平成21年度を目途に「災害時要援護者避難支援プラン」を策定するよう通知し、秋田県では平成20年7月に「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を策定し、市町村に示しております。

町ではこれを受け、昨年度、関係機関からなる「八峰町災害時要援護者避難支援連絡会議」を設置、災害時における支援対策の検討、支援の実施方法等について協議し、本年3月に「八峰町災害時要援護者避難支援計画」を策定しております。

この計画では、在宅生活をしている方で、災害から身を守るための一連の行動を取るのに際し何らかのハンディキャップを有するため他者からの援護を必要とする方を「要援護者」とし、具体的な要援護者の範囲を65歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の者のみで構成される高齢世帯、身体障害者手帳所持者で1級から3級の体幹等の障害のある方などを規定しております。

今年度は、災害時に援護を必要とする要援護者について本人の同意を得ながら個別計画作成することとしており、得られた情報のうち支援活動に必要なものについては、社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生児童委員、消防署や警察署、そして自治会や地域消防団などと共有しながら災害時に備えていくこととしております。



次に、子ども手当の支給について申し上げます。

4月から制度がスタートしました子ども手当が今月4日に最初の支給となり、4月及び5月の2カ月分について、727人分、総額で1,883万7,000円を支給しております。

支給対象となる中学生以下の対象人数は4月1日現在、八峰町全体で855人ですが、このうち保護者が公務員の場合には勤務先の各官公庁から支給となるため除かれ、今回支給となったのは、児童手当制度から切り替わった方や、新たに対象となり申請を受けた方となっております。次回の支給は10月5日となりますが、子ども手当を受けるためには役場に申請しなければならない場合もあるため、申請漏れがないよう制度の内容を周知しながら適切に事務を執行してまいります。

次に、子宮頸がんワクチン接種への助成について申し上げます。

子宮頸がんについては、日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡しているとされており、子宮頸がんのほとんどはヒトパピローマウイルスの感染が原因で発症するものと言われております。この子宮頸がんの予防に有効なワクチンが日本でも昨年10月に承認され、12月から接種できるようになりましたが、接種は任意で3回の接種料金が約4万5,000円から6万円と高額なこともあり、残念ながらあまり普及していません。

町としては、ワクチン接種による感染予防効果が高く、ワクチン接種と検診により子宮頸がんによる死亡を防ぐことができるとされていることから、予防効果が極めて高い中学生へのワクチン接種を推進していくため、町独自の助成をしてまいりたいと考えております。

今年度は、中学生に加え、19歳までの子宮頸がん検診の対象とならない方々を対象としてワクチン接種料金の全額を助成したいと考えており、本定例会に関連予算を計上しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、全町一斉清掃について申し上げます。

春の全町一斉清掃が4月25日に行われ、早朝からたくさんの町民の皆様が参加くださいました。

例年のように八森地区においては側溝の泥上げや地域周辺の清掃を、また、峰浜地区においては地域の道路脇に捨てられている缶・ビン・ペットボトル等を拾い集め、指定場所に運搬していただいたところであります。

今回集められたごみは、燃えるごみが約1,050キログラム、燃えないごみが約770キログラムで、昨年と比べると燃えるごみの量は同じでしたが、燃えないごみは約450キログ

ラム減と大幅に減っており、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓発を行ってまいります。

一斉清掃に参加くださいました皆様に感謝申し上げるとともに、7月10日には八森地区の海岸清掃を行うこととしておりますので、これにも町民多数のご協力をお願いするものです。

次に、子ども園の統合等検討委員会の設置について申し上げます。

6月3日、少子化に伴う園児数の減少や老朽化した園舎、多様な保育要望等の対応に向けた具体策を探るため「八峰町子ども園統合等検討委員会」を立ち上げました。構成メンバーは園児の保護者など14名で、1回目の会議では、町長から委嘱状交付の後、検討委員会の目的や今後のスケジュールなどを説明したところであります。委員会からは、保育サービスの内容や八森地区子ども園の統合について様々な角度から調査・検討していただき、年内を目処に答申案をまとめていただきたいと思いますと考えております。

次に、農業関係について申し上げます。

最初に、農作業の進捗状況について申し上げます。

4月中旬から低温と日照不足が続き、水稻苗の出芽遅延、苗の不揃い、立枯病の発生など農家は育苗管理には例年以上に苦勞したようであります。

4月14日早朝には最大瞬間風速24メートルの強風により、育苗中のハウス20棟に被害がありました。5月中旬になっても最高気温が10度を下回る寒さと雨が続き、田植えも平年に比べ4日程度の遅れとなりました。田植え後は比較的温暖な日が続く、今のところ稲の生育は順調に推移しています。

しかし、気象庁が5月25日に発表した6月から8月までの3カ月予報によりますと、北日本で冷夏になる恐れがあると予想していますので、県や農協と連携して農作物の栽培指導に努めてまいります。

次に、米の生産調整と戸別所得補償制度について申し上げます。

八峰町地域水田農業推進協議会の通常総会が4月23日に開催され、役員改選で会長にJA秋田やまもと代表理事組合長に代わって私が選任されました。同時に、事務局もJAから町に移管されました。

総会では、転作作物等の交付単価についても協議しましたが、戸別所得補償制度とセットで今年度からスタートした「水田利活用自給力向上事業」は、交付単価が全国一律のため、大豆やソバなどの交付単価は前年度より下回ることとなります。

国の激変緩和措置1,200万円と県の緊急支援500万円、水田協の転作推進基金248万円を充てても、前年度の産地確立交付金の単価と同額とするためにはさらに250万円程度不足になることから、町では、農家が前年度と同じく転作に取り組み生産調整を達成し、戸別所得補償交付金を受け、所得向上につながるよう交付単価を前年度と同額を維持するため支援する方針であります。

この支援金については、転作の現地確認を行い、転作面積が確定後、9月定例会で予算措置することとしていますので、よろしく願いいたします。

農家から提出していただいた「22年度水稻生産実施計画書」の集計作業は、このほど終了しました。その結果、生産調整参加農家は871戸、不参加農家は前年度より19戸減り41戸であります。参加農家の水稻作付面積は1,130ヘクタールで、戸別所得補償交付金は1億5,000万円余りと見込んでおります。

また、戸別所得補償制度の加入申請は6月30日までとなっていることから、水田協では6月21日から25日まで町内各集落を巡回し、加入申請書を受け付けることにしております。指定日に都合が付かない人のため、6月28日と29日に峰栄館で、30日にファガスでも受け付けます。受付の際は、加入申請書のほか、「作付面積確認依頼書」と自己保全管理等の不作付地がある方には「改善計画書」も提出していただくこととなります。

水田協では、これらの書類を集計し7月末までに農政事務所へ提出します。その後、秋頃に加入農家に交付対象面積が通知され、交付申請書に捺印し、この書類を水田協経由で12月15日までに農政事務所に提出することとなります。このような手続きを経ながら、交付金は12月から3月までに農家の指定口座に国から振り込まれます。

次に、大沢土地改良区圃場整備事業についてその後の経過をご報告申し上げます。

大沢土地改良区は、大沢、仲村、横内、上畑谷、畑谷、強坂集落にわたり、組合員113人、水田面積112.2ヘクタールを有しています。

同土地改良区は昭和38、39年度に20アール区画で圃場整備が行われましたが、既に40年以上経過し、用排水路や暗渠排水の老朽化が著しいほか、農業機械の大型化や車社会、転作等の条件に合わなくなっており、営農活動に不便を来している状況であります。

このため同改良区では、再度、圃場整備事業を実施すべく、数年前から平成24年度「圃場整備事業新規採択希望地区」として県に申請していました。

平成21年度には県営調査事業が始まることから、平成20年9月に「仮同意書」をもらうこととなりました。その結果、組合員113人中、同意者98人、不同意者15人で同意率86.7%

となり、同事業を実施することとなりました。

この事業では、用排水系統や土壌等現地基礎調査のほか、区画割りや用排水路、農道等の基本設計を実施しました。特に、圃場整備事業については各集落に出向いて詳細に説明するとともに、調査後にも設計図面等を集落に持参して説明し、事業内容や補助率の優位性などの周知に努めました。

平成22年度には国費付きの調査事業が複数計画されていました。県では21年度中に「本同意100%」を実施条件としたことから、同改良区では今年2月から各役員が組合員宅に出向いて本同意取得に努めましたが、組合員113人中、同意者83人、不同意者30人で、残念ながら同意率73.5%の結果となりました。

このため同改良区では3月21日に開催された総会で、再度組合員の意見を集約し、3月23日、役場で開催された同改良区三役と県山本地域振興局、町農業振興課との最終会議において、同改良区から平成22年度の調査事業を正式に辞退する旨の申し出があり、当該圃場整備事業については断念することになりました。

このため、当初予算に計上した「大沢地区地形図作成業務委託費」などを本定例会において減額することにしました。

同改良区では、圃場整備事業を断念したものの、頭首工や用排水路等の老朽化が著しく今後の改修や更新事業が必要なことから、新規に国庫補助による調査事業を実施することとし、事業費100万円のうち町負担分15万円を本定例会に予算計上しましたので、よろしくお願いいたします。

次に、猿害対策について申し上げます。

猿による農作物の被害が全町に拡大したため、平成20年3月に八峰町猿害対策地域協議会を設立し、国の補助事業を活用して、ソフト事業で猟友会による追い上げ活動や檻の製作、ハード事業で電気柵の設置などを行ってまいりました。

本年度、同協議会では、国からのソフト事業の交付金を20年度、21年度と同額の200万円を予算計上し、猿害防止活動を実施することを4月2日の総会で決定したところでありますが、県から「ソフト事業の交付金は能代市と八峰町合わせて163万8,000円となりそうだ」とメールで連絡がありました。

このため、4月15日、能代市及び八峰町の協議会会長と担当課長、担当職員が県に出向き、交付金の減額分の一部を助成できないか要望したところ、県では財政上無理であるとのことでした。町といたしましては、これまで継続してきた猿害防止活動に支障を

来すことから、ソフト事業の交付金の不足分118万1,000円を町で補てんすることとし本定例会に予算計上しましたので、よろしく願いいたします。

このほかの農業関係事業についてご報告いたします。

まず、口蹄疫の問題ですが、宮崎県で牛や豚の口蹄疫感染が拡大したことを受けて、秋田県ではウイルスの侵入防止対策の強化を図るため、県内全畜産農家に消毒薬を無料配布することにしました。

町でも6月4日、町の肉用牛飼育農家2戸に消毒薬を届け、牛舎の出入り口や持ち込む器具等への消毒の徹底と、牛を毎日健康観察し、異常を感じたらすぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡するようお願いしたところであります。

次に、カラス対策についてですが、沢目地区の果樹は数年前からカラスによる収穫直前の果実の被害が増え、収穫量が減少しているため、町で防鳥網の購入費の半額を果樹組合に助成することにしました。同組合では、5月25日、樹園地約10ヘクタール分の防鳥網を購入し、このほど町の物品検査を終えたところであります。果樹農家は各々防鳥網を設置し、大切に育てた果樹をカラスの被害から守ることにしております。

次に、農業関連施設の経営状況について申し上げます。

峰浜産地形成促進施設「おらほの館」の定例総会が5月11日に開催され、平成21年度事業報告・収支決算報告などが承認されました。それによると、農産物や加工品など産直会の売り上げは1億1,563万円余りで過去最高となり、15年度以来7年連続で1億円を超え、年間客数も12万6,000人余りで、売上高同様、過去最高となりました。

町が21年度事業で実施した野菜直売コーナーなどの増設効果も表れたものと思っております。今後、ポンポコ山公園の整備が進むにつれ来客者も増え、売り上げが伸びるものと期待しております。

次に、第三セクター有限会社峰浜培養の経営状況について報告いたします。

第13回定時株主総会が5月26日に開催され、平成21年度事業概況報告・貸借対照表・損益計算書等が承認されました。

平成21年度のシイタケ菌床ブロックの製造個数は210万個余り、出荷個数は192万個余りで製造・出荷とも過去最高の実績となりました。剰余金は当初計画を大幅に上回り2,036万円を計上し、全額を繰越損失金に充当した結果、損失金の残りは140万円となりました。

また、同社の22年度事業計画では、21年度に試験栽培を行った新菌に順次移行することも決めました。新菌は、これまでの菌よりも栽培期間が短縮され、菌床ブロックの製

造・出荷のサイクルが早まるものと同社では期待しています。

次に、緊急雇用対策事業について申し上げます。

初めに、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業についてであります。本事業は、厳しい雇用情勢への対応として県が造成した基金を原資に昨年度から実施している事業であり、本年度はふるさと雇用事業として7事業、緊急雇用創出事業として9事業が採択となり、35人の雇用が確保されました。地域の雇用情勢は依然として厳しい状況にあることから、今後も県基金事業の積極的な活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、八峰町雇用創出基金を活用した八峰町雇用創出活動支援事業についてであります。本事業も昨年度から実施しておりますが、募集を開始した4月1日から地域の企業、団体、個人の皆様から多数の申請があり、39件について交付決定をし、52人の新たな雇用が生まれております。本年度は本事業を活用して農家レストランが開業されるなど産業振興の面からも一定の成果を上げており、また、未交付の事業申請希望者が既に多数存在することから、本定例会に2,000万円の追加予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、これまで開催した各種のイベントについてであります。4月10日に「キノコ植菌体験教室」を、5月23日に「二ツ森自然観察会」を開催しました。

キノコ植菌体験教室は天候に恵まれ、37人の参加者がシイタケとナメコの植菌作業に心地よい汗を流しておりました。

また、白神山地の山開きイベントである二ツ森自然観察会には27人が参加し、残雪を抱えた白神山地の遅い春を満喫しておりました。

八峰町観光協会主催の桜まつりは、4月18日から5月5日まで御所の台ふれあいパークを主会場に開催されました。今年は野鳥のうそ対策や桜のテングス病対策が功を奏し、桜の花が見事に咲いたほか、満開時期がゴールデンウィークと重なったことなどから、昨年度を約5割上回る7,250人の来訪者がありました。

また、メインイベントはなかったものの、観光協会の各店舗では桜に関連したメニューが多数出され、にぎわいを見せておりました。

次に、ルート101観光連絡協議会についてであります。八峰町、深浦町、鱒ヶ沢町の観光協会が連携し、観光人材育成、広域的観光の展開、観光資源の共有及び交流人口の拡大を通じ当該地域の観光地づくりによる活性化を図ることを目的に、6月11日に深浦

町で設立総会が開催されました。当日は3町の観光協会のほか、来賓として各町長やJR関係者など約40人が参加し、本年度の事業計画や予算などについて話し合われました。本協議会の設立により県境を越えた広域連携がより強化され、地域の活性化が図られることを大いに期待しております。

次に、青森デスティネーションキャンペーンについてであります。5月19日、青森市において全国宣伝販売促進会議が開催されました。当日は全国から旅行業者やマスコミ、観光関係者など約800人が集まり、東北新幹線青森駅開業に合わせた販売促進会議が開催されたほか、旅行エージェントに対する観光や物産のPRや商談会が行われました。

キャンペーンには秋田県北部の本町を含む5市町も参加し、観光パンフレットの配布や特産品の試食会などを行ってまいりました。

また、旅行業者等が希望する地域を訪問するエキスカージョンが20日、21日に行われ、本町には「心じゃわめぐ奥津軽と西海岸・白神山地コース」を希望した約40人の旅行エージェントがハタハタ館とあきた白神体験センターを訪れ、施設担当者からの説明に聞き入っております。今後も青森DC関連事業には積極的に参加し、当町の観光資源の売り込みを図ってまいりたいと考えております。

次に、観光等の第三セクターの経営状況について報告いたします。

ハタハタの里観光事業株式会社の株主総会は5月26日に開催されました。リニューアル3年目を迎えた平成21年度は、とりまく経済環境が影響し、入浴者数は13万7,504人と目安の15万人を大きく下回り、前年対比で1万3,717人の減となりました。

しかし、売上高は、売店部門で570万円、お殿水部門で273万5,000円、宿泊部門で240万円の増収となり、前年度に比較して約810万円増の2億4,791万7,000円となりました。その結果、500万円を町に寄附した後の当期純利益は657万8,223円となり、3年連続の黒字経営となりましたが、厳しい経済環境を背景に入浴者数が減少傾向にあることから、周辺施設との連携を図りながら集客を図ると共に、経営体質の改善を図るなど、なお一層の営業努力と経営の効率化に役職員一同取り組んでいくこととしております。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。当町における5月末現在の申請件数は115件で、対象事業費は2億1,150万円、補助金の申請額は2,500万円近くになっており、町内建築業者の受注拡大をはじめ、既存住宅の耐久性や省エネルギー化などの推進に役立っております。今月に入っても申請が続いており、また、事業枠等に関する問い合わせも多く、地域経済の活性化のため当該事業を継続してまいりたいと考え

本定例会に所要の予算を計上しましたので、よろしくお願いいたします。

次に、埜地区農業集落排水事業についてであります。本年3月30日に施設の供用を開始いたしました。住宅リフォーム緊急支援事業の効果もあって、5月末までの下水道接続の申請は10件余りと好調であります。年内には、大信田地区の一部の管路布設と処理場の場内整備等で埜地区農業集落排水事業が終了し、当町が計画していたすべての下水道集合処理施設整備事業が完了いたします。

次に、合併処理浄化槽整備事業についてであります。下水道集合処理区域外における快適な居住空間の提供と生活排水の適切な処理のため、八峰町地域循環型社会形成推進事業計画を国に提出しておりましたが、このたび計画の認可を受けましたので、今年度から合併処理浄化槽を町が整備してまいります。浄化槽の整備は、住民負担の軽い市町村設置型の国庫補助事業を導入いたしますので、制度の周知を図り、多くの設置希望者を募ってまいりたいと考えております。このため、本定例会に関連議案と特別会計予算を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、八森地区簡易水道整備事業についてであります。今年度の工事は老朽化の著しい観海地区の施設整備が中心で、真瀬川からの導水管と配水管の埋設工事を行い、工事は昨日入札を行い、施工準備が整い次第、着工となります。国道、町道真瀬線及び観小線の歩道上での工事であり、通行に支障が生じ大変ご不便をかけることとなりますが、交通の安全面には細心の注意を払いますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、上下水道料金電子計算システムについてであります。町村合併以降、懸案となっておりました上下水道の料金は本年4月に統一しましたが、大きなトラブルもなくスムーズに移行しております。

しかし、八森地区と峰浜地区の電算システムが統合されていないため、現在も納入通知書の発行や収納機関への依頼など電算による事務は両方のシステムで運用しており、事務処理の効率化が大きな課題となっております。このため、簡易水道事業特別会計に上下水道料金電子計算システム更新の関連予算を本定例会に提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、物品購入契約議案についてであります。本年度購入予定の除雪機械にしましては国庫補助金の交付申請書を提出していたところですが、補助金交付決定の通知を受けて昨日入札いたしました。このため、契約議案を本定例会最終日に追加提案



させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、図書室の整備について申し上げます。

4月26日、峰栄館及びファガスの1階ロビーに図書室がオープンしました。

峰栄館の図書室の名称は「こどもとしょかん」とし、主に幼児・児童図書を設置しております。

オープン以来、図書館を訪れる親子連れの姿が多く見られるようになり、それに併せて図書の貸出件数も増えております。5月末日現在の前年比では峰栄館が400%、ファガスが500%を上回る貸出件数となっており、今回の図書室整備は、町民の読書への関心や図書室の利便性に対して一定の効果があつたものと理解しております。

現在、緊急雇用対策事業で2名の臨時職員を配置し、旧岩館・旧八森の両小学校の学校図書の整理を進めていますが、現在の蔵書冊数や図書購入費は県内でも非常に少なく、今後、図書サービスやリピーターを増やすためには、より一層の図書整備が喫緊の課題となっていることから新書購入のため予算を本定例会に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、あきた白神体験センターについて申し上げます。

あきた白神体験センターは7月1日で満3年を迎え、白神山地や日本海に接する自然体験等の活動拠点施設としてようやく認知されつつあります。

秋田県からは、昨年引き続き社会教育主事資格のある教員を1名、長期社会体験研修員として小学校の教員を1名派遣していただいております。おかげさまで学校関係者からは安心して利用できる体験型施設として好評を得ております。

今のところ、昨年のような新型インフルエンザによる影響はなく、小中学校からは昨年と同数程度の学校数の予約をいただいております。経済情勢が厳しい状況にあるものの順調な滑り出しとなっております。

今後さらなる利用者の促進を図るために、体験や環境をテーマとした修学旅行の誘致、都市部の団塊の世代へのアプローチ、ユニークな主催事業の開催等で積極的な誘客に取り組んでまいります。

さらに、インターネットの活用の幅を広げるため、ホームページの細やかな更新はもとより、ブログによる情報発信、じゃらんネット予約への加入などにより、一般利用者の獲得にも努めてまいります。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要について簡単にご説明いたします。

議案第60号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、関係条例を改正し、職員が育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整えようとするものであります。

議案第61号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、前議案と同じように育児及び介護休業の取得率の向上を図るため、育児・介護休業法などの関連法律の一部が改正されたことに伴い、当町においても、これに準じて定めている「八峰町職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正し、職員の育児休業や介護休業の取得しやすい環境を整えようとするものであります。

議案第62号、八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の改正に伴い、条例で規定している資産取得の課税免除期間を6年間延長しようとするものであります。

議案第63号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、一般会計と区分して八峰町合併処理浄化槽事業特別会計処理するため、地方自治法の規定により当該条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第64号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定については、厚生労働事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正に伴い、階層区分の追加等、関係部分を改正しようとするものであります。

議案第65号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定については、真瀬休憩所を廃止するため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第66号、八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例制定については、公共下水道事業及び集落排水事業に加入できなかった世帯について、下水道整備事業の一環として合併処理浄化槽の普及・促進を図るために、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第67号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、八峰町合併処理浄化槽事業の円滑な運営・推進のため、平成22年度八峰町一般会計から500万円以内を繰り入れようとするものであります。

次に、補正予算関係について申し上げます。

議案第68号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第2号）は、6,252万9,000円を追

加して歳入歳出の総額を54億6,519万2,000円とするもので、歳出の主なものは、人事異動等に伴う人件費の計数整理並びに雇用創出活動支援事業、住宅リフォーム緊急支援事業、子宮頸がんワクチン接種助成、合併処理浄化槽事業特別会計への繰出金等でありま  
す。

議案第69号、平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、735万1,000円を減額して歳入歳出の総額を11億424万8,000円とするもので、国庫負担金及び後期高齢者支援金等の精算によるものであります。

議案第70号、平成22年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、22万9,000円を追加して歳入歳出の総額を39万4,000円とするもので、事業の精算に伴うものであります。

議案第71号、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、1,536万8,000円を追加して歳入歳出の総額を4億3,074万8,000円とするもので、事務処理の効率化を図るため、上下水道料金電子システムの更新を行うものであります。

議案第72号、平成22年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算は、歳入歳出の総額を1,595万7,000円とするものであり、合併処理浄化槽設置工事費が主なものであります。

議案第73号、人権擁護委員候補者の推薦については、八峰町の人権擁護委員のうち、このたび任期満了の方から辞意の申し出があり、後任の委員の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は14議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、除雪機械の契約議案については最終日に追加提案させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりであります。朗読は省略させていただきます。

休憩をいたします。11時、再開いたします。

午前10時54分 休 憩

.....  
午前11時00分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第4、議案第60号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田辰雄君） 議案第60号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年6月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、改正するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

皆様のお手元にNo. 1という新旧対照表をお配りしておりますので、それらを参考にさせていただきたいと思います。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようというものでございます。

提案の理由については先ほど申し述べましたが、この提案の背景といたしましては、国では少子化対策の観点から喫緊の課題となっております仕事と子育ての両立支援等を一層進めるために、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を目的に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、これいわゆる育児介護休業法でございますが、これを制定しております。

今回この改正に伴いまして、当町においてもこれに沿って八峰町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定して、育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整えようというふうなものでございます。

今回の改正の概要でございますが、育児休業法の改正でございますが、1つとしましては、子育て期間中の働き方の見直し。2つ目としまして、父親も子育てができる働き

方の実現。それから仕事と介護の両立を支援するというような目的で改正されております。それらの実効性を高めるために、この条例も改正しようというようなことでございます。

それでは改正の説明でございますが、第8条の2及び同条第2項につきましては、配偶者が専業主婦、夫の場合もございまして、それであれば育児休業ができないという今までの規定を廃止して、父親も子育てができるようにしたものでございます。

それから第8条の3、これ1ページの方をご覧いただきたいと思っております。第8条の3第2項、これは新設でございます。及び第2条第2項でございますが、これについては3歳までの子を養育する職員から規則で定めるところによって養育の請求があった場合は、災害等の事由での臨時の勤務を除いて時間外勤務をさせてはならないというような規定でございまして、相当の理由がなければ拒むことができないというようなもので子育てに参加してもらおうというようなことでございます。

それから2ページから3ページにかけては、第8条の3第3項及び同条第4項の規定でございます。これは第8条の3の第2項が新設されたことに伴って条項の整備をしたものでございます。

附則といたしまして施行期日と経過措置を載せておりますが、この改正につきましては平成22年6月30日、今月の30日がかなりの部分の施行期日になっておりまして、これに伴って今回の6月に間に合わせようということで、今回の条例の改正になったというようなことでございます。

残念ながら休暇等につきましては女性職員は取っておりますけれども、男性職員はいないというのが現状でございまして、これを機会に父親も子育てに参加できる環境を整えまして、積極的に子育て休暇を取っていただいて子育てに参加していただきたいものだというふうに考えております。

以上でございまして、ここに書いているとおり施行期日は6月30日ということでございますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 大変すばらしい条例ができたと思うんですが、ただ、これが取りやすい環境ができているのかどうなのか。代替の職員を配置することができるのか。例

えば保育園の場合だと、これを取ったら必ず職員を配置しなくちゃいけないんですけれども、今までも育児時間を1時間取るのにかなり苦勞してるとか自主的には取れなかったとか、そういうふうな例がありますので、お題目にならないように、これをどのように完全に実施していくつもりなのか、お考えをお聞かせください。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田辰雄君） 個々の対応につきまして詳細なことはわからないんですが、いずれ休暇の場合は私の方に全部まいますので、それらが情報として入っておりますので、その際はこの法律もありますので、法律に触れたらこれ大変なことになりますから、いずれ今以上にしやすい環境はつくっていかねばならないというようなことで責任を自覚しております。

ただ、これが男性までに普及していくのかということに関しましては、これまでも例がありませんし、我々の年代ではなかなか取りづらいようなことがありますけれども、ただ、やはり今若い世代はそういうふうな考えでなくてお互い夫婦で育てようと、子供を育てようというような気持ちで一緒になっている方々が、私もそうだったんですけれども、より以上に強いと思いますので、そういうふうなことになりましたら私どもも配慮してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第61号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田辰雄君） 議案第61号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年6月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、改正するものでございます。

次をご覧いただきたいと思えます。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するというものでございまして、皆さんのお手元にNo. 2ということでこの条例の新旧対照表をお渡ししておりますので、参考にご覧いただきたいと思えます。

今回の改正につきましては、先ほどの職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正していただいたわけですが、これと関連するものでございまして、今回は国家公務員の育児休業等に関する法律、これらの一部改正に伴うものでございまして、先ほども申し上げましたように国と地方公共団体では育児休業法を制定して、それらに基づいて子育て支援ということをしておるわけですが、今回もこの改正が行われたことによりまして、これに準じて定めております。今提出しております八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正して、取得しやすい環境を整えようというようなものでございます。

中身については、この条例に……結構詳しくなりますが、よろしいでしょうか。

1ページをご覧いただきたいと思えます。

第1条では、育児休業をすることができない職員を規定しておりまして、ここには育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員と、それから八峰町職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により、引き続いて勤務している職員というふうに書いてございまして、これについては本当の臨時職員、1日か2日の短期で頼む臨時職員、あるいは再雇用の職員はできませんよというような規定でございます。ですから、すごく範囲が広がったということでご理解いただきたいと思

ます。

それから第2条の2ですが、見出しと、それから条文の新設があります。条例で定める期間を57日間というようなことですので、これは8週プラス1日というようなことで規定しております。

それから育児休業法の第2条第1項の但し書が変わってございます。ただし、当該子について既に育児休業をしたことがあるときは条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでないということがうたわれております。

それから2ページになりますが、第3条は見出しを改正しております。それから同じくこの条項を整備するとともに、特別の事情についての解釈を広げたということがございます。

それから2ページの第5条については、ここで承認の取り消しの事由を整理しております。

それから2ページ、3ページになりますが、第9条、これらについても限定しております。

それから第10条ですが、特別の事情、これを緩和しております。

4ページになりますが、第13条については育児勤務時間の承認取り消し事由を改正しております。

それから第19条、これについては部分休業することができない職員をできるだけ取得できるように環境を整えたというようなことがございます。これで、この場合はいろいろフレックスタイムを利用しながら育児休業をできると、勤務時間を変えながらというような改正でございまして、今回の場合でもこれを利用して育児休業を取りやすい環境を整えようというようなねらいでございますので、少子高齢化に対応する措置というようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 説明ありましたが、ちょっと聞き漏らしてちょっとわからなかったところがありますので、もう一度説明をお願いしたいんですが、臨時職員とか契約職員の場合の範囲がどのようになって、それで何か拡大して広げられたというふうな言葉が最後にありましたが、ここら辺もう少しもう一回説明をお願いします。



○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田辰雄君） ちょっと答弁が漏れたようでございます。

この育児短期時間勤務をできない職員、これ一般的には全員取れるわけですが、非常勤職員というのは、非常勤特別職おりますよね、皆さんは、議会議員は別ですけども、例えば選挙管理委員とかそういう方々は取れません。それから今の宿直員は取れません。

もちろんさっき申しあげました日々雇用、これについてもできませんと。短期間のアルバイトについてもできませんというようなことになりますので、そういうふうにご理解をしていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第62号、八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、議案第62号、八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、過疎地域自立特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものであります。

この改正によって、過疎法の有効期限が平成28年3月31日まで延長されました。そのため、その有効期限に合わせた条例を制定している場合には、その期日を記載した部分の改正が必要となったものであります。

次のページをご覧ください。

この一部改正の内容であります。第2条第1項中「平成22年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

そして附則として、附則に次の1項を加える。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するというものでございます。

この2条の中に平成22年3月31日までに取得したものに限り課税免除とすると、そういうふうな期日がうたわれておりましたので、その期日の部分を28年3月31日と改めるものでございます。

以上でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第63号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第63号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年6月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方自治法第209条第2項の規定により、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計を設置するため、一部改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例。

第1条に第7号として、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計を加えるものでございます。

この特別会計は、環境省の浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の規定により特別会計で処理するという旨、規定されていることから行うものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第64号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加賀谷幼児保育課長。

○幼児保育課長（加賀谷敏一君） 議案第64号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明します。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年6月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますが、厚生労働事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費

国庫負担金について」の一部改正に伴い、階層区分の追加等、保育料算定に関する部分を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

内容については、お手元の幼児保育課資料、改正の概要、それから新旧対照表に従って説明していきたいと思います。

改正の内容は大きく3点でございます。

1つには、保育料算定の際、参考とする所得税額の頭打ち限度額をこれまでの「41万3,000円」から「73万4,000円」に引き上げ、階層区分を「7階層」から「8階層」にするものであります。追加となった8階層の保育料については、7階層と同率の国の基準額に対する負担割合としました。

2つ目は、保育料算定において租税特別措置法に優遇税制の適用を考慮しないことになっておりますが、昨年、法律施行による新たな追加がありましたので、その部分の追加であります。

3つ目として、保育料は各階層ごとに3歳未満児と3歳以上児に区分した内容となっておりますが、これまで入園時点の満年齢で判定適用していたものを保育の実態に合わせた適用することができることを追加したものであります。

改正条文の説明については、次のページをご覧くださいと思います。

まず第2表、階層ごとの保育料を定めた部分であります。

次に移りまして、第7階層の下に第8階層を追加し、第7階層に属する世帯の所得税の額の部分を「41万3,000円以上」から「73万4,000円未満」とします。第8階層を同じく「73万4,000円以上」とし、保育料は3歳未満児の月額を「5万2,000円」に、3歳以上児を「5万500円」とします。

備考2の「第7階層」を「第8階層」に改めます。

備考2(2)の適用しない租税特別措置法の追加について、法第41条の19の3、第1項及び第2項は、高齢者等の居住用住宅の改修及び一般断熱改修工事の関係、同じく法第41条の19の4、第1項及び第2項は、認定長期優良住宅の新築または建築後使用されたことのないものの取得及び次年度繰越控除の追加であります。

最後、次のページですが、備考3の関係であります。保育実態に合わせた年齢区分を適用するため、「なお、年度の途中において保育の実施がとられた児童については、年度の初日の年齢をその年度中の年齢区分とすることができるものとする。」という文言

を追加するものであります。

最後に、備考5の「第7階層」を「第8階層」に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成22年4月1日から適用するものであります。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

- 議長（須藤正人君） これより議案64号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。
- 2番（見上政子君） 保育料の算定の仕方というのは各市町村が独自に決められるものであって、階層もいろんな階層、十何階層があったり、それぞれでいろんな階層があるんですけれども、あえてこの該当者がいないのに国が階層を決めたからといって当町でもこの階層を決めなくてはならないという、こういうことではないと思うんですが、なぜこの第8階層まで現在存在し得ないのにこういうふうな設定を考えたんでしょうか。
- 議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。加賀谷幼児保育課長。
- 幼児保育課長（加賀谷敏一君） ただいまのご質問でございますけども、この保育料の負担については国の制度に関わる部分でございます。したがって、制度改正に合わせてこちらでも改正すべきだと思います。現在8階層がないということではありますが、今後現れる可能性もあるかと思えます。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。
- 2番（見上政子君） 大体にして保育料が、いくら高額だといっても国の基準が10万円という、保育料に対して10万円という金額は本当にあり得ません。世界各国でもこういうふうなことはないと思います。それに当町でもあえて第8階層をつくって限度額5万2,000円と5万円ですか、これにしても非常に高い金額であります。子供一人一人に対してこのような格差を極端につけるといことは私は反対をいたします。
- 議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。この採決は起立で行います。本案に賛成の方

は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第65号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第65号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成22年6月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。真瀬休憩所を廃止するため、一部を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例。

八峰町休憩施設条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中であります「真瀬休憩所」、位置が「八峰町八森字真瀬沢1番地内」という文言を削除して、次のように鹿ノ浦と、それからお殿水休憩所、この2カ所に改めるといってございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

先日の全員協議会でご説明したとおり昭和62年度に建設した真瀬休憩所でありまして、近年は非常に利用実績がなく、また施設が老朽し使用に耐えない状況にあることから今回施設を廃止しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第66号、八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案の説明の前に、附則の別表の方なんですけど一部訂正ありましたことをお詫びいたします。

それでは、議案第66号、八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例制定についてを説明いたします。

八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年6月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。八峰町における合併処理浄化槽の整備を推進するため、条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

第1条、趣旨でございますが、八峰町における合併処理浄化槽の適正な設置、維持管理の推進を図るため、これらに関する費用負担等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は定義でございます、用語の意義でございます。

第3条は設置対象区域ということで、公共下水道、農業集落排水事業の下水路、漁業集落排水事業、これの区域外の区域としております。

第4条です。設置と管理の区分です。浄化槽の設置及びその管理は町が行うものとします。

2項において、排水設備ですが、これはこの管理においてはその使用者が行うものとしております。

第5条、設置の申請等について記載しております。

第6条は、合併浄化槽を設置する土地の使用貸借契約書の規定でございます。

第7条が分担金の徴収でございます。第1表第1号に定める標準事業、これに基づき分担金の1割を限度としております。実際には申請者ごとの事業費の10分の1に相当する額、100円未満を切り捨てます、これを徴収するものとしております。

第8条は増高経費の徴収で、補強等、特に使用者が希望して設置する場合等の規定でございます。

第9条は設置完了の通知ということで、町の工事が完了した場合に通知するものです。

第10条から第17条までは、排水設備の設置に関する基準、手続き等の規定でございます。

次のページをお開き願います。右側の方になりますが第18条から説明いたします。

第18条、使用料の徴収ということで、別表第2に定める額を徴収いたします。この使用料につきましては先の全員協議会でも説明いたしましたが、維持管理費、それから地方交付税の補てんを除いた償還額、これを基準にいたしまして使用料、6割が使用者、4割を町が負担という形で算定した額としております。

第19条は、督促手数料及び延滞金の規定でございます。

第20条は徴収の減免ということで、分担金、増高経費及び使用料、これの減免規定でございます。

第21条は、合併浄化槽の使用者の保管義務等を定めております。

第22条です。電気料及び水道料の負担ですが、このものに関しては使用者が負担するという規定でございます。

第23条は、合併浄化槽の修理の修繕の費用の負担でございます。町が行うもの、使用者が行うものを規定してございます。

第24条は資料の提出で、合併浄化槽の維持管理等に必要な資料を求めることができる規定でございます。

第25条は住所等使用者の地位の継承ということで、相続もしくは賃貸借等で使用者が代わった場合の継承を表しております。

第26条が既設合併浄化槽の維持管理の規定でございます。もう既にこの区域内で設置している方は維持管理を町に申請することができます。

2項では、この場合に分担金を免除する規定でございます。



3項においては、この申請した者から使用料を徴収するとしておりますけれども、個人設置型浄化槽、これによりますと4割が国・町からの補助でございますので、この分にあたる分について当面使用料を免除しようとするものでございます。

第27条は罰則の規定。

第28条は規則への委任でございます。

附則として、施行期日、この条例は公布の日から施行します。

それで附則第1号でございますが、分担金の限度額、5人槽から6・7人槽、8から10人槽、11人槽以上ということで掲げてございます。11人以上につきましては実際の工事費の額、それを限度額という形で国の定める標準事業費と見比べて決定したというふうに考えております。同じく使用料においても、その合併浄化槽の維持管理費等の実態に応じた形で住宅等においては使用者から6割、事業所等においては8割の負担という形で料金を定めたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 第20条の分担金増高経費及び使用料の一部または全部を減免することができる、この（1）・（2）のことについてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） この減免の規定でございますが、一般の住宅をはじめ、その場合に経済面等でですね、いろいろな問題が生じた場合とかも含めます。

また、公益上においては自治会の集会施設等については使用料、分担金等は免除という形で検討しております。いずれ、いろいろなケースが出てくるかと思っておりますけれども、それぞれの負担能力の大きい等の状況に応じて定めたいというふうに考えております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 委員会でも伺ったんですが、ここの条例に盛られてない部分なんですが浄化した処理水のことなんですね。処理水を必要なところまで処理する工事費については、それをその利用者が負担するというような委員会では何かそういう話であったはずですが。その処理する場所までの、それこそ内荒巻のコミュニティセンターみたいに50mも処理する場所まで排水を持っていかなきゃならないという、そういう住宅も中には結構あるんだろうと思うんですね。そうした場合、処理水の設置に関わる工事費が

かなりの金額になるんだろうと思うんです。そういうのがネックになってなかなか合併槽を設置しようという気にならない対象者も、当然、中にはあるんだろうと思います。ですからですね、この処理水をそういう場合にもう処理する場所までの距離が何十mにもなるという、それこそ工事費が非常にかかるという場合にですね、やっぱり何らかの助成措置があってしかるべきだと私は斯様に思うわけですが、その点についてそういう考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 確かに柴田議員のおっしゃるとおり、合併浄化槽の設置に関しては排水設備として家屋内、それから逆に合併浄化槽から出る排水部分、これは個人の負担というふうな形になっております。私方も今設置にあたってもう既に緊急リフォーム関係で応募している方々の実態調査等行っています。排水についてはやっぱり個々様々で、今おっしゃったとおり十数mも要する人、すぐ道路に排水する人等があるようです。国からの定められておりますこの標準事業費なんですけれども、これを実際入札した場合、設定した場合にはかなり下回る予定ですので、この標準事業費内で排水設備関係、個別個別において、特に排水関係なんですけれども十分町の方で配慮した形で施工していきたいというふうに思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） その場合にですね、処理水の設備の維持管理等は当然設置者が行うということになるわけですか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 処理水に関しては、合併浄化槽の性能がよくなって今のところ放流先ですね、承認なくてもいいというふうな形になったようです。いずれ個別個別においてですね、いろいろな事情が出てくるかと思えます。今の排水のものも一つです。それから設置の場所において石垣があるとか樹木があるとかいろいろなケースが出てくるかと思えます。その都度、町の方で設計を組み合わせながら使用者の方々と十分協議しながら、目的は合併浄化槽をより多く設置したいという考え方でありますので、その方向に従ってまいりたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 先ほどの課長の説明に、経済的な支障が出た場合に使用料を減免することができるということでしたが、これをこのまま受け取ってよろしいでしょうか。

何か規則とか、何かこのほかにあるんでしょうか。経済的支障が起きた場合、ほとんどの家庭が経済的な支障はいつでも起きると思うんですけれども、どのような規定があるのかももう一度説明をお願いします。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 条例20条においては、1号で公益上特に必要があると認めるとき、2号でその他特に必要があると認めるときということで、福祉課の方ともいろいろ協議いたしますけれども、生活保護であれば即時にその認定になったときから、また、失業等のあった場合においてはそれらも十分個々のその状況に応じて判断し、減免の措置を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） もう1点についてお尋ねいたします。

既に設置されている浄化槽の買い上げについてなんですが、町では既に設置されている施設について町で何か買い上げるというような、そういう方向のようですが、それこそその基準があるのかどうか、それこそ設置されて10年も経ったもの、中には私の友達のところは今年使用したばかりというのもありますので、そういうものについてある一定の基準があるのかどうか、設けているのかどうか、それについてお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 既設の合併浄化槽なんですけれども、これについてはその施設自体を町の方に寄附という形でお願ひしたいと思っております。この前説明いたしましたが、維持管理費等のものについては計算上では6年間、使用料免除。これを寄附しないでそのまま使用ということであれば、本人が当然その維持管理費等を払っていくという形になりますので、先ほど申しましたが個人設置型の補助、これの規定の恩恵を受けられるような形で、これの条例で運用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

.....  
午前11時50分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第11、議案第67号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計の繰入れについてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長(武田 武君) 議案第67号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入れについてをご説明いたします。

63条で八峰町合併処理浄化槽特別会計を承認していただきましたが、平成22年度においては八峰町一般会計から500万円以内を繰り入れるということで限度を定めてもらいたいというふうに考えております。

提案の理由でございます。地方財政法第6条の規定により、特別会計への繰出金について議会の議決を必要とするためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可

決されました。

休憩いたします。1時開会いたします。

午前 11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（須藤正人君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第12、議案第68号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第68号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成22年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,252万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,519万2,000円とするものであります。

6ページの歳入から説明申し上げます。2、歳入、15款2項2目民生費県補助金、補正額6万4,000円。1節社会福祉費補助金6万4,000円。難視聴児補聴器購入費助成事業補助金ですが、これは18歳未満で身障手帳の対象とならない人に対する補助でございます。5目農林水産業費県補助金、補正額261万円の減額。1節農業費補助金261万円の減額です。農地集積加速化基盤整備事業ですが、これは大沢土地改良区の事業が未実施になりましたので、全額補助の減額でございます。7目教育費県補助金、補正額4万4,000円。1節教育費補助金4万4,000円。5の地域ぐるみの学校安全対策整備推進事業費補助金ですが、これはスクールガードリーダーに対する県の補助金で、3分の2の補助でございます。18款繰入金1項1目老人保健特別会計繰入金、補正額22万8,000円。1節老人保健特別会計繰入金22万8,000円。老人保健の特別会計からの繰入金でございます。21年度の決算の精算に伴って、老保会計から一般会計へ繰り出されるものでございます。

7ページ、18款繰入金2項基金繰入金3目雇用創出基金繰入金、補正額2,000万円。1節雇用創出基金繰入金2,000万円。繰入金2,000万円。これは歳出の方でも申し上げますけれども、労働費の方にありますが緊急雇用対策費の八峰町の雇用創出活動支援事業に対する補助金に充当するものでございます。19款繰越金1項1目繰越金、補正額4,480

万3,000円。1節一般会計繰越金4,480万3,000円。財源不足による財源の調整でございます。本補正後の留保財源は1億7,084万9,000円となります。

次に、8ページの3、歳出、1款1項1目議会費、補正額73万7,000円の減額。

これからですね職員等の人件費の関係がずっと出てきますけれども、職員の給与のですね人件費の関係につきましては4月の人事異動、あるいは年度の途中で若年の退職が1名ございました。それから子ども園の方で保育士が1名産休で現在休んでございます。それに関わるものでございますので、以下、人件費については説明を省略させていただきたいと思っております。

なお、共済費の負担金のご覧でございますが、これにつきましては先の全協の中でも皆さんに担当の方から説明ありましたけれども、これにつきましては法律の廃案に伴ってですね追加費用ということで上乗せされたものでございまして、これにつきましても内容につきましては省略させていただきたいと思っております。

それでは10ページを開いていただきたいと思います。10ページの5の財産管理費の需用費でございますが、15万円。需用費の15万円でございますが、修繕料でございます。これは旧峰浜商工会館、現在峰浜土地改良区で使用されてございますが、窓枠の修繕費でございます。それから12の役務費25万3,000円、それから14の使用料及び賃借料23万6,000円、15の原材料費42万円、いずれもこれにつきましては畑谷集落地内ですね公道の舗装関係でございます。延長が55メートル、幅員が2.6メートルから3メートルでございます。6目企画費、補正額29万2,000円。8の報償費24万円、9の旅費10万円、それから需用費の7万2,000円、その中でもですね、需用費の中でも消耗品と食料費も含めて、これらにつきましては前に説明もありましたようにジオパークのですね当初予算の増を全額減額しまして、19の負担金補助及び交付金の56万円のジオパーク推進協議会の方に町で補助金を出すということになります。7の電子計算費9万7,000円、13委託料9万7,000円、内部情報システム保守委託料でございますが、これにつきましては職員用のですねファイルサーバーの機器の保守業務の委託関係でございます。

11ページ、11諸費、補正額3万5,000円。19負担金補助及び交付金、これは防犯協会に防犯パトロール車がございましてけれども、これに対する自動車税の分でございます。2款2項1目税務総務費786万4,000円の減額でございます。人件費でございます。

11ページを飛びまして……ずっと飛びまして14ページ、2款4項3目参議院議員通常選挙費ゼロでございます。これは11の需用費の消耗品費とですね18の備品購入費の予算

の組み替えでございます。18の備品購入費、選挙用のテーブルでございます。3款1項1目社会福祉総務費176万8,000円の減額でございます。どうもすみません、これも人件費でございます。3款1項3目障害福祉費12万8,000円の補正額。20の扶助費、難聴児補聴器の購入助成事業費でございますが、先ほど歳入で申し上げました身障手帳の持たない18歳未満の者に対する助成でございます。2件分でございます。

16ページ、17ページを飛びまして18ページを開いてください。4款1項1目保健衛生費23万4,000円。すみません、これも人件費でございます。2目の予防費1,044万9,000円。8の報償費30万3,000円。説明のところで分かれてございますけれども、1の健康増進事業報償費の4万円につきましては、子宮頸がんのワクチン接種にあたりですね、保護者を対象にした健康教育のための医師の報償費でございます。説明の6の夏期巡回ラジオ体操の関係報償費でございますが、これにつきましてはラジオ体操に参加された人たちの記念品でございます。12役務費3万円。その他保険料。これはラジオ体操に参加する人たちの損害保険料でございます。13委託料84万6,000円。同じくラジオ体操の送迎バスの借り上げ料でございます。大型バス23台分を予定してございます。19負担金補助及び交付金927万円。2の補助金、任意予防接種補助金でございますが、これは子宮頸がんのワクチンの接種の補助でございます。対象者につきましては中学生89名、それから16歳から19歳までが117名、締めて206名分の4万5,000円でございます。5埴川健康センター管理費、補正額が136万円。12役務費31万円。手数料でございますが、これは浄化槽の汚泥のくみ取り料ほかでございます。13委託料の105万円につきましては、保健センターの屋根の改修工事の設計管理委託料でございます。

19ページの4款4項1目合併処理浄化槽施設費、補正額が430万5,000円。区分の19負担金補助及び交付金65万円。これにつきましては、合併浄化槽の改造に対する資金の融資、あるいは排水設備の工事の助成等でございます。助成に関わる件数につきましては、5万円の12件を予定してございます。28繰出金365万5,000円。合併浄化槽事業の特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

20ページ、5款1項4目緊急雇用対策費、補正額2,000万円。19負担金補助及び交付金2,000万円。これにつきましては、八峰町の雇用創出の活動支援事業費の補助金でございます。6款1項5目農地費、ここでは11の需用費の7万7,000円とですね、それから14の使用料及び賃借料、これは組み替えしまして11の事務局費の方を減額しまして消耗品の方に回してございます。13の委託料600万4,000円の減額でございますが、これは大沢

の土地改良区の事業の中止により、全額の減額でございます。

22ページ、19負担金補助及び交付金105万円の減額ですが、これも大沢土地改良区の圃場整備が中止になりまして、それに伴う減額でございます。16猿害対策事業費118万1,000円の補正でございます。19負担金補助及び交付金、八峰町の猿害対策地域協議会に対する補助金でございます。これにつきましては、国の事業の仕分けによりまして国からの補助金が減額されたことに伴ってですね、町単独でこの協議会に補助をするというものであります。

23ページ、6款2項3目林業整備費、補正額100万円。節の13委託料100万円。林道敷砂利飛散流出防止試験業務委託でございますが、これにつきましては林道ですね馬立場と横沢線を予定してございます。アスファルト乳剤によって試験的に飛砂の防止をやってみようと、こういうことでございます。6款3項2目水産業振興費、補正額45万6,000円。9の旅費45万6,000円ですが、これは県にですね、首都圏に本町の水産物の販路の拡大のためのキャンペーンを実施するための職員の派遣の旅費でございます。

24ページ、7款1項2目商工振興費89万3,000円の補正額。12役務費、手数料でございますが69万3,000円。これは産直施設のぶりっこのですね看板と照明等の取り付けでございます。19負担金補助及び交付金は20万円。県の企業誘致の推進協議会に対する負担金でございます。3目観光費23万円。14使用料及び賃借料の高速道路使用料につきましては、青森までのDCに関わるものでございます。19負担金補助及び交付金20万円。町観光協会に対する補助金でございますが、これにつきましては、ご案内のように新幹線が新青森駅まで今年の12月に入ってくるわけですが、それに伴う観光客の誘致に対するPR大使の募集をやりたいと、こういうことでございます。

25ページ、8款2項1目道路維持費、補正額358万3,000円。11の需用費108万2,000円でございますが、これは修繕料につきましては町道の磯村線の舗装を予定してございます。12役務費83万7,000円の手数料でございますが、町道の舗装の補修作業を実施するためのものでございますが、町道大槻野線、あるいは町道の大沢大信田線等を予定してございます。

26ページ、使用料及び賃借料、先ほど申し上げました町道の補修に伴う重機等の借り上げ料でございます。16原材料費92万7,000円。町道の補修用の材料、あるいはコンクリートの二次製品等でございます。2目道路新設改良費735万8,000円の減額。17の公有財産購入費81万9,000円ですが、用地買収費でございます。これは町道の岩館小入川線の用地



でございますが、国土調査によって用地が確定されまして全筆買収するものでございます。

27ページの22補償補填及び賠償金81万9,000円。先ほど申し上げました用地に対する移転補償、あるいは立木補償等でございます。建物の倉庫の解体等も含まれてございます。8款3項2目河川維持費46万5,000円。12の役務費14万8,000円。これは町内の杉ノ沢川の浚渫ほかでございます。14の使用料及び賃借料28万5,000円。同じく重機の借り上げ料でございます。16原材料費の3万2,000円は、茂浦地区の水路の浚渫に関わる補修の材料費等でございます。

28ページ、8款5項1目の住宅管理費、補正額2,075万9,000円。12の役務費73万5,000円の手数料は、町営住宅でございますが、これは夕風第2団地でございますが、このアリを防除するためのものでございます。19負担金補助及び交付金の2,000万円につきましては、住宅リフォーム緊急支援の事業の補助金でございます。9款1項3目消防施設費14万1,000円。11の需用費の14万1,000円。消耗品でございますが、これは消防の操法訓練大会用に使用するポンプ車のホースでございます。第10分団本館班を予定してございます。それから看板もこの中に入っておりますが、本部分団の詰め所の看板でございます。

以上9款まででございますが、10款からは教育費でございますので教育委員会の方から説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、私の方から教育費の方の歳出の方を説明させていただきます。

30ページお願ひします。10款教育費1項教育総務費2目事務局費の13万1,000円の補正額でございますが、そのうちの8節の報償費につきましては4万4,000円の補正でございますが、先ほど副町長の方から歳入の方で県支出金、県の補助金の教育費補助金として計上させていただきました。県の事業の確定に伴いますスクールガードリーダーの報償費として計上させていただいたものでございます。

次のページの31ページ、2項の小学校費でございます。2目と4目、水沢小学校費と八森小学校費でございますが、町内に5校の学校があるわけでありまして、トイレの汚水管の流れが悪くなり、また臭気も感じられることから、カメラによって内部を調査い

たしました結果、排水の不良や管の中に原因となります尿石の付着がありました。それを除去するために、まず多いところの2校について今年度清掃しようということで污水管の清掃委託料として、水沢小学校費25万3,000円、八森小学校費31万円計上させていただきました。残りの3校については次年度に計画してやっていこうと思っております。

次のページ、32ページをお願いします。3項の中学校費2目の峰浜中学校費25万9,000円の補正でございます。峰浜中学校のテニスコート、建設当初は8面ありましたが、現在は4面使用しております。子供たちの少なくなった関係もありまして4面を使用しておりますが、傷みが激しくなり、体育の授業やクラブ活動に支障があるということで、今年度と来年度、2面ずつ補修をするということで役務費、使用料及び賃借料、それから原材料費ということで25万9,000円を計上させていただいたものでございます。大きな工事でなく、土を掘り返して砂を入れてローラーをかけてラインを引くという工事で、2年に分けてやるということにしております。

次のページ、4項社会教育費の2目の公民館費の補正額100万円でございますが、先の方でもお話ししましたファガスと峰栄館の図書館の図書充実のために計上させていただいたものでございます。5目の八森文化交流施設ファガスの管理費でございますが、7万円計上させていただきましたのは、建設当時から使っておりました掃除機2台ありますが、使えなくなりまして更新をしようということで計上させていただきました。次の6目の秋田県体験活動センター管理費につきましてマイナス531万7,000円の計上でございますが、定年退職に伴いまして正規の職員が給食センターの方へ異動した関係で、その人件費を減額したものでございます。

次のページをお願いします。給食センターの方に職員を異動させた関係で不在となりました職員の補充につきましては、半年間の臨時職員を雇用するということで日々雇用の費用賃金として113万1,000円を計上させていただいたものでございます。

次に、35ページになります。10款3目のスポーツ少年団総務費29万4,000円の計上でございますが、バスの借り上げ代として計上させていただきました。昨年度までは学童野球大会の準優勝校がAKT杯に出場権を得ておりましたけれども、今年度からは優勝校だけ除いて予選を行うということでありまして、また、その同じ日に能代市で郡市のミニバスの大会がありまして、ここに3校、小学校が出場する関係で、予定しておりましたバスが足りず借り上げをするということで29万4,000円を計上させていただいたものでございます。次に、4目の体育施設管理費につきましては、峰浜野球場のトイレの漏水

に伴う工事費ということで11万1,000円、修繕費として計上させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 大沢土地改良区の事業が中止になったということで3ページにわたって減額されておりますけども、20年の仮同意をもらう際ですね、仮同意の同意率は86.7%と先ほど町長の報告にございましたけども、この仮同意にですね捺印した方の何名か私伺ってますけども、調査することには同意したと。事業に行うことに同意したのではなくて、調査することにはいいだろうということで判子をついたという方が何名か私の知ってる範囲でおります。県で同意率を100%とした結果は、これが中止になったようですけども、その本同意の判子をもらうとき、その結果が73.5ということはですよ、今言ったように調査することには判子をついたという方が何名かおって、おそらく同意率が下がったんだろうと思います。それこそ拙速に事を進めたのではないかなという気がいたしますけども、その点についてはどうなのかということ。

それから埴川の健康センターの雨漏りについてなんですが、この雨漏りは今年に入って雨漏りしたのではなくて、天井の染みは2年も前からこの天井に、待合室の天井には染みがございまして、監査でここを訪れた際、私が「雨漏りしてるんじゃないかな」という話をいたしました。なぜ数年前から雨漏りがあったにもかかわらず今まで放っておいたのか、その点をお尋ねいたします。

また、今回これは調査してこれから工事費を確定するんだろうと思うんですが、このとよの部分だけを、この調査結果どうなるのかわからないですが、この説明によれば雨漏り箇所と思われる部分と、この写真によればですね、とよの部分だけのように感じますけども、おそらくこれシートそのものもかなりもう古くなってきているのではないかなという気がいたします。築、もう平成7年の建築ですので、もう20年まではならないんですが15年、16年は優になってるわけですね。ですから、その部分の改修も当然必要になってくるんじゃないかなという気がいたしますけども、その雨漏りの直接の箇所だけの補修にとどめるように考えているのかどうか、その点についてもお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） 柴田議員の最初の大沢土地改良区の圃場整備事業の関係

についてお答えいたします。

大沢土地改良区の圃場整備事業については、24年度から県営の圃場整備事業として事業申請をしておりました。その前の段階でいろいろ調査事業がございます。まず最初に平成21年度、昨年ですけれども県の補助事業で調査事業を実施しております。事業費は100万円、県が50万円、町と土地改良区が25万円ずつの調査事業をやっております。その調査事業を開始するにあたって仮同意を条件としてありました。その際は90%近い同意率で実施できるということで、86.7%、それで県営の調査事業をスタートしました。それで平成22年度、今度は国の補助事業で3つの大きな補助事業があるということで、今年に入ってから県の方でいろいろ国の事業仕分け等におきまして、皆さんもご存じのとおり土地改良関係の国の予算が大幅に減じられております。それによって秋田県でも幾つかの事業申請しているところありますけれども、大沢の土地改良もその一つなんですけれども、まず一つは本同意100%を求めてきたという、非常に今までとは、かつて目名瀉地区においてもこういう事業をやりましたが、そのときは100%という条件はありませんでしたけれども、今回は特に厳しくて県の方から100%なければだめだということで、それを条件として国の調査事業は2月頃なんですけれども、県からの国に要求する関係から3月の中頃までには本同意を100%にしてくださいということで、土地改良区の役員の皆さんは2月から組合員を回って本同意取得についていろいろ事業の説明を行って回って歩いたわけですが、残念ながら73%で終わったということで、最終的には県と協議してこの調査事業を見送ることにしました。決して本同意を急いだわけではありません。これは県営事業ですので、町としては県の指示に基づいて行動したものでございます。

その結果、まず最終的には3月の土地改良区の総会で組合員の意見を集約して、3月23日に最終的に事業を取り止めたという経緯でございます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、ご質問は2点あったかと思えます。それで1点目、2年前監査で染みが見つかったと。なぜ今まで放っておいたのかという趣旨であったかと思えます。

それで私の立場ってということで大変申し訳ないんですけども、この点をお答えしますと、今、皆さんご承知のとおり昨年の合併、そして埴川、当時の出張所ですね、が廃止になった関係で、この4月から福祉保健課の方で建物が健康センターということで私

の方の管理ということになってます。それで実はこの染みの件に関しては、私が聞いたのは3月の終わり頃でした。それで、その時点で、その後こういう調査の結果、雨漏りの原因がとよであったと思われるということで今回補正予算あげてるんですけども、大変ちょっと私の立場ではですね、ちょっと2年前から今までのどうしてどうしてあったのかというのはちょっと私答えられませんので、その点はちょっとご容赦願いたいと思います。

それから2点目のとよの部分じゃなくて屋根も相当防水シートですね、これらが古くなってるんじゃないかということで、屋根に上がってみますと明らかに漏水部分というのはとよの部分でしょうというのは私方で思ってます。それでその他の部分についても、いわゆるメーカー保証というのがもう10年だということで、現時点ではやっぱり見た感じ、当時の新品がちょっと私、目にしてないんですけどもやっぱりちょっと古くなってるのかなと、そういう感じだと思います。それで、ご質問では検証的なものですね、ほかの部分はどういうことであったかと思えますけれども、今、町の方で考えているのは、雨漏りの原因がとよ部分でしょうと。とよ部分だけを補修しても、また遠からずこのような現象っていうんですかね、起きるんじゃないかということ踏まえて、屋根の形状そのものをですね、変えるような形の方がいいんじゃないかと。ただ、そうなりとやっぱり専門家っていうんですか、入れて相談しながらやっていかないとちょっとできない部分ですから、今回このような形で補正予算、設計管理委託料を計上させてもらっている次第です。

以上です。

- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。
- 3番（柴田正高君） この土地改良事業につきましてはですね、目名潟部落では過去二度、土地改良を実施してるわけですけども、そのときは100%の同意というのは県の方でも求めなかったわけですけども、本来であればこういう事業は100%が本来だと思うんですね。そうじゃないと7割の同意で確か以前はですね、事業ができるということになっておったようですけども、それこそ部落民同士の軋轢を生むんですね。それで、それこそ賛成した人、それから賛成しなかった人、当然、賛成しなかった人の部分は除かれるわけですから、それが端にあるんならもうそんなに工事に支障ないんですが、工事の真ん中に賛成しない人の土地があったりした場合は非常にできた田んぼも不整形になったりとかする場合もございますので、本来であれば100%が基本だろうと思うんです。そう

いう中であって先ほど私が言ったようにですね、当初から100%は無理、それから調査だけなら構わないということで判子をついた人も何名もおって、それこそもう当初からの事業は推進するのは無理があったのではないかなという気が私もしておったわけですが、実際そのようになったわけですね。これを事業の推進は県の方で、町はそれの手助けをしたというに過ぎないようですけども、当然調査に関わる分も町の負担分も当然あったわけですから、当然その時点でですね、無理だというのであれば県の方に町の方としても何らかのアプローチがあつてよかつたのではないかなという感じがいたしますけども、その点についてはどうなのか、いま一度お尋ねいたします。

それから、この埜川の健康センターの雨漏りにつきましてはですね、いろいろと問題のあつたこの施設でありまして、それこそ完成当初から雨漏りというのは、風の吹く状況によつてですね、玄関のホールの方に雨漏りがすると、屋根のとよからですね。それで業者さんが何度か無償で修理なさつたようですけども、今回は施工上の雨漏りじゃなくて完全にとよの老朽化による雨漏りだということのようですけども、このとよの勾配や何かは適切であつたのかどうか。勾配が緩くて水はけが悪いとか、そういうことが当然想定されるわけですけども、そういうことはないのかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） 先ほども申し上げましたが、大沢の土地改良整備事業については24年度事業採択ということで、実は21年度、先ほども申し上げましたが100万円で県営の調査事業をやっております。そのうち町の負担が25万円となっております。そのときは同意率が、仮同意ですけども、これをやるためにも一応仮同意ということで事業に着手しました。その段階で本同意が100%切れるという予測はつきませんでした。そして21年度、この事業をやらなければ組合員に事業の説明もできないということで、県営事業であります。その県営事業では用排水の系統、それから土壌等の現地基礎調査を実施しました。そのほかに大きな区割り、農道とするか排水路、代排水路とするか、用水路とするか、そのような、それから農道との基本設計、その図面を持ちまして各集落に出向いて事業の説明をしたわけでありましたが、残念ながら本同意は73%で終わったということで、その調査の段階では土地改良区としても100%同意を目指してみんな説明会等を実施したわけでありましたが、そういうことであります。よろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えしたいと思います。

当初からの雨漏り云々の話、私も役場の中にいますんで直接担当しなくても何か当初からトラブル的にあったような、私の立場で言うとうわさ話っていうんですか、そういう感じでは聞いております。その後は非常にそういう話題がなかったんで直ったのかなとは私なりに思っていた次第です。それで一つは構造上のことで勾配が緩くなかったのかという話でしたけれども、ちょっと私、そこいら辺については申し訳ありませんけれどもちょっとわかりません。その当時の設計上、そういう構造でよいということであったかと思えます。ただ課題っていうんですかね、実際屋根に上がって見た感じからいきますと、非常にとよの上にドレーンがあるわけですが、周りにもやっぱり木とかがあります。やはり木の、木の葉っていうんですかね、それらが屋根に落ちるものですか、それらがどうしてもそういう水抜きドレーン付近にたまったりしているというように一つの構造上の問題っていうんですかね、あわせて屋根は非常に勾配が緩くてですね、それでもまだ水はとよに集まる工法になってるかと思えます。

以上ですね、いずれ構造上の話になるとちょっと私お答えできませんので、その点ご理解願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど柴田議員からお話あった建設時点からの云々の話は私もちょっとそこら辺は把握してませんが、いずれ監査の際に2年前にそういう状態があったということについて、私も今年の春、出されてきて初めて知ったわけで、内部的にそういう連絡とかですね早めにするという体制にちょっと問題があったのかなと思えますので、そういう点は少しこの後ですね、指導してまいりたいなと思ってます。

それから構造的な関係については確かにアドバイスを受けましたけども、今のとおり補修した場合はまた同じようなことが起きるといふような状況ですので、そういうことにならないように根本的に変えたいということで、屋根の構造そのものをですね、変えていきたいと、今回はそう思っています。ただ、それだけやってもなおかつ現在下に染みつけている状態がありますので、もっと別な箇所ももしかすると補修しなきゃならないということも想定されますので、それらを含めながらもう少し専門的な人から全部精査をしていただいて、その上で設計等を組んでもらって、それで確定した段階で事業書をあげようと、こういう段取りでいくつもりでございますので、どうかひとつよろしく

ご理解をしていただきたいと思います。

それから大沢の圃場整備の関係からいきますと、確かに土地改良区自体のですね、やっ  
ていこうという当初の意気込みはあったわけで、当然、最初からこれはだめになるとい  
う想定には立ってなかったと思います。そういう面では、先ほどいわゆる拙速であった  
のではないかなという話はされてるんですけども、ただ全体的には調査をしながら順序  
立てて進めておりますし、改良区としてはやる際は内容を周知しながら同意を得られる  
という見通しに立って頑張ったと思います。ただ、今回100%同意という従来にない形で  
新しい政権になってからの問題が出されてきましたので、そこら辺からいくと非常に厳  
しいハードルもあったし、なかなか大変な要素でなかったかなと思ってます。最終的に  
土地改良内部でいろいろ検討した結果ですね、どうしてこれ以上は無理できないという  
ような状況に断念するということですので、我々も当初はそういうものを全面的に支援  
していこうということで町でもやったわけでございますけども、今現在ではちょっとこ  
れを続けるというわけにはいきませんので、今回はやめるということになりましたので、  
そこら辺の事情についてもご理解をしていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） これをやめたことによってですね、先ほど申し上げましたように  
部落の中でですね、何もならない軋轢が生じてるわけですよ。あなた方が反対したため  
にだめになったとか、そういう話を耳にしていますのでね、それこそ今後はですね、町に  
こういうことを求めるのもどうかと思うんですが、なるだけ軋轢の解消等、できれば努  
めていただきたいと申し添えて私の説明を求めるあれを終わりたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 埴川健康センターについてお伺いしたいんですけども、ここ  
に屋根の改修工事設計管理料ということであらうたっておりますけども、屋根の形状を根本  
的に変えるとなれば相当な金額かかると思うんですけども、これは何を想定した105万円  
なのか。今後の工事の額によっては変更になっていくのか。この段階の105万円の設計と  
管理と両方入ってるのかですね、その辺の金額の根拠。

それとあと町営住宅のアリ対策ですか、これは大規模にアリ対策の防御剤を散布する  
というようなことですが、これは粒剤なのか、あるいは液剤のものを散布するのか、  
どちらの方向でいくのかね。それと非常に幼い子供さん方がいっぱいいますので、あま  
り粒剤とかでやれば非常に毒物の高い薬剤になると思いますので、十分な注意を促しな



がら工事にあたってほしいなと思います。

それから水産業の販路拡大ということで県と一緒に同行していくことになろうと思いますけども、非常に県としてもね、やっぱり秋田県は販路拡大が非常に不得手だというふうなもともとの話がありますけども、知事さんが手を上げて旗を振っていこうというふうなことでありますので非常に結構なことなんですけども、やはり大枚の金をかけて行きますので八峰町のハタハタをね、十分にパフォーマンス、PRして、よその県に、よその市町村に飲み込まれないようなやっぱり我が町をPRしてほしいと思いますけども、その辺の打ち合わせ、決意のほどをね、聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 設計委託料の100万円、消費税入れて105万円を今回計上させてもらってます。これをあげる段階で業者さんには内部っていうんですかね、先ほど町長もおっしゃったように漏れの関係で内部がどうなってどういう補修をしなけりゃならないのか、それらについては設計屋さんと十分、設計屋さんというのは当時設計した設計屋さんですけれども、その人と詳しい話はしてませんけれども、とにかく現在の屋根の形状をちょっと変えて、今の過渡勾配というんですかね、そのような感じで鋼板でやった場合、それから現状のままでシート方式でやった場合、それから屋根の材質を例えばステンレスというようにやった場合ということで、概算でお金弾いてもらったのがあります。それらの中で、あわせてこの場合は設計管理料はこのくらいになりますよというのもし示されてましたんで、それを一つの参考にしながら今回このような形であげさせてもらっているということでご理解願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 町営住宅のアリの駆除についてでございます。

今までも発生しておりまして、その際は顆粒状といいますか、粒剤のものを巣穴周辺にまいています。今回は範囲が広いもんですので、とにかくまず今アリの動きをですね、察知しながら、できるだけ巣を多く見つけて、その状態でどのようなものが一番効果があるのかという形で、今までですと町等の所の巣等にはほとんどが顆粒状の駆除剤といいますか、そういうのをういていますので、いろいろ併合しながらエリア全体の駆除を徹底していきたいというふうに思ってます。

現地もですね、下見しております。子供等、生後間もない子供もおりますので、その

状況も話しておりますので、その取り扱い等について十分注意しながら行います。

○議長（須藤正人君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 水産物、ハタハタのPRについてのご質問でありましたけども、首都圏等で行います秋田県の加工と物産展等がございますので、多分それに県の水産漁港課、それに我々も同行していくのかなと思っております。その際には当然、八森ハタハタというものを全面に出したPRをしていきたいと思ってますし、この前もお話ししましたけども、ハタハタのかぶりものというものをちょっと今作ろうかという計画を立てています。そのかぶりものをしながら会場で八森ハタハタというものをPRしたいなと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 14ページの選挙費の参議院選挙の費用なんですけれども、先回の町議選の投票の際にですね、会場に行くのに手押し車がほしいっていうふうな高齢者の方々からの声がありました。本当に高齢者にしてみれば「もうじゃま悪くなってしまうて、とてもじゃないがあそこでヨタヨタと何かさ突っ張りながら歩くのはもう投票に行くのが嫌だ」っていう、そういう声があったりしました。家族の方からもぜひ手押し車を会場に置いてほしい。期日前投票も同じで、そういうのをぜひ配備して、費用を組んでもらいたい。この中にテーブルしか入ってませんので、このような配置ができないのでしょうか。

それとですね18ページですけれども、2の補助のところ子宮頸がん予防ということで、これは本当に先進的な取り組みで大変に評価されますけれども、ただですね、予防接種をどのように行う予定なのかどうなのか。そして19歳未満の対象者に、高校生含めて19歳未満、非常にこれは難しい問題ではないかと思うんですが、せっかくこういうふうな多額の予算を組んでますので、これをなるべく多くの方々に受けさせてもらうためにはどのように考えを持って実施していこうとしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それとですね、県の方でもこの子宮頸がんに対する補助を検討するっていうふうな魁の記事に大きく出てました。そこまで出るからには検討するのが検討しなかったということはあり得ないと思いますので、これを実施した後で補助対象になる八峰町がだめになったということのないように、ぜひこれを県の方の補助対象と合わせてこれを行えるようにしっかりとこの点を確認してもらいたいと思います。

以上、このことについてお尋ねします。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対して答弁を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田辰雄君） 見上議員の参議院選挙の予算関連について答弁申し上げたいと思います。

7月の11日ということで投票日が決まったようでございますが、実は今日そのことで選挙管理委員会が開催されます。会場につきましては、できるだけバリアフリーの形でどなたでもすぐに投票できるような会場の設定が一番いいわけございまして、各会場に車いす、それについては配備しておるわけですが、議員のおっしゃるような手押し車、これについては備えておりません。選挙に来る方々はそれぞれの手押し車で来られる方もおるわけですが、その人たちがスムーズにそのまんまで会場に入って投票するということが一番いいわけございまして、それができなくてそこでバリアフリーでない場合は靴を脱いだりということがございますので、その辺については今回参議院選挙の委託金の中で対応できるのかどうかということも今日の選挙管理委員会の方に諮りまして、柔軟に対応したいものだなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それではお答えします。

1点目、子宮頸がんのですね、予防接種をどういう形でやっていくのかということなんですけれども、現在のところは個別接種という方法でやっていくことにしています。

それから2点目ですけれども、19歳未満の対象者にどのような形で受けさせていくのかということなんで、まずは子宮頸がんの問題が出たのが非常に日本では何と申しますか、一般の方にとっては新しいニュースかと思えます。その点を含めてですね、まず広報、25日、今回予算議決していただければですね、まず25日には町の方で「こういうふうに助成しますよ」というのも広報していきたいと思っています。それから7月に入りますと2回、峰浜地区と八森地区の2カ所です保護者、主に中学生の保護者になるかと思えますけれども、それらへの説明会を開催しますけれども、そこにですね結局19歳、あるいはそれ以外の方でも結構なんですけれども、子宮頸がんについて知りたいと、そういうような方については参加してくださいと、そういう形で呼びかけしていきたいと思っています。あとそのほかですね、今回、実は教育民生委員会、それから全員協議会でこの話をしながら、その後ですね、医師会とも、接種にあたっては医師会さんの協力と

というのは非常に大切なので医師会さんとも内々という形なんですけれども話ししてしますので、接種推進にあたって医師会さんともですね話し合いの中でいい方法があれば、それらについてもやっていきたいと。というのは、ここには補助金の形でなってるんですけれども、医師会さんの方で了解が得られれば窓口の方で処理してくれるというような話も医師会さんの方で検討するということなんで、その段になるとちょっと予算の組み替えが必要なんですけれども、そこいら辺を今検討、もし今回議決していただければ正式に医師会さんと話し合いしていきたいと思っております。

それから県ですね、1週間、10日ぐらい前だと思うんですけれども、知事が子宮頸がんのワクチン接種に対して前向きに検討するような記事が載ってました。それで担当の方から県の担当課の方にちょっと聞いたんですけれども、今の段階では具体的にいつどいう方向でどのような形でやるというのは担当課の方には下りてないというんですか、まだそこまでは言ってないというお話を伺ってます。いずれにしてもですね、今回、町の方で町単独事業として進めていくわけですけれども、当然そういう県の補助というんですかね、そういうものがあればそれに合致するような形では進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 参議院の選挙の方なんですけれども、手押し車、大した金額ではないと思います。これが1台、2台あれば、あそこに行けばあるんだよということで、それは安心して投票できると思います。車の中に手押し車を入れられる家庭と入れられない家庭があると思います。折り畳みの簡単な家の中でも押して歩くような手押し車を皆さん持ってるとは限りません。道路を歩くときの箱型の手押し車、あれどうやって車に積んでいくのかちょっと疑問ですけれども、そういうことよりも、やはり投票率を伸ばすためにもそういうふうな配備をしていかがでしょうか。

それとですね、いろいろ福祉保健課の課長の方から説明ありましたが、7月に入ってから2カ所で説明をすとか、これで中学生が本当に接種できるのかちょっと心配ですが、19歳未満の人たちがこういう説明があるから来てくださいと言って多分誰も行かないと思います。ここには任意接種の予防の補助金だけが載ってますが、やはりこれに対するパンフレットとか、19歳未満の方々もぜひこれは受けるべきなんだ、もう子宮がんになったら大変なんだ、子宮頸がんというのは入り口のところです、これががんにな

犯されれば本当に大変だということをよくよく教宣するような、そういう予防接種の補助金だけではなくて、教宣活動に対するパンフレット、こういうのも、ここまでやったからにはやはり受けてもらう、こういうふうな強い意気込みでやってもらいたいと思います。答弁はいいです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 猿害対策の件についてお伺いをしたいと思います。

先ほど町長の行政報告で、予算がつかなかったのものでその分補填をしたいということでお話がございました。なるほどここに行政報告を見ますと、計算しますと200万円きっちりなるようですが、当初予算で150万円ほど予算を計上しておりますし、今さらにここで110何万円を補正することになりますと、200万円がソフト事業で残りの分がハード事業ということで解釈してよろしいんですか。これが1点であります。

もう1点、このように国の財政事情が大変厳しくなってきておりますので、年々、町に対するこういった補助事業等も減額の傾向にあるかと存じます。そうしますと、猿害対策ということで付け放題に予算を付けるというわけにはいかなくなってくるだろうという具合にも思いますし、この後、被害の方は拡大する傾向にあるかと思うんですが、これらの対策についてですね、どのような方向付けを持って対処されるのかですね、そこをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須藤正人君） 7番議員の質問に対して答弁を求めます。松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） 当初予算では200万円見てます。さらに一般財源37万円も見えております。その37万円というのもソフト事業なんですけれども、200万円以上支出しなければ国の方へ返還というあれもありますので、若干37万円ほど一般財源でも見ておるといことです。

それから2点目の今後も国のいろいろこのようなことはあると思いますけども、猿の被害は一向に減っておりません。皆川さんも猟友会でみんな各地を歩いてわかっていると思いますけども、全町にもう広がってしまっております。八森で止まっていた間は自家用野菜とかであったんですけども、今度、峰浜地区の場合はハウス栽培のメロンとかスイカ、そういうのも被害に遭っているということで、被害額も伸びております。そういう関係で、猿が一番いいのは頭数を減らすというのが有効な手段ということで、去年から本格的な銃器による捕獲はやっているんですが、そのほかにはやはり猟友会とか猿のボランティアの皆様からの追い上げ活動、これも重要な猿害対策だと思いますので、こ

れを国からの補助事業が減ったからやめるわけにはいかないと思います。それを一時でもストップすれば猿の被害はさらに広がると思いますので、それで県の方に、能代市と八峰町がこれは減らされたわけで両市町の協議会長と私と担当で行ったんですけれども、市・町の持ち出し分を県の方でもいくらか半分くらいでも見てもらいたいということでお願いに行ったんですが、行政報告で述べたように県では財政的な支援はできないということで、その別の面の支援をしたいということでありました。どういふものか尋ねたところ、猿のいろいろな講習会とかそういうのだそうです。そのとき能代市とともに私も話ししたんですが、今さら講習会は開いてももうだめで、猿害対策は具体的なもう方向に来ているということで財政的な支援をしてもらいたいということですが、それもできませんでしたので、今回、町長と相談しまして町ではこれを補填する形にしたわけです。今後もこのような形はあると思いますが、これ、何せ猿害の協議会の方で決定なるものですから、これからも協議会の皆さんと協議して猿害対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川議員にお答えしますけども、実は特措法ができたときは自民党下でありましたけども、今回方針がちょっと変わってきたという状況もありまして、実は猿害対策地域協議会、これをつくって町経由でなくて直接国の方で援助しますよという方式になったんですよ。それをもとにしながら協議会でやってるし、それからまた八峰町としては猿害対策協議という別枠として、町としてやるべきものとそちらの協議会でやるものと区別してやってきたんですけども、今回そちら方の補助が減らされてきたということなので、次年度以降ですね、そういう方向がこのままでいくとすれば果たしてこのままでいいのかということにはちょっと検討を加えていかなきゃならないと思います。

それから従来、県の方でもそれなりに支援してきたんですが、最近それが弱くなっているという問題もありますので、その点は県に対しても要望していきなさいなと思っています。

それから根本的に全町に被害が広がっていますから、今の現状を後退させるわけにはいかないんで対策そのものは手を緩めないでやっていきますし、そのために必要な措置についてはやっぱりやっていかざるを得ないんじゃないかなというふうには今考えてお

りますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時20分開会します。

午後 2時10分 休 憩

.....  
午後 2時20分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第13、議案第69号、平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、議案第69号、平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ735万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億424万8,000円とするものです。

今回の補正内容ですけれども、歳入については平成21年度の決算見込みが出たこと、それから22年分のですね、前期高齢者の交付金、あるいは国庫負担金の療養給付費等の概算の見込みが出たことにより、歳入については見直しをしております。また歳出についてはですね、国保税の算出に必要な税制改正等の対応を可能にするためのシステム改修費の追加、あるいは後期高齢支援金や介護納付金の確定見込みに基づく減額措置、ま

た、21年度に多く交付され返還を必要とする退職者に係る療養給付費交付金の返還金などについて予算を計上しています。

なおですね、今回の補正予算にあたりまして国保税についても検討しましたけれども、平成21年度からの繰越金や他のですね歳入歳出の見込みの状況から、国保税率の変更をしないこととして補正予算を編成し、6月7日開催の国保運営協議会の方にお諮りして承認を得ましたので今回の補正予算（第1号）として提案した次第ですので、よろしくをお願いします。

それではページ5ページの方、事項別明細の方でご説明申し上げます。

2の歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ですけれども、総額で3,955万3,000円ほど減額しています。これについてはですね、昨年度と同率で積算したものに徴収率を見込んで92%を掛けて予算化したものです。その結果、1節の医療給付費分の現年課税分ですけれども2,889万5,000円の減額。それから後期高齢者支援分の現年課税分が1,003万1,000円の減額。それから2の介護納付金の現年度分ですけれども、これも62万7,000円の減額です。ちなみに説明しますと、1節の医療給付費の方ですけれども、試算では平成22年度は1人平均4万5,622円になるかと思えます。これにつきましては昨年と比べると1,967円ほど安くなります。それから2の後期高齢者の支援分ですけれども、これは平成22年分が2万470円の見込みです。昨年と比べると550円ほど安くなると。それから3、介護納付金、これ62万7,000円減額してますけれども、1人当たりになりますと2万7,520円ということで、これも919円ほど安くなると、そういう見込みです。それから2目の退職被保険者等国民健康保険税ですけれども、315万2,000円の減額です。1節、この税率は一般被保険者の方にならって賦課しますので、その結果、1節の医療給付費分の現年課税分は170万6,000円の減額。2の後期高齢者支援分については42万7,000円の減額。それから介護納付金の現年課税分については101万9,000円ほどの減額となっております。

次のページをお願いします。6の3款1項国庫支出金の関係ですけれども、1目の療養給付費等負担金2,659万4,000円の減です。これは一般被保険者への国からの負担金なんですけれども、今回支払基金からのですね、概算通知に基づいて前期高齢者支援金の変更、介護納付金の変更がありまして、これについて再検査したものです。あわせて、過年度分の老人保健の拠出金、あるいは退職医療の関係で調整というんですか、減額なる分を含めて今回2,659万4,000円の減額となっております。それから4款1項1目療養給



付費交付金です。886万2,000円の増。これは退職被保険者への交付金ですけれども、現年分が315万8,000円の増、医療分ですね、それから後期高齢者の支援分が570万4,000円ほど増となる見込みです。それから5款の前期高齢者交付金の関係ですけれども、1目前期高齢者交付金781万4,000円の増です。これは支払基金からの通知に基づいて金額を計上したものです。それから10款の繰越金1目ですね療養給付費交付金繰越金699万9,000円。計で700万円ですけれども、これは過年度分に係る、いわゆる21年度分に多く交付されている分というんですか、その見込みについてここに計上しております。それから、その他繰越金3,827万3,000円計上させてもらってます。それで繰越金の見込みなんですけれども、ここのその他繰越金には全体で1億2,173万9,000円ほどの見込みを立てております。今回補正で1億327万3,000円の累計になりますので、1,846万6,000円ほどが今後の補正財源として残ることになります。

次に8ページをお願いします。3款の歳出ですけれども、1款2項1目賦課徴収費です。262万5,000円の補正。これは13の委託料で262万5,000円。冒頭申し上げましたけれども税制改正、それらに関連して国保税の試算に必要なシステム改修となっています。

それから2款1項療養給付費、それから9ページですね、2款保険給付費2項高額療養費関係、ここまでですね、10ページまで、これらについては歳入財源の変更ということでこのように補正計上させてもらってます。

それから11ページ、3款後期高齢者支援金等ですけれども1目の後期高齢者支援金1,705万3,000円の減額ということで、これは22年分の確定通知に基づいて今回過不足減とさせていただきます。それから6款の介護納付金1目介護納付金ですけれども、これも同じくですね12万3,000円、確定通知に基づいて減額補正させていただいております。

それから12ページですけれども、諸支出金3目償還金ですけれども720万円。これも23節償還金利子及び割引料ということで720万円。これは先ほど言いましたけれども、21年度分に多く交付されていると、その見込みの退職医療交付金の返還分、それから国・県からの特定健診関係で補助があったわけですけれども、実績に基づきますとそれも20万円ほど返還になる見込みだということで、ここに720万円を計上させてもらっています。

以上よろしくをお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 先ほどの課長の説明で国保税が値下げされるというふうな私は認

識を持ちました。大変結構なことで、今の現状に照らし合わせると本当にこれでいいと思うんですけれども、ちょっと数字がちょっと早口でちょっと聞きずらかったものから、結局のところ、私たちに説明があった22年度国保予算説明の中では、22年度は1人当たり6,548円の増とか後期の支援分が2,070円の増で、介護保険は3,040円の減ということで予算の説明があったんですけれども、結局のところ1人当たりどのくらいの金額、これでいくと5,578円の負担増となるふうな予算説明だったんですが、どのくらいの増減になるのか、その辺、手っ取り早いところを教えてくださいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対して答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 確かに当初予算段階ではいろいろな数字というのは見込みで積算した関係で、21年度の当初賦課額より若干多めの内容で当初予算を計上したわけですけれども、今回は先ほど言いましたように今回国保税を値上げしないと。旧税率というんですか現行税率ですか、それに基づいたもので弾き出した結果です。

それで一般の被保険者の国民健康保険税に関して1人当たりの平均で申し上げますと、平成22年度は4万5,622円です。平成21年度の当初賦課の1人平均が4万7,589円でした。これから差し引きをしますと1人平均1,967円が医療分としては安くなると。それから2の後期高齢者支援分の現年課税分ですけれども、これについては平成22年分が2万470円です。21年度当初賦課が2万1,020円でしたので550円安くなります。それから3の介護納付金の現年課税分ですけれども、平成22年が2万7,520円で、21年が2万8,439円でしたので919円ほど安くなるという内容のものです。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可

決されました。

日程第14、議案第70号、平成22年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第70号、平成22年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ですけれども、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39万4,000円とするものです。

今回の補正の内容ですけれども、平成21年度の老人保健特別会計の実績に伴って、その部分について今回精算する内容となっております。

5ページをお願いしたいと思います。2の歳入ですけれども、1款支払基金の交付金ですけれども、1款1項の1目療養費交付金です。補正額が1,000円ということで、実質的には934円の補正となっております。それから2目の支払審査手数料交付金ですけれども、これも1,000円で実質的には111円の金額です。それから2款国庫支出金1項国庫負担金の1目医療費負担金ですね、8万8,000円の補正ですけれども、これも実績に伴って8万8,622円が生ずるということです。

それから6ページをお願いしたいと思います。3款の県支出金1項の県負担金1の医療費負担金です。補正額が2万2,000円ということで、これも実績に基づいて2万2,155円ほど生ずる内容となっております。それから5款の繰越金1項の繰越金1目の繰越金ですけれども、21年度の繰越見込みが11万6,021円ということで、その部分を補正させていただいております。それから6款諸収入1項雑入3の雑入ですけれども、1,000円ということで、これは診療報酬等の過誤が還付になって、その返還金ということで金額は1,800円ですけれども、その分として1,000円計上させてもらっています。

それから8ページをお願いします。3の歳出、2款諸支出金の2項繰出金1目の一般会計繰出金ということで22万9,000円ですけれども、その精算に伴ってですね、一般会計の返還金として繰り出しをするものです。

以上よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第71号、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第71号、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,536万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,074万8,000円とするものでございます。

内容については5ページをお開き願います。2、歳出、5款1項1目1節の前年度繰越金1,536万8,000円で、今回の電算システム統合の財源に充当いたします。

6ページ、3、歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございます。12節役務費については、手数料といたしまして旧電算のデータ、これを新しい電算の方にデータを組み入れるための手数料でございます。13款委託料800万円でございますが、上下水道統合業務でございまして、システムのパッケージソフトの購入、それからカスタマイズ、セットアップ等の委託料でございます。18備品購入費250万円でございますが、上下水道料金システムのデータサーバー、ハンディターミナル、端末機等の機器のハード部分の購入費でございます。合計で1,536万8,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○議長（須藤正人君） これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第72号、平成22年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長(武田 武君) 議案第72号、平成22年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,595万7,000円とするものでございます。

第2条、地方債については第2表地方債に記載してございますので、ご覧になってください。

内容について説明いたします。

6ページをお開き願います。2、歳入、1款1項1目受益者分担金、現年度分でございますが、121万3,000円、これは実際の工事費の10分の1の額を使用者から負担していただくものでございます。2款1項1目合併浄化槽使用料でございます。現年度分24万1,000円を見てございますが、先ほど条例で定めていただきました使用料、これの6カ月分を見てございます。それから2款2項1目督促手数料、これは存知項目として1,000円あげてございます。3款1項1目合併処理浄化槽事業国庫補助金でございます。国庫補助金については国庫基準額の3分の1でございます。予算計上額は404万6,000円でございます。

次に、8ページをお開き願います。4款1項1目一般会計繰入金でございますが、365万5,000円、特別会計の経理上の一般会計からの支援でございます。5款1項1目雑入でございますが、これも存知項目として1,000円あげております。6款1項1目町債でございます。今回、町負担分に関しましては下水道事業債340万円、過疎対策事業債同じく340

万円、合計680万円の町債を起こしたいと考えてございます。

10ページ、3、歳出でございまして、1款1項1目一般管理費に関しては分担金の徴収や使用料の徴収に関する事務でございまして、9節旅費については普通旅費6,000円。11の需用費については消耗品が1万4,000円、印刷製本費2万円、役務費については郵送代等の通信運搬費9,000円、それから口座引き落とし等の手数料1,000円をあげております。

次のページ、1款2項1目施設管理費関係でございまして、これは合併浄化槽の維持管理費に関する費用でございまして、9節旅費、普通旅費4,000円。11需用費、消耗品3万円、その他修繕料として10万円を見てございまして、役務費116万2,000円につきましては、法定点検の手数料及び保守管理、清掃等の手数料を見てございまして。

次、12ページでございまして、1款3項1目合併処理浄化槽費でございまして、これは浄化槽設置工事に係る部分でございまして、役務費に関しても補助がついておりますので、需用費、使用料等もこの中で含めてございまして、3節の職員手当ですが、職員の時間外勤務手当、9節旅費は普通旅費7,000円でございまして、11需用費、消耗品が3万円、燃料費、車のガソリン代ですが2万3,000円を見ております。12節手数料関係5万円ですが、コピーのカウンター料、13委託料ですが160万5,000円、これは合併浄化槽設置箇所の測量設計の委託料でございまして、14使用料及び賃借料関係は、事務機器としてコピーのリース代、自動車は自動車のリース代となっております。合わせて7万3,000円です。15ですが工事請負費1,280万円。今回は合併浄化槽12基分の建設費をあげてございまして。

説明は以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

次回本会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

---

午後 2時46分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 4番 丸 山 あつ子

同 署名議員 5番 門 脇 直 樹

同 署名議員 6番 腰 山 良 悦



平成22年6月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成22年6月17日（木曜日）

議事日程第2号

平成22年6月17日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第4 議案第74号 物品の取得について
- 第5 議会運営委員会の閉会所の所掌事務の調査について
- 第6 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	総務課長	岡田辰雄
会計課長	伊藤進	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木充	管財課長	伊勢均
税務課長	小林孝一	学校教育課長	辻正英
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	須藤徳雄
農業振興課長	松森尚文	建設課長	武田武
幼児保育課長	加賀谷敏一	農業委員会事務局長	小林慶範

議会事務局職員出席者

議会事務局長 嶋津 宣美 書記 船山 厚子

---

午前10時00分 開 議

○議長（須藤正人君） おはようございます。

今日は八森地区の婦人会の皆様方をはじめとするたくさんの町民の皆様方に傍聴に来ていただきました。本当にありがとうございます。どうか午後からも最後まで傍聴をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、追加提案された案件につきまして議会運営委員会で取り扱いを協議し、その結果、皆さんの手元に配布しております日程表のとおり決まりました。したがって、日程表に基づき進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） おはようございます。傍聴者の皆さん、御苦労さまです。こんなに大勢の傍聴者の皆さんの前で一般質問をするのは初めてでありますので、いささか緊張しております。よろしく願いいたします。

改選後初めての定例会であり、このあと登壇される新しく議員となられた方々のためにも、しっかり露払い役を務めたいと思います。

私の通告質問は2問であります。

はじめに、町長が選挙戦や当選後、新聞社のインタビューや就任の挨拶で述べたことをどのように実行、実現されるのかお尋ねいたします。

町長は今回の選挙で、農林漁業や観光振興、10年間は持続可能な財政基盤の確立、少子高齢化への対応、定住人口の増加や雇用の拡大など多くの政策を訴えられ、見事、大

差で再選されました。既に取り組みが始まっているものもございますが、それらには今後どのように肉付けをしていくのか。また、これからの政策をどのように実行、実現されるのか。定住者数や雇用者数などの目標数値はあるのか。財政基盤の確立については、今後、町税の減少や国・県からの交付税や補助金などの削減が見込まれるのは確実と思われまます。このような状況下でどのような手法を持って財政基盤の確立を図るのかお尋ねいたします。

次に、町の遊休施設の利活用や不用となった備品の公売についてお尋ねいたします。

町には多くの遊休施設があります。多分、各課でも一つや二つは抱えていると思われまます。これらの維持にかなりの費用を要することから、副町長を委員長に各課の課長を委員とした検討委員会を設け、協議され、利活用の方向が示されました。しかしながらそのとおり実施されたのは、私の記憶の範囲では旧石川子ども園を桜園に貸したのと、岩館小学校の一部教室を弘前大学に貸したこと、また、今議会に提案された真瀬休憩施設の解体だけのような気がいたします。峰浜庁舎跡地の分譲や八森庁舎の解体分譲はいつ実行に移されるのか。また、峰浜にある旧セリ場の建物、老人憩いの家の解体をいつ行うのか。また、解体後の土地の利用計画はあるのかお尋ねいたします。

八森庁舎や閉校された3小学校には、まだ多くの備品が残されており、その整理もされていないような状態と思われまます。どのようなものがどのくらいあるのか早急に整理し、町で使わないものなら町民に公売するというような考えはないのかお尋ねいたします。

よろしく答弁お願いいたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めまます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さんには多数おいでくださいまして感謝申し上げます。

それでは、柴田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、今回の選挙では、これからの政策と共に、現職の私にとりましては新町スタートからこれまでの町政運営がどうであったのかも同時に問われたものと認識しており、結果からして一定の信任が得られたものと思っております。したがって、その期待に応えるためにも一生懸命努力をしていかなければならないと決意をしているところであります。

さて、内閣府の発表によれば国内の景気は昨年3月を谷に回復しているとしておりますが、地方ではまだまだそれを実感できる状況ではございません。また、昨年の秋田県における企業誘致実績を見ても大変厳しく、簡単に企業が誘致できるような状況下にはなく、働く場所のある都市部への流出が続き、全県的に人口減少に歯止めがかからない状況でございます。その傾向は我が町も例外ではございません。

そのような中で雇用を確保し、経済状況をプラスにするためには、ないものをねだっても始まりません。どうしても地域に資源があり、地域に基盤がある産業を振興させていくことが、いま一番求められていると思います。

我が町の場合は、主産業である農林漁業や観光、そして町内で雇用に貢献しながら頑張っている企業などを支援し、育てて元気にしていくことが最も必要なことだと思っております。地場産業が元気になれば雇用が生まれ、ひいては定住に繋がり、あるいは観光産業のように交流人口の拡大に繋がる要素になるのではないかと考えております。

しかしながら、各分野にわたっての強化策は一朝にしてできることではなく、それぞれの現状と課題や見通しなどを十分検討して実践していく必要があります。経済対策で実施した臨時雇用のように直ちに雇用者数を示すことはなかなか難しく、空手形の目標になっても何もならないと思いますので、この4年間でできることから手をつけ、地場産業の力をつける施策を実施して、少しでも雇用拡大を図ってまいりたいと考えております。

議員の皆様も今回の選挙でそれぞれ訴えてきたこともあろうかと思っておりますので、様々提言していただき、具体的施策に反映させてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、今後の財政基盤確立についてのご質問でございますが、今後の町の経済状況、高齢化の進行などによっては税収が伸びなかったり、合併支援が薄くなるなどの影響や、政権交代に伴って地域主権が叫ばれ、地方財源を確保するとの議論もありますが、今後の地方交付税の行方には不確実な要素は多分でございます。しかしながら、八峰町を持続させていくには財政基盤の確立は避けて通ることはできません。

一般的言い方をすれば「入るを図り、出を制す」ことになるわけですが、入るを図るには、地場産業が元気になり、地元の企業活動が活発になることによって所得向上に繋がり、ひいては、それが税収に跳ね返ること以外はなく、出を制すには、人件費の圧縮や経費節減、施策全般の見直し、財政負担の少ない事業や起債の活用など十分工

夫しながら財政運営を行ない、財政基盤の確立するよう、でき得ることを最大限努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いする次第でございます。

次に、町の遊休施設利用に関するご質問にお答えします。

旧森林組合八森支所や真瀬休憩所、老人肉用牛センターのように老朽化や初期の目的を果たしたものもあれば、旧石川子ども園や岩子小学校のように経年が浅い施設や、役場庁舎や小学校施設のように合併や施設の統廃合などに伴って遊休施設となったものなど、柴田議員の言われるように町にはかなりの遊休施設があります。その中には、老朽化が激しく解体することが適当なものや、初期の目的は果たしたものの別の目的に再利用が可能なものなど様々であります。

そこで庁内プロジェクトを設置し、各施設ごとに今後のあり方について検討し、「処分した方がよい施設」と「再利用できる施設」の仕分けや「利活用の仕方」などについて一定の方向を取りまとめたものが「遊休施設再利用計画庁内会議報告書」であります。

ただ、報告書に示した方向性は絶対的なものではなく、時間の経過や状況の変化によっては変更もあるというのが報告書をまとめる際の前提になっておりますので、この点についてご理解をいただきたいと思っております。

また、実施時期についても20年度以降などとアバウトな表現をしております。これは、解体する場合には補助金や起債もなく、大きな建物であれば多額の一般財源が必要となります。再利用する場合でも利用目的を特定するのに時間を要したり、改修に多額の費用を要することから、今年度のような交付金の活用や補助事業を活用した新たな施設の建設と取り壊しを抱き合わせで行うなど、財源の捻出や財政状況を勘案しながら長期的な視点で臨機応変に対応したいという含みを持たせたものでありますので、併せてご理解をお願い申し上げます。

柴田議員がお尋ねの旧老人肉用牛センターについては、新庁舎に収納しきれない農業振興課の書庫として利用しております。旧エースソーイングについても同じく書庫として利用しております。

もう一つの老人憩いの家については、21年度の国の経済対策である「きめ細かな臨時交付金」を活用して解体処分する予算を既にご承認いただいておりますので、今年度で実施いたします。

両庁舎跡地については、住宅地利用を条件に開発業者に一括して売却する方向としておりますが、昨今の経済情勢の中でまだ具体的な動きは見られませんが、引き続きこの

方向で進めてまいりたいと思います。

議員のご質問の中で実行されたのは旧石川子ども園と真瀬休憩所だけとありましたが、これだけではなく徐々にではありますが進展しておりますので、その状況について若干申し上げたいと思います。

旧白神森林組合八森支所、水沢浜海水浴場更衣室については既に解体済みであるほか、再利用できない小規模なものについては今後順次解体処分する計画としております。

閉校となった小学校施設の関係であります。旧岩子小学校については郷土資料の保管やことぶき大学の行事に一部利用しているほか、旧岩館小学校については校舎2階部分を秋田大学への貸付がほぼ決定し、1階部分についても弘前大学から借り入れの申し出がありますので、今後貸付を計画しております。また、体育館についても大学側と協議を続けてまいりたいと考えております。

残る旧八森小学校についてですが、再利用計画では敷地については八森地区統合子ども園敷地とし、建物については適宜な時期に解体するとしておりますが、子ども園統合検討委員会の第1回会合が今月開催され、12月に最終的な報告をまとめるスケジュールとしておりますので、その結果や具体的提案があれば再度検討したいと考えております。

最後に、旧八森庁舎と閉校された3小学校の備品に関するご質問でございますけれども、まず、旧八森庁舎の備品についてですが、残っている備品については不要なものであるかどうか各課から確認してもらおうと共に整理を行っております。この作業で残った備品については自治会への払い下げを優先し、過般の行政協力員会議で周知した後、今月9日、7自治会が参加し、それぞれ必要な物品を選定し搬出していただいております。残りのロッカーなどの備品については、町民の方々に公売を実施したいと考えております。

次に、閉校された3小学校の備品ですが、閉校時に必要な備品などについては統合小学校に搬入しておりますが、行事などの都度、必要な備品を旧小学校から持っていくこともあります。さらに統合小学校以外の学校でもストーブなどの取り替えのため、旧小学校の備品を所管替えしたりしている状況にあります。

加えて、昨年度の例月出納検査において「拙速に備品の公売などをせず、しばらく学校の状況を見ながら備品の処理を考えるべきである。」という監査委員からのご指摘もありましたので、もうしばらく必要状況などを判断しながら、使用しない物品は町民への公売を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 3番議員、1問目の選挙公約の実行についての再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） まず、定住促進についてお尋ねいたします。

町では昨年の12月議会で八峰町定住奨励金等交付要綱を定めまして、1月4日からこれが施行されております。この条例の中身を見てみますと、おおむねよくできているなという感じもいたしますが、この奨励金の額はもっともっと他の自治体では大きい所がたくさんございます。例えば福井県の勝山市では、移住して住宅を新築した場合は最高100万円、中古住宅でも50万円とか、鹿児島県の薩摩町では、月額5万円を12カ月支給すると。また、そこに移住して農業に従事していただければ月額5万円を24カ月支給だとか、それから富山県の小矢部市については、これも新築や中古の住宅の取得をされた場合、20万円から100万円に引き上げたんですね。それで家賃でも月額2万円を支給するというふうに、金額の面では当町の交付額より非常に手厚くしている所が各自治体にたくさんございます。しかし、それでもなかなか定住者が現れないというのが現状のようであります。

定住者がすごくいる、定住している人が多い、それこそ自然増となっている所がございます。北海道の伊達市であります。この北海道の伊達市という所ではですね、財政企画部の中に住んでみたいまちづくり課というのを設けまして積極的に定住者を受け入れていると。おかげで自然人口が増えているという、それこそ出ていく人よりもよそから入ってくる人の方が増えているという市であります。なぜそうなっているかとここにあるんですが、中身を見てみますと、この受け入れ体制が、定住してきた方の受け入れのサポートがしっかりできているんですね。それで定住した方々が安心してこの町で暮らせるという、その裏付けがしっかりしているということなんですね。安心ハウスというアパートメント方式の建物を市で建てまして、そこに入居された方には24時間の緊急時の対応、賦課サービスとしての食事の提供、高齢者の入居を拒まないなど、老後も安心して暮らせるというような体制をしっかりとっております。

それから、この定住に一生懸命力を入れておる福島県の例なんです、福島県では県を上げて、県民を上げてですね、この定住に取り組んでいるということで、それこそ銀行だとか民間企業だとか、それから鉄道会社、観光会社、そういう所と一体となって定住者を増やすよう一生懸命努力している。都市部から近いということもありますが、非

常に定住者が増えている。そのほかに、定住者ばかりでなく2地域住居ですね、都会にも家はある、それから夏場は福島県のいろんな石川町だとか三春町、小野町という所に来て夏場を過ごすという、その2地域住居者も増えているということですね。それで永住を目的とした方には、小野町では町有林からトラック1台分の材料をあげるとか、それなりのバックアップもしているようですが、2問目とも若干からみもありますが、町で旧庁舎等宅地分譲するということにしていますけども、よそから移ってきてその分譲地を買ってそこに家を建てた場合、固定資産税を5年間免除するとか、やっぱりもっとこれに定住の奨励金等のこれにもう少し肉付けしたらどうかなど。それから町営住宅に入居される、今現在ももう既によそから来て町営住宅に入っておられる方もございますけれども、そういう方々の家賃を何年か助成してやるとか、やっぱりもう少し要綱に肉付けしたらどうかと思いますけれども、それについてお尋ねいたします。

次に、財政基盤の確立についてでございますけれども、それこそ……。

○議長（須藤正人君） 柴田議員、1問目で、お願いします。

○3番（柴田正高君） ああ、そうですね。ごめんなさい。まず定住についてお答えいただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 傍聴者が多いんでちょっとあがってしまいました。

柴田議員の質問にお答えいたします。

全国ではいろんな形で定住促進の施策に取り組んでいるということは、そのとおりでございます。我が町も昨年ようやく、ここに引っ越してきた場合、住居を直して住まなきゃならない人に対して50万円限度に交付していくという制度をつくりましたけれど、加えて今年、田舎にとにかく何日か来てこのよさを知ってもらおうということで、そういうお試し事業についても何組か呼んで住んでもらおうという企画も今回しているところでございます。これで十分かというとは必ずしもそうではありません。定住する場合はやっぱり年代によって、若い層であればここへただ端に移転するんじゃなくて、そこで働く場所がないとなかなかここに来て住むということとはできません。したがって、それに伴う仕事が必要です、やっぱりついていないとなかなか大変じゃないかなと思っています。それからまた高齢者の場合は、先ほど議員がおっしゃったように来てここで安心して暮らせるようなサポート体制があるかどうかという、ここが問題になってくると思いますし、そういう面では年代によって非常にニーズが違ふと思います。



現在、町の方でも例えば空き家施設を利用するためにホームページに掲げてみてもよろしい人については了解をもらって全部出していますけれども、何件か問い合わせとかがあるものはあります。それからまた、ふるさと回帰センターを通じながら町のこういう状況についてもPRしたりいろいろやっていますけれども、やっぱりなかなかですね一朝一夕には八峰町の良さをわかってですね、ここに住みつくということは難しい状態があると思います。そういう面では息の長い施策展開になりますけれども、まず取りあえずここに来る人で例えばもう50万円ではなくて100万円ぐらいやってくれるのであれば来るよというような、そういう話になればですね、また充実させるという中身になると思いますけれども、果たして50万円のものが100万円、100万円のものが200万円に上げたから来るのかとなると必ずしもそうではないと思いますので、やっぱり中身的なものについてはそういう要望された状況などを見ながら改善を図るべきだと。

そしてまた、さっき2地域住居の話をしましたけれども、住まいはもう既に団塊の世代でも都市部に持っている人はほとんどでございますので、ある一定の期間だけこっちへ来て住むとかですね、そういう形のものも確かに有効ではないかなと思っていますし、いわゆるこの町は必ずしも定住でなくても観光とか含めながら、あるいはまた体験を含めて、ここに来ていろいろこの地元の人方と交流を図りながら、そして地域の人方と触れ合っていくと、あるいはここで生活するというようなものを通じながら交流人口を拡大するというのもあわせて必要ではないかなと考えていますので、いろいろ皆様方のそういったご意見も参考にし、あるいはまた各自治体の取り組みなども見ながら、町としての今後の方策についてはまた考えていきたいなと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁に対する再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 町の方では定住は都市部からの定住を主に頭に置いてこの要綱を作ったような感じがいたしますが、都市部じゃなくても、この町から能代市に住宅を建てて移り住んだ人はかなりおられます。町の職員でも能代市に住宅を持ってここに勤めに来られている方も何人かおられます。そういう方々にですね、この町に家を建ててここに住んでもらいたいという、住んでもらえるようなですね、やっぱり政策を取られるべきじゃないかなと私斯様に思います。

住民1人当たり交付される交付額が約11万円であります。人口が増えるということは、この交付税が当然増えるということに繋がりますので、とにかくここから出ていく人をやっぱり少なくするような政策もやっぱり必要ではないかと。私、以前、この町に住宅

を建て替える人にも町有林から角材100本なり提供したらどうかと。この町で住宅を建て替えるということは、ここに住み続けるということになりますので、そういう政策も必要でないかと思うわけですが、その点について再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ定住促進のそういうものについては、別に都市部からでなくて周辺でもそういう希望者がおれば、それは適用の対象になっていきますので、それはそれとして、確かにいろんな今若い人でも能代に建ててる人も確かにおります。というのは、子供の通学の関係であるとか様々なそういうニーズがあってそういうふうなものに繋がっていていると思います。確かに役場職員にも能代市に家を建てて、以前にも門脇議員に指摘された点もありますけども、それで町に通っている職員も何人か把握しております。いずれその人方が果たして建てる際の補助の件でそうなのかどうかというのは見極めはしておりませんが、いずれ何かそういうものが手立てすれば町に建てるというのであれば、これから考えていかなきゃならないというふうに思っています。

いずれにしても今おっしゃったことについても十分この後ですね、生かしていきたいと思っています。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありますか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 町ではホームページで空き家情報を提供しておりますが、それには9件の登録がなされておまして、既に5件が契約されております。その5件の契約者というのは町内の人なのか、それとも町外から移住してきた方々が5件契約してそこに住んだのか、それをお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

.....  
午前10時35分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） これまで成立したのは全部町内だけです。

○議長（須藤正人君） 再質問ありますか。

○3番（柴田正高君） ありがとうございます。ということは町外から1人だとすれば5人、世帯者だと10人が移住したということになりますね。それなりの効果はあったろう

と思います。

これで1問目の質問を終わります。

○議長（須藤正人君） 次に、遊休施設の利用促進についての再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 次に、遊休施設の利活用について再質問いたします。

八峰町の第2次行革大綱の中にもこの遊休施設の有効活用について述べております。

遊休施設の利用計画に基づいて有効に活用するよう努力すると。また、遊休施設になりそうな施設についても事前に活用方法を検討するようにする。利用計画は、計画を実施するため具体的な年度を定めたり、新たな遊休施設が発生した場合、諸情勢の変化等に対応できるようにすると、こういうふうに書かれております。それこそしっかり計画性を持ってこの遊休施設を計画に沿って利用すると、こういう具合になっておりますので、その計画性をちゃんと定め、その計画に沿って利用されるよう望むとともにですね、学校等についてはそれなりに先ほどの町長の答弁で多額の解体費用を要したり、目的外の使用をするにはそれなりの手続きを踏んだりしなければならないということで非常に手続き等が面倒になったりということもありますでしょう。しかし、各学校にはですねグラウンドが附帯しているはずで、グラウンドというのは解体に伴わないわけですね。更地になってるわけです。それこそ利用しようと思えば、それなりにもう建物を建てたりとか分譲したりとか、すぐにできるんだらうと思うんですが、その学校に附帯したグラウンドの利活用はどのように考えているのか、それをお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 小学校のグラウンドの件でございますけれども、例えば岩館小学校のグラウンドは地域の人方が桜を植えたりして、みんな地域の人方が出て草刈りをしながらそこで楽しむというふうな扱いをしている所もございますけれども、八小の場合は、今、跡地の子ども園云々の話もありまして、現在、グラウンドをどうするということまではまだいっておりません。あと、岩子小学校についても、今さっき申し上げたようにことぶき大学での活用であるとか資料の保管であるとかと使っていますけれども、グラウンドについては今はまだ手つかずの状態であることは事実です。ただ、まだ公表できないと言えいいかな、水面下の話などもありまして、そういう活用の仕方によってはまたグラウンドの活用も出てくるということもありまして、まだ今の段階でもうばっちりですと決めてしまうというふうな状況にはございませんので、いずれ今おっ

しゃったような形で今後ですね、どのような扱いにしたらいいのか我々もいろいろ議論しながら決めていきたいなと思っております。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） この遊休施設のほかにもですね、現在活用されているんですが御所の台の野球場のようにですね年間数日しか使われていない、そのような施設もあります。それから先ほど町長の答弁にありました岩子小学校の活用につきましても、ことぶき大学で使用しているようですが、体育館の方ですね、これもおそらく年間数日だろうと思うんです。それこそ費用対効果という面から考えますとですね、非常に無駄だというような感じもいたしております。この年間数日しか活用されてない御所の台の野球場、それから岩子小学校の体育館などですね、もっともっと活用してもらえそうなそういう政策なりを検討すべきではないかなと私はこのように思います。もしそういう有効な手立てを講じられないのであればですね、峰浜の広域野球場、立派なのもあるわけですから、御所の台を何か別のそれこそアルパカの飼育場にしてもいいのではないかなというような感もしておりますけども、何かそのようなそれ以外の活用方法も検討される考えはあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ご指摘される点はわからないわけではございません。いずれははっきりした使用目的が決まれば、それに沿ってまた解決されていくと思っておりますけれども、当面やっぱり、たとえ1週間であろうが野球人口がまた多くてですね御所の台球場を使っているのが状況ですから、決まるまでの間はやっぱり有効に使わせていくというのが筋だろうと思っておりますので、まず、できるだけ方向性をですね、いろんな形で求めながら、決まった際はそういう方向でいくこととして、当面はまず活用できる範囲内で頑張っていきたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） それこそ1問目の財政の健全化にも繋がることです。それこそ今流行語の事業仕分けですね、必要なもの、必要でないもの、早急に取り組むべきもの、必要だけでも今後何年間我慢できる、それから不用なものというのをね、しっかりやっぱり見極めて事業仕分けをして、それで不用なものは早急に何とかすると、それが財政の健全化に当然私は繋がっていくんだと思うんです。それこそ出口ばかりしぼめるんじゃなくてですね、そういうことも当然必要なのではないかなという気がいたしま

したので、それこそ1問目、2問目と関連して質問させていただいたわけですが、今言ったようにちゃんと見極めを行って事業をするという考えがあるのかどうか、それを最後にお聞かせください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） そのときの状況とかですね、いろんな方策を考えながら、今おっしゃったようなことを生かすように私方も心がけてまいりたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。

○3番（柴田正高君） ええ、時間が大体なりましたので、これで終わります。

○議長（須藤正人君） ほかに質問がないようですので、これで3番議員の一般質問を終わります。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、本日は御苦労さまでございます。私は、この4月の選挙において初当選させていただきました山本優人でございます。若輩者ではございますが、正副議長はじめ町会議員の皆様並びに町長、執行部の皆様のご指導を受けながら町政発展のために努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それでは通告書に基づき質問させていただきます。

質問1として、水産振興について2点お尋ねします。

①担い手確保のため、若手漁業者の支援・育成をしてはどうかであります。

町長は秋田県の海区漁業調整委員長でもありますので、秋田県漁業の実情は十分知っていることとは思いますが、改めて申し上げますと、昭和50年代には漁協組合員700名で約20億円の水揚げがありました。漁協に水揚げされる漁業生産額は、この30年間の間に二百海里の締め出し、燃油の高騰、海面環境の変化、食生活の洋食化などにより漁獲量の減少と魚価が低迷し、収入が減少していきました。そのため漁業者は年々減り続け、現在は300人程度の組合員となっており、昨年の水揚げ生産額は8億5,000万円までに落ち込みました。その最近の要因は、バブル経済崩壊後の景気悪化でデフレに転じ、消費支出の削減の矛先が毎日消費する食料品の購入価格に向けられ、当産地のような不安定な小規模産地漁協の魚介類は大量消費するスーパーなどの需用の要求に合わないため、安定した魚価にならないことが要因であります。このことから、当産地の水産物の価格は不安定のまま長期低迷が続いております。

こうした状況の中で、底曳き網漁業を例にしますと、漁業者の労働は朝3時に出港し、夕方6時に帰港する15時間の過酷な労働に耐えながら日々漁業経費の削減に努めておりますが、もはや経費節減には船員解雇に向かう方向しかなくなっており、船員の減少は盛漁期における人出不足と兼務作業を続けることによる健康被害や作業事故にも結びつくことが心配されます。船主の経営努力も、もはや限界に来ており、船員に十分な給料を与えたり雇用の維持をすることが困難な状況となっているほか、沿岸のハタハタ操業も漁業者数の減少によって着業者が減少している状況に陥っています。

漁業者になるためには船に慣れ、季節の魚種を知り、漁場を知ることが必要であります。多くの船員がこの3点を底曳き網漁船で経験して一人前の漁業者となっていくのです。このことから、船員の安定雇用は今後の漁業の担い手確保につながるものです。したがって、漁業の担い手対策として船員確保のため何らかの支援・育成が必要と思いますが、町長の担い手支援・育成の考えをお尋ねします。

②に、磯物資源の増産のため漁場の整備等を行う必要があるのではないかとあります。

町では長年、漁業振興の一環としてアワビ、ヒラメの放流事業への補助をしていることについては漁業者からも感謝の念は伝えられており、長年、漁協に勤め、担当していた私が代わりに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、漁業の担い手確保の方策としてもう一つは、磯資源の増大であります。漁船経営者になっていく例として、最初に裸一貫でアワビ、サザエ、岩ガキといった磯物を素潜りで漁獲し、収入を得ることを知り、少しずつ漁業の楽しさを知ってからは、次に刺し網漁業に発展し、経営規模を拡大していくのが実例です。その入り口である素潜り漁業で重要なアワビは生息海域が狭く、藻場が少ない漁場のために稚貝放流することで何とか生産を維持する程度にとどまっています。最近では生息海域が広い岩ガキとナマコの採捕者が増え、水揚額も岩ガキは4,000万円、ナマコは1,000万円の生産額となっており、この2つの磯物を増大することによって新規漁業者を増やす機会と既存漁業者の収入の増加が見込まれます。岩ガキは稚貝の購入費もかからず、サンゴ藻に覆われた磯焼け岩盤の剥離、または既存岩ガキ漁場の近くに投石漁場を設置することで増産が可能と聞いており、また、ナマコの大部分は国内加工場を通じて中国に輸出されておりますが、中国の経済発展で所得が向上し、今後も需用が見込まれると報告されております。

以上のことから、生産現状と将来的需用高の見込みから岩ガキ、ナマコの増産に結びつく漁場整備を調査・検討してみてもはいかがでしょうか。町長のお考えをお尋ねします。

質問の2に、行政情報の提供について3点お尋ねします。

①に、行政情報の積極的な展開についての方針についてであります。

今年度中に八峰町も税負担をして光通信環境が整うと聞いており、やっといろいろなI T情報を自宅のパソコンでさくさく検索できると大いに期待しているところです。

さて、I T情報とは情報を扱う技術でありまして、いくらすばらしいソフトやハードがあってもコンテンツ、つまり中身がなければ役に立たない技術で終わってしまうわけです。行政機関で扱うコンテンツとは行政情報であり、このコンテンツが自由に流通しなければ情報技術の普及や発展はあり得ません。この情報を外部へ出し自由に流通させるものが情報公開であり、これからの時代は開示請求によって情報を公開するのではなく、存在する情報はでき得る限り公開していくこと、すなわち積極的な電子的情報公開が求められております。

八峰町の情報は、残念ながらアクセスしてもわずかの情報しかありません。町では庁内情報通信網による接続をしていると聞いておりますが、これは通信網の充実によりネットワークの利用が進んでいるものというふうに理解しておりますが、町民に対して単なる観光案内や課内の紹介だけでなく、議案や予算や政策構想など、電子メールでの送付やインターネットを利用した情報の提供方針が必要だと思っておりますがどうでしょうか、町長のお考えをお尋ねします。

②に、町のホームページを充実させるべきではないかであります。

日中、役場に来られない勤め人や普段パソコンを利用している町民へのサービスの一環として、具体的に町民に係る行事・事業・申請書などをホームページに公開し、ホームページから申請書や行事予定表などがダウンロードできる環境の充実を図ってみてはどうでしょうか。町長の考えをお尋ねします。

③に、新時代の会議に向けて電子文書化して経費削減してはどうかであります。

役場内の書類はすべてパソコンで作成されているものと思いますが、特に議会や役場内会議の際には多くの資料を印刷し、配布するための事務作業、資料印刷費は膨大なコストを費やしていると推察されます。具体的には、これらのコストの削減のため資料の電子化配布にしてはどうでしょうか。メモリースティック、CDに変換配布すれば、印刷費、作業費、保管場所が縮減できるほか、情報蓄積が可能となります。また、各課に寄せられる要望や苦情内容を統一報告様式化するなどデータ化することにより、住民の求める情報が全職員共有でき、職員が担当外であっても前例の検索や処理の状況を把握す

ることができるなど、町民に応答する時間短縮メリットが生まれ、住民サービスの向上に役立ちます。また、議場にプロジェクターを設置すれば、傍聴人を含めた議場の全員が同じ画像を見ながら審議内容を共有できるなど、数々の利点があります。

情報公開に努め、公正・透明な町政運営を掲げる町長の積極的な取り組みを期待して、町長の考えをお尋ねします。

質問の3、集落の地域づくりの活動推進についてどう考えているのかであります。

誰もが住み慣れた地域で家族、友人に囲まれて暮らしたいと思っていると考えますが、この当たり前の願いを叶えることが家族の縮小、地域社会の脆弱化と連帯感の気薄化、そして将来の自治会統合や財政の縮減方向により、組み替え、きめ細かい行政サービスの後退や社会保障制度の不安定化などにより困難となりつつあります。そのような状況の中でこそ、障害の有無や年齢にかかわらず、福祉サービスを必要とする人が自分の住んでいる地域でその人らしく安心した生活が送れるようにすることが必要であり、それが地域福祉の基本理念であろうかと考えます。そのためには社会福祉制度の拡充はもちろんです。各種制度間サービスの連携、ボランティア活動を通じたサービスの供給、地域での理解と支援などが重要となってきます。これらの地域福祉のあり方として、公の仕組みと新たな支え合いによるコミュニティづくりが必要であります。そのためには、まずはPTA、老人クラブ、地域団体など住民のネットワークが連携を取る活動とならなければならない、人と人の繋がりや地域での住民意識及び行動が新しい支え合いの継続的な展開にとって大切となります。

地域福祉について、町長においては十分理解されていることと推察いたしますが、地域で支え合う交流ネットワークを形成し地域福祉活動を推進するため、自治会などが主催するコミュニティ活動の推進をするため、その活動推進費を計上してはどうか。町長の考えをお尋ねしまして、初質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本優人議員のご質問にお答えいたします。

はじめに水産振興についてであります。水産業を取り巻く環境は、水産資源が年々減少し、さらに魚価の低迷もあって漁家の経営は厳しい状況が続いております。また、就漁者の減少や高齢化、後継者難も顕著に現れていることは山本議員のご指摘のとおりでございます。



若手漁業者の支援・育成についてのご質問でございますが、現在、国の事業である漁業技術取得支援事業や県事業であるAターン漁業者支援事業などを活用して若手の育成を積極的に行っている漁業者もおりますので、今後も県や漁協と連携し、漁業者に対する国・県の支援事業について広く周知を図ると共に「八峰町雇用創出活動支援事業」の支援拡大を図るなど、町独自の担い手確保のための支援策についても早期に検討したいと思っています。

次に、磯物資源の増産のための漁場の整備等についてであります。去る6月11日、秋田県漁業協同組合において秋田県沿岸環境・生態系保全対策地域協議会の設立総会が行われ、本町のほか秋田県漁業協同組合、秋田県、男鹿市、潟上市、にかほ市を構成メンバーとする地域協議会が立ち上がりました。当協議会は、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能の発揮を支える藻場・浅場等の機能の維持・回復を図るため、漁業者や地域住民が行う効果の高い環境・生態系保全活動の推進等に資することを目的としており、今後、八森地区と岩館地区に組織される地域団体に対し活動事業費を交付するものであり、5カ年継続事業として実施する予定となっております。この事業が継続的に実施され、藻場を守り、漁業資源の回復と漁業活性化に資することを期待しているものであります。

岩ガキ、ナマコなど磯物資源の増産のための漁場の整備であります。これまでも八森地区、岩館地区に県単独事業として大規模な投石事業を実施しましたが、今後においてどのような方法が資源増産に効果的であるのか、どのような補助事業を導入して整備するのかなど関係機関と協議・研究してまいりたいと思います。また、事業には相当の財政負担を伴うと考えられますので、総合振興計画や過疎自立促進計画に掲載をしながら、長期的な視野に立って整備促進しなければならないと考えております。

次に、行政情報の提供に関するご質問にお答えいたします。

まず、「行政情報の積極的な展開についての方針があるのか。」とのご質問ですが、6月7日に八峰町行政改革懇談会から答申があった「八峰町第2次行政改革大綱」の(1)住民と行政の協働によるまちづくりの中に、広報活動の充実についての記述がございます。ここに「町政に対する住民からの意見を聴取する方法と機会の拡大を図るとともに、広く住民の意見が町政に反映されるように努力します。」と、その目標が示されています。

今後、自治会への情報提供の方法、ホームページの情報提供の充実、防災行無線の活

用など、これまでのやり方を総点検しながら住民への行政情報提供のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、「町ホームページを充実させるべきではないか。」とのご質問であります。町民への情報提供については主に広報「はっぼう」と「お知らせ版」を活用してきましたが、もっと広く情報発信したり、内容の濃い情報を発信する手段としてホームページは欠かせないものであり、それと併せて内容の充実が求められることは言うまでもありません。

現在、町のホームページへの情報掲載や更新作業はそれぞれの担当課で行っております。このため、各課によってホームページの利用度や情報掲載量に差があると感じております。町の行政情報を的確、迅速に内外に発信するためにも、研修や自己研鑽などを通して職員個々の技術を高め、ホームページの内容を充実してまいります。

また、「新時代の会議に向けて電子文書化して経費削減してはどうか。」とのご質問ですが、ご指摘のとおり、電子文書化により「紙」による資料作成に比べて経費の削減に効果があると考えます。

現在、職員間の情報提供、資料の共有については、市内LANを利用して職員が必要に応じて情報を取り入れることができるようにしています。昨日の行政報告についても、担当課が印刷して渡すのではなくすべての課にメールを送信し、各課で資料を取り出して作成をしています。

また、職員の異動に際しては、文書の引き継ぎはもちろんですが、電子情報での引き継ぎにより事務を円滑に行うようにしています。

住民への電子化資料の提供には提供する側、提供される側双方の職員などの技術的な裏付けも必要であり、加えて情報の受け取り側の機器購入費用の問題等も出てまいります。

いずれにせよ、議員ご指摘のように電子情報による住民への情報提供のあり方が課題となると考えておりますので、映像による議会本会議の情報提供なども合わせ、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、安らぎのまちづくりについてでございますが、行政報告でも触れましたが、6月4日にファガスで開催した本年度最初の行政協力員会議において、新町発足5年目となり自治会への助成制度について再考すべき時期に来ているとの観点から、自治会の財政状況を把握するため各自治会の総会資料を提供していただくこととし、現在、各自治

会からその資料が届いているところでもあります。

町といたしましては、これを集計・分析し、集会施設の補助基準などを定めている「自治振興関係補助金交付要綱」の見直しを含め、本年度中に、より公正で効果的な自治会助成制度を目指したいと考えております。

また、議員ご提案の「コミュニティ活動推進費」については、平成15年度に旧八森町において「心ふれあうコミュニティづくりを図るため、町民自ら発想し、実践する地域づくり活動に対し、補助金を交付し支援することを目的とする。」まちづくりフロンティア21支援事業を実施した経緯がございます。事業費の2分の1を、10万円を限度として交付するものでしたが、合併と同時にこの事業は廃止になりました。

地域の人々を地域で支え合うコミュニティづくりは大変大事なことであり、行政としての一つの目的でもございます。町が今後、協働のまちづくりを推進するためには、自治会との「自助、共助、公助」のあり方を確立する必要があるとございます。このための一つとして、議員ご提案の「コミュニティ活動推進費」については、まちづくりフロンティア21支援事業も参考にしながら検討させていただきたいと思っております。

今後、自治会との緊密な関係を維持・向上させるため、そのパイプ役として各自治会を担当する職員の配置することも合わせて必要ではないかと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 9番議員、1問目の水産振興についての再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 漁業振興の若者の支援・育成については前向きな話をいただきましてありがとうございます。

それですが、今あるいろんな支援の制度というのは、新規就業者に対する制度的な補助が、支援がほとんどでありまして、私が今問題にしてお願いしているのはですね、現在、雇用されている者の維持をどうしてやっていくかということでありまして、その辺を維持していかないとですね新規もないというふうなことに繋がるわけですし、その辺をできれば国・県の支援がもし得られないのだとしたら八峰町の一般財源の中で少し考えていただけないものかなというふうに思います。

それから磯物資源の増産でありますけども、一気に漁業整備をするということの観点で考えなくてもですね、取りあえずは調査、振興センターというものがありますから、

そこで一部の海域について調査していただいていますね、その後、適当な場所があればその辺で試験をやってみるというふうなことをぜひお願いしたいと思いますが、その辺をぜひご理解願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ご指摘のとおり、確かに新規就業者に対する支援制度については確かにありますけども、現在の雇用されている人方が厳しい状況下で何を支援したらいいのかということになりますと、いろいろ方法がいっぱいあると思いますけども、そこら辺については漁業に限らず農業でも各産業ともみんな厳しい状況に置かれていますので、やっぱり一つの制度として漁業者を支援する場合は他の産業との見合いもやっぱり考えていかなきゃならない問題も当然出てきますから、そういった形では少しいろんな問題点の中でどういう支援が有効なのかを含めて、そういうものを幅広く考えながら検討してまいりたいなというふうに思っています。

それからやっぱり磯の海底の状況がですね、どうなっているのか、あるいはまた、そういった磯物の資源を増産するための、どの部分がどういうふうに変えていけば、どれを強化していけばいいのかということについては、今おっしゃったように確かに海底の中をですね、いろんな形で調査することも必要な部分だと思いますので、こういう点についてはこの後県ともですね話をしながら、要望を出してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤正人君） 答弁に対する再質問ありませんか。

○9番（山本優人君） ありません。

○議長（須藤正人君） 次に、2問目の行政情報の提供についての再質問ありませんか。

9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 行政情報の積極的な展開ですけども、実を言うと、あるかないか私まだ新米なもんですからよくわからないんですが、ITの推進計画というものがもしあるのであれば終了後でもいただきたいし、もしないのであれば、やっぱりITの推進計画を立てるべきではないかというふうに思っております。例えばITを推進するということは、八峰町のホームページいろいろありますけども、これが一体となってネットワークで、八峰町一つとしてですね宣伝をすることによって産業振興にも結びつくと思うわけですね。各商店なり会社がばらばらに情報を出しているわけですけども、そのレベルの差によって随分差があり過ぎると、宣伝効果がいい所と全くほとんどアクセスも

ないような状況のホームページもあると。そこら辺をですね、もうちょっとNPOとかをつくってですね、それを集約してもうちょっと各社の内容を引っ張ってきて宣伝効果を高めるようなですね、そういうふうなことを推進するというふうな計画があったりですね、そのほか町の行政の事務効率のためにいろんな方法があるかと思えますけども、そういうふうなことを計画するようなプロジェクトをつくってみたりですね、そういうふうなものを計画の中に入れてもらいたいし、計画立案が必要ではないかなとは思っております。

それからホームページの充実ですけども、これはぜひお願いしたいと思えますけども、先ほども言いましたけども職員の皆さんのレベルがですね、大変失礼ですけども随分差があつてですね、そこに情報が掲載されてない課もあれば何となく少しはあるというところもあります。先ほど言ったようにここも役場職員が全部やるという発想ではなくですね、外部にアウトソーシングしてNPO団体をつくってもらって、与えられた、役場が出してもいい資料だけに限ってそのNPO法人に委託するという方法もあろうかと思うわけですよ。そうすれば特段、職員がその部分に努力を払わなくてもアウトソーシングすることによってもっといい充実したホームページが構成されるだろうと思えますので、その辺をちょっと考えていっていただきたいと思えます。

③にですね、新時代の会議に向けての電子文書化ですけども、これについては保存そのものが書類的に残さなければならないものだと思いますし、それは両方平行していくというふうな当初は弊害があろうかと思えますけども、いずれ完全に文書で残さなければならない以外のものもあるわけですね。そういうふうなものも今現状ではペーパーで残して、しかも膨大な書類の保存スペースが必要であつたりするわけです。それと印刷する用紙代がかかるわけですし、それなりのプリンターが必要だ何だかんだと経費がかかるわけです。私も多分境にしてですね今後出現するであろう議員というか、の人方は、おそらくパソコンに十分慣れた議員がきたりすると思えますし、既に役場職員は全員がパソコンを駆使して全部文書を作っているわけですから、それをペーパーで融通し合うのではなくてチップで渡したりCDで渡すことによって見る方もですね、検索が非常にできやすくなるわけです。そうすることによってもうちょっと経費の削減ができると思っておりますので、その辺もうちょっと努力していただければなと思えます。

それから……で終わりですね。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） I T 関係に詳しい山本議員の質問ですから非常に多岐にわたっていますけども、いずれ八峰町も今回の事業で全町にわたって光ファイバーが引けるという状況になりますから、新しい展開がいろんな形でできるのじゃないかなと思っています。そういう面では、さっき中身の問題等話しされましたけれども、この行政情報に限らず幅広くこれを使った町の利活用についてもこの後ですね、入っていかなきゃならない段階に来るのではないかなと思っています。

それから内部的には1人1台のパソコンで今仕事をしているわけですが、もっとよりきめ細やかな情報を、そして外部に向かって発信できるというふうな状況からするとまだまだ足りない部分がありますし、職員自身のレベルアップも図らなきゃならない点も確かにあると思います。そういうものを高めながら、先ほど言ったホームページの充実であるとかいろんな情報についてももう少し幅広くですね、やるためにはどうしたらいいのかということもこれから検討しなきゃならないと思います。

さらに先ほどおっしゃったように町全体を売り出していくという場合に、町だけでなくして各産業団体であるとかいろんな業種も含めたですね、そういう利活用の仕方とかについてもこれからまとめていかなきゃならない、そういう時代になるのではないかなと思っています。そういう意味では、おっしゃったように総合的にですね、こういう I T を活用した今後のまちづくりについてのいろんな検討をするものが必要で、さらにそれを網羅したような計画的なもの、あるいは目標・方向性というものをこれから持っていかなきゃならないのではないかなとは私も認識しておりますので、今おっしゃったようなことをですね、頭の中に入れながら内部でもう少しいろんな形で討議を深めていきたいというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 9 番議員、再質問ありませんか。9 番山本優人君。

○9 番（山本優人君） 検討してもらえるとということですけども、できればそういうふうなプロジェクトを立ち上げてですね、どうすれば町が主導というか町が音頭を取ってですね、町全体を売ることができるようなホームページになるのか、そういうふうなことで進めていただければいいなと思います。ですから、そのためには多分庁内にもネットに詳しい人間が多分大勢いると思うわけですから、その辺を採用しながらぜひプロジェクトチームを編成するような覚悟でお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今までの中で I T にかかわるそういう総合的な戦略的なものの組

み立てが確かに内部であまり検討してきていませんので、今後以降の課題として今おっしゃったようなことも含めて中で方向性を出せるように頑張っていきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 中でということではなくてですね、中というよりも外部の人間も入れて協議してもらいたいというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） それも含めながら、まずですね役場の内部でそういう認識ないのに外部にいても発展しませんので、まず中でですね、いろんな議論をしながら、それからやっぱり外部を巻き込みながら具体的なものにまとめ上げていくということを含めて検討したいと思います。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。

○9番（山本優人君） ありません。

○議長（須藤正人君） 次に、3問目のやすらぎのまちづくりについての再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 先ほどの答弁で15年でしたっけ、コミュニティの予算があったわけですけども、地元でいろんな団体があろうかと思えますけれども、最近どうも皆さんも感じておると思えますけども若者の活動がですね非常に見えなくて、それは何だろうかと思った場合に地元で活躍する機会があまりにも少ないと。幸い私、立石という部落におりましてその例を紹介しますと、何か行事をやるということに頼ればですね人が集まってくる。その行事をやる機会がですね、その部落の人数が少なくなっていく関係から部落内の予算が少なくなってきた、部落そのものの行事もないと。なおかつ部落費は取られるけどもそういう見返りのメリットがないというか、そういうふうなことで住民の不満が立石以外の所に行くと言ってくるわけです。ですから、やれる部落とやれない部落があると思えますけども、やっぱりそういうふうに活躍しようとする元気ある部落についてはもうちょっと積極的に支援をしてコミュニティを図ることが、いずれ全町に波及効果をもたらせるのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（須藤正人君） 3問目の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどの回答にもありましたけども、いずれ自治会に対する支援のあり方について今年度いろいろ整理を図りながら、来年度、新しい形でやりたいなど

思っています。というのは、やっぱり合併してから旧八森、旧峰浜の中でもいろいろ違いもございました。その調整もありますし、それからまた例えば会館一つをとってもコミュニティセンターのように公費で建てた所もあれば自力で建てた所もあって、その調整の問題だとかいろいろございます。それらを今年度ですれ少し整理を図りたいなと思っています。

確かにいろんな形で高齢化が進んでなかなか自治会費集めるのも大変だという声も聞かれていますし、そういう中で地域を活性化させるために、先ほどおっしゃったように若い人から元気になってもらわなきゃならないという課題は当然あるわけですので、旧八森町ときはさっき言ったように、ある一定程度、まちづくり、自分方がやろうとする企画に基づきながらそれに対して町でも支援をするという、そういう事業をやったときがございますけども、そういったものも含めながら、よりみんながですね、地域のコミュニティのために頑張るといふそういう施策に対する支援なども含めながら今年度少し検討してみたいと思います。

○議長（須藤正人君） あと2分あります。再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） ありがとうございます。質問にはならないかもしれませんが、ぜひ若者の参加の機会をつくるような施策を今後お願いしたいと思います。そういうことで質問を終わります。

○議長（須藤正人君） これで9番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。11時35分、開会いたします。

午前11時30分 休 憩

.....  
午前11時36分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

10番議員の一般質問を許します。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 皆さんおはようございます。大変お待たせしました。今日、私のためにたくさんの傍聴が来てくださいますして本当に心から感謝しております。八森時代の夜間時代の議会のごとき以来のたくさんの傍聴者で、本当にうれしい限りでございます。頑張っていきますので、よろしく申し上げます。しかしながら若干緊張していますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

10番佐藤克實、通告に従ひまして一般質問をいたします。



今回は農業振興策の1点についてだけ質問させていただきます。

3月の私の一般質問に応える形で自然農法の勉強会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。今後はカドミニウムに汚染された田んぼの土壌改良や無農薬米といった付加価値の高い米生産や野菜栽培の方向に進んでくれればと、大いに期待しているところでございます。また、さらには関係者の勉強会の早期の開催を期待していますし、今後の進捗に希望を託しながら、同時に私も関わっていきたいと意を強くしているところでございます。

本題に入りますが、今回は肥料や土壌ではなく農業用水の角度からの農業振興策についての質問でございます。

農業用水を磁気処理し活性化することにより、野菜や花といった栽培の収穫量等に大きな変化が見られます。その効果は試験栽培の写真を皆様のお席にもお配りしておりますが、ご覧になっておりますでしょうか。写真を見る限りにおいては違いが如実にわかります。収穫量は増え、何より農家の所得の安定、そしてまた雇用の拡大の取り組みになろうと思っております。ひいては、価格競争にも太刀打ちできると思えます。

科学的には、イオン水は人間の体にとっても新陳代謝を促し、健康面で効果があるとされておりますが、植物も同様に栄養の吸収を早め、成長を促す効果があるとされております。しかしながらこの農法に取り組むとしたならば、用水をイオン化する装置が必要となってきます。お配りの写真だけでは効果がどれほどかが図り知ることができませんし、疑いもないわけではありません。

そこで、キノコや葉物野菜など二、三の栽培農家から試験栽培にお取り組みをいただき、その結果を検証する必要があるとございます。種まきから収穫までほんの数カ月で検証できる野菜もありますから、検証にも思うほどの時間がかからないのであります。イオン化する装置の無料の貸出の話も内々に進んでおります。ぜひとも検証は今後の取り組みに至るまでは避けて通れぬわけでありまして、取り組み農家への装置の設置費用やデータ等の管理費用の助成を緊急に補正でお願いしたいのであります。

また、この農法が有効だとしたならば、八峰町の農業に大きな期待が持てるし、町の産業振興の起爆剤を見出すことになろうと思えます。先の有効微生物を活用した自然農法と合わせて、今回の磁気処理イオン化した農業用水の農法に町長のお考えをお伺いしたいと思います。

あくまでも将来的には取り組みの検証結果次第ではありますが、補助制度の確立の検

討もお伺いさせていただきたいと思います。

町長選で町長が掲げた「前進」の二文字、まずはチャレンジしてみることが大切だと思いますし、期待の持てるものであれば果敢に取り組む姿勢があつていいと思います。

何度も使わせていただきましたし、先ほどの柴田議員の答弁にも町長の話がありました。宇宙飛行士の若田光一さんの「まずはやれることから始める」。「前進」と「挑戦」の二文字を平行してお願いできればと思います。

農業振興は身近な町の活性化の材料であり、手段ではないでしょうか。元峰浜村長の田村一郎氏の著書に「もうかる農業」が村を救う」という一冊の本がございます。著者は農業への思いを切々と語っておりますし、農家の皆様の農業に対する期待の声もたくさん掲載されておりました。やはり峰浜地区は特に農業への関わりが大きく、農業振興は農業者にとって切なる思いが言うまでもなく絶大なはずです。また、農業振興は八峰全体の発展の牽引役にもなるのであります。今回は前向きな答弁を期待しつつ、この1点だけの質問にしましたので、町長の農業振興に死力を尽くす姿勢、前進の思い、気根を伺いたいと思います。

以上でもって私の1点だけの質問を終わりますので、ご答弁よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（須藤正人君） ただいまの10番議員の一般質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 佐藤克實議員のご質問にお答えします。

今、後段におっしゃった農業振興にかける思いについては私も否定するものではございませんので、一生懸命頑張ってまいりたいと思いますけども、今回のイオン水の効果性能については今いろいろな研究もされており、関連する文献も多く出されているようではありますが、イオン水についての知識に乏しいこともあり、納得のいく回答にならない場合はお許しをいただきたいとあらかじめ申し上げておきます。

さて、佐藤議員のご質問の要旨は、農業用水を磁気処理し活性化して農作物に活用したらよいのではないかとということでございます。

この「磁気処理し活性化した水」について、現段階での調査内容について述べたいと思います。

一般的に「磁気処理し活性化した水」とは、磁気により磁化されたと称する水のことです。「磁気活性水」や単に「活性水」や「磁化水」と言われているようであります。

この「磁気処理し活性化した水」は、「水の構造に対する効果」がある。2つ目には、水がおいしくなる、まろやかになるなどの「水の性質等に対する効果」がある。3つ目に、炊飯に使うとご飯がおいしく炊けるなどの「水の利用用途による効果」があるということで、家庭用にも活水器として販売されております。

しかしながら、この「磁気処理し活性化した水」については効果があるという意見と効果がないという意見が混在しているようで、各種団体や大学などでも研究されているようであります。

公に定められた規格・基準がなく、その性能について試験・検証する方法は一般的に確立されたものではないようですし、公的機関の検証結果もないようであります。

一部に「磁気処理し活性化した水」により作物の成長が促進されると言われておりますが、一部の作物では「磁気処理し活性化した水」より水道水の方が成長が早くなるものもあるようであります。

佐藤議員がご提案するように、この「磁気処理し活性化した水」により農作物の成長が早まり、出荷の時期も早まることにより、産地間競争や販売価格にも好影響を及ぼす可能性はあると思いますが、農家の方に試験栽培をしていただくためには、お願いする立場としてそれなりの根拠が必要となりますし、磁気処理する装置の費用や運営上の費用などいわゆる費用対効果の調査も必要になりますので、現段階で「磁気処理の装置の設置費用や取り組み農家への費用の補助」は時期尚早ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、農業振興についてはこれからも現在の農業も大事にしながら、また新たに取り組めるものがあれば実施していきたいとは考えておりますので、この件についても勉強や研修の時間をもう少し貸していただきまして可能性を追求してまいりたいと思っておりますので、今後ともご提言、ご指導よろしくお願い申し上げまして答弁にしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 10番議員、再質問ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 再質問の文句を一応考えてきましたけれども、答弁とあまりにもかけ離れていますので参考にならない資料となってしまいました。

確かに町長の言われる答弁の内容はわからないわけではないです。ただ、いろんな会社です、この磁気活性水を使った栽培が行われておるのは確かであります、これは。皆さんにお配りしてある写真がもしかしてまがい物だとすれば、これは大変なことなんですけれども、これは実際古い資料ではありますけれども、そんなに嘘ではないかと思っ

てはおります。まず機械をですね、装置をですねメーカーさんの方でお貸ししてくれる話が進んでおりますので、それを設置するだけの費用ですからさほどの費用ではないと思うんですけども、やはりですね、さっき言いましたように前進、そして挑戦する気持ちがやはり一番大事だと思うんですね。男鹿でもね、今、温泉の排湯水を使った作物の栽培試験を始めるということで事業予算組みましたけれども、やはり何かしら挑戦していこうと、何かしら特産品をつくっていこうという、やはりあらわれだと思うんですよ。ですから、やはりもしかして科学的データが出てないとするのであれば、やはり逆に言うと挑戦してみてもよいのではないかと私は思うんですけども、やはり今周りを見ますと田んぼが荒れて草が生え、葎が生え、木が生えているわけです。もう田んぼにも復元できないような状況にもなってきていますし、やはり農家の、農業の「農」という字はやはり田畑を耕し、作物を作るという意味だそうです。ですから、やはり農家の、農業の「農」がなければただの「業」になってしまって、八峰町の農業はどんどんどんどん衰退していくと思います。やはり日本の国も外国もそうですけども、農業が廃れば国が滅びる。町の農業が廃れば町も廃れると思うんです。今まで国の政策でいろんな局面に立たされて農家は非常に環境が悪化しておりますけども、やはり何とかしてやはり農家を、農業をよくしていかないと、八峰町全体のやはり発展、そして雇用の場の確立、拡大につながっていかないのではないかと私は考えます。ですから、確かに慎重な面は慎重で、それは確かに税金の無駄遣いはできないし、やはり考えなければならぬわけですけども、やはり何かしらのチャンスにやっぱり前向きに取り組んでいくというそういう姿勢がやはり私は必要かなと思いますので、いま一度、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

私も、時間ありますので、小さい頃というか若い頃からやはり農家でですね、やっぱり生計を立てていければ、これに越したことはないというふうな気を持っていました。

やはり自然の中で汗を流して種を蒔き、成長を見ていく、そういうやはりね、自然の姿というのは非常にやっぱりすばらしいことだと思って、今、近くでもやはり合併してから特に峰浜地区を回ってそれを強く感じているわけです。ですから、やはり農業で生計を立てていける、そして老後もいきいきと生きていける、そういう八峰町をやはり作り出していかなければ、今やっていかないと遅いという感じがしますので、何とかその思いをもう一度町長からお聞かせ願って質問にしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 10番議員の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 町の産業にとって農業というのは重要な部分を占めているということは十分認識をしておりますし、これまで町として取り得るものについては最大限頑張ってきましたし、これからも頑張っていく姿勢には変わりはありません。

ただ、この件に関しましては、やはり町としても進めていく場合は農家の皆さんにもある程度の自信を持って説明したり、あるいはこういうものが有効だというものを示しながら頑張っていきたいと思っておりますけども、まだ今の段階で職員自身もまだ十分勉強が足りない部分がいっぱいございますので、もう少し、さっき申し上げたのは全面否定でなくて、そういう時間もちょっと貸していただきまして、可能性については我々としても否定するものではございませんので、もうちょっとそういう面での進めるための基礎を今ちょっとつくるための時間を貸してほしいということで受け止めていただければいいんじゃないかなと思います。全面否定しているわけではございませんので誤解のないように。

○議長（須藤正人君） 10番議員、再質問ありませんか。

○10番（佐藤克實君） まだ時間ありますので。

どういうふうな形であれば、この装置が効果あるのかなのか当局として検証していくんですか。やはりですね装置はメーカーさんの方で、私、メーカーさんの回し者じゃないですからね。そこを取り違えていただくと困るわけですがけれども、やはりお貸ししてくださるというお話ですから、まずはね、やっぱりお借りしてやってみるべきではないかなと。そうした中でいろんな角度からやはり検証していてもいいのではないかなと。

先ほど町長が水道水でも十分効果があるのではないかという話がありましたけども、確かにですね水道のホースをつぶして水圧というかね、じゅーっと流すと、そこに確かにマイナスイオンが発生するわけですよ。ですから白瀑神社でもそうなんですけども、結局、滝が流れてくる、あれでもってマイナスイオンが発生するわけです。ですから何といたしますか、簡単に理屈で説明できる装置なんです。それが新陳代謝を促す、人間であればね。植物であれば、やっぱりその方が成長、栄養分を吸い上げるのを早め、そして成長を早めるというようなことであります。この前の自然農法の勉強会でも、やはり稲であっても作物であっても根がやっぱり丈夫にならないといけない。このイオン水もそうなんです。やはり根が丈夫になって、それで初めて大きな茎が育っていい実がつく、葉っぱがつくというふうな簡単なサイクルなんです。考えてみると。ですから、

そんなに慎重にならなくてもいろんな、すぐにでもお答えできるようなことだと思うので、先ほども言いましたけどもITを駆使して、インターネットを駆使してですね見ますと、いろんなところでこの装置を使った栽培が行われておりますし、外国の方でもこの装置を使ってやはり栽培に10%~15%の栽培、収穫量を上げているというNHKさんでも報道がありました。ただ、何で日本がこれが一般の農家に伝わらないか、その辺に私もちょっと疑問を感じていますが、なかなか実際やってる農家ではそのデータを出してくれないんですね。やはり企業秘密的なところがありまして。ですから、まず早々に取り組んでいただきたいと思うので、全面否定ではないと言いましたけども近いのかな、違うかな、というような気持ちもありますので、もうちょっとやっぱり早々に取り組むお答えを、まだ時間ありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 別に佐藤議員がおっしゃってることを信用しないというわけではございませんけども、いずれ町としてもですね、こういう方法についてはいろんなやっぱり裏付けなりそういうものを勉強しながらやっぱり確証を持って進めていくということでない、ただ単に思いつきでばっと行動するというのはどうかと思いますので、もちろんこの後ですね、いろんな機会に職員もまた佐藤さんの方にいろんなことを聞くかもしれませんけども、その際は親切に教えてもらって、そういうものを含めながら職員もですね、もう少し時間を貸してほしいということなので、そういう時間をちょっと与えてもらって、その後に必要であればやっぱり前に進むということになると思いますので、そういう余裕を少しは持ちたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（須藤正人君） 10番議員、再質問ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 先ほど気根を持ってあたってもらいたいというお話ししましたけれども、ぜひ、うまくいくと当たるかもしれないので、とにかく何とか勉強を早くしてもらって前向きに進めていただきたいと思います。要望して質問を終わります。

○議長（須藤正人君） これで10番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。開会は1時から開会します。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

2番議員の一般質問を許します。2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 通告に従い一般質問を行います。午後からも傍聴いただきまして本当にありがとうございます。

私は大きく3点について質問をいたします。

はじめに、八森地区統合保育園のエリアに多目的施設の併設について町長の考えをお尋ねいたします。

この項目について2点に分けて質問いたします。

八森地区統合保育園を新たに建設するにあたり福祉エリアがあれば利便性が高いのではないかと、統合保育園のあり方について、分けて質問いたします。

保育園の建設場所に一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦の住宅があれば、生きがいが出てくるのではないのでしょうか。特に冬場は暖房施設、また、雪かきの作業が大変で、一人暮らしの高齢者が大変心細い不安な思いをして生活しているという声をよく聞きます。

町内の一人暮らし、もしくは高齢者夫婦は各地域におりますけれども、今、選挙して回って歩きますと、岩館、下浜地区の人たちがほとんどが一人暮らしになっていると聞きます。また、介護を受けてる人たちのために生活の身近な支援をする地域包括センターは、松波苑に併設されています。社会福祉協議会も気軽に利用しやすいものになるためにもエリアの中にあれば、連携プレーを取って一体となった福祉支援サービスができるのではないのでしょうか。

藤里町に高齢者住宅があると聞いて見てきました。行って見て驚きました。福祉エリア内に保育園があって、向かい側に高齢者支援センター、包括支援センター、社会福祉協議会が一つの建物になって、その中にデイサービスと高齢者の住宅があります。二、三分歩いていくと、県から払い下げられた遊休施設を利用して引きこもりの支援事業があり、社会福祉協議会が中心になって蕎麦打ちをしながらレストランがありました。ほかの部屋は認定したボランティアの机が1個ずつ置かれ、また、ほかの会議室は無料で使えるということです。これは、そこの中にいかにして人を集めるかということが目的のようでした。

能代市はサンピノに福祉関係の事務所が配置され、高齢者住宅や保育園、子育て支援センターが入っています。高齢者と幼児が一緒のエリアにいることの大切さがよく伺えます。

できるだけ町の中心で、商店があり、金融機関があり、医療機関もあるこういう地域、

これは中浜が一番適地で庁舎跡がいいのではないかと私は考えておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

次に、保育園のあり方について伺います。

民主党政権は幼保一元化の名のもとに認定保育園の子ども対策を強く推し進めようとしています。ところが、保育園は1948年、戦後間もなく児童福祉法に定められた最低設置基準をほとんど変えることなく現在まで至り、不十分な箇所は各自治体や民間で独自にカバーをしたものです。国が示す認定子ども園は、最低基準の規制緩和をして給食室も廃止し、民間に委託し、学校給食に取り入れようとする、こういう指導を閣議決定がされております。また、民間保育園の園の運営費を一般財源化して地方の裁量で運営費を交付することになります。国は保育運営費を削減するあまり、保護者に金銭的な面から精神的な面まで負担をかけようとしています。現在運営されている認定子ども園は保育園と幼稚園を併せ持っていますが、認定子ども園を利用すると保育料が直接払いになります。学校と同じように夏休み・冬休みがあります。同じクラスに幼稚園組や保育園組があり、大変複雑な保育内容になってしまいます。地方自治体が乳幼児の成長発展に責任を持ち、児童施設の最低基準を設けることをうたわれていますが、これを改めるには児童福祉法45条を変えなくてはなりません。2011年には実施して国は負担金を大幅にカットする、こういうふうなことになっていきそうであります。地方自治体も保育入所基準のみ検討する仕組みになって、ひいては介護保険制度を見習い、障害自立支援法で応益負担を取り入れ非難が殺到して廃止されたにもかかわらず、保育園にも応益負担を取り入れようとしています。

このような国の保育政策が激変している最中に我が町が新規保育園をつくるのは、先が見えないことは重々承知してはいますが、都会と違って八峰町は定員割れをしている地域です。国からは交付金が減らされ、地方任せになってくることは避けられません。小さな町ならではの裁量で独自の思い切った措置を取れるのではないのでしょうか。

子供は「町の宝」と位置付けて子育てをしっかりと応援するとしたら、今の公立のままの保育園が一番望ましいのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

国は問題の多い認定子ども園に持っていこうとしていますけれども、民間の運営費を一般財源化したり内容に干渉が多いことから、地方議会や自治体が要望書を提出している市があります。ぜひ我が町でも要望書を出せたらなと私は思っております。

2つ目の質問は、資格証明書の発行をなくしてC型肝炎の早期発見と早期治療を進め



ていくことについての考えを伺います。

国保税の見直し案に対して資格証明書を発行していますけれども、全県の町村の中で滞納世帯数に対して発行している比率は2番目に我が町は高くなっています。被保険者世帯に対して比べてみても比率が3番目に高くなっています。払いたくても払えない人たちのために減免申請を使いずらくし、八峰町減免申請取扱規則に新たに付け加えられた家族全員の預金・年金状況を調査をすることが記載されています。ところが北秋田市で同意書に全員の同意がないと申請を受けられないということから却下をされたことで、裁判を行いました。世帯主以外の家族の預金通帳を調査することは違法であるとされました。記者会見で担当弁護士は「法に違反する規則、要綱をつくっている自治体がある。」と指摘していますが、まさに八峰町がそのとおりです。今、資格証明書を発行している市町村は09年9月時点で551自治体です。埼玉県では34自治体となっています。

このことは町長はどのようにお考えでしょうか。

また、C型肝炎は早期発見、早期治療で治るとテレビや県で発行している資料にあります。県の補助で無料の検査を受けることを大いに基用して、全員、対象年齢の人が検査を受けるよう徹底した対処をしないと肝炎で苦しむ人が増えていきます。最悪の肝臓がんにも一人でも多くならないよう、強制が今求められています。C型肝炎は全国で地域的に固まって発生していると言われていています。秋田県ではB型、C型肝炎の患者の会があり、相談活動や国会交渉をしています。国でも1月に補助内容を広めました。地方自治体にも支援するように指示が流れていると思います。病気になっても医者にかかることができないような仕組みを取ってはいけません。資格証明書の発行は取りやめ、取りあえず今は肝炎の疑いのある人には速やかに短期保険証を、証明書を発行して知らせることが必要ではないでしょうか。町長の考え方をお聞かせください。

最後に、小学校卒業まで医療費の無料化を図れないかについてお尋ねをいたします。

児童の医療費は国保会計でどのくらい占めているのでしょうか。一診療科一薬局で限度額が1,000円となっています。風邪や伝染性のウイルス病、歯科治療にしても1回の治療ではおさまらず、兄弟がいるとこの支払いがばかにならないと聞きます。子ども手当が1万3,000円支給されたとはいえ、給食費、学級費、学童、部活を払うと、義務教育ながら教育費にあまりにもお金がかかり過ぎます。少子化で学校の児童の人数を見るたびに、ため息がもれます。我が町は子供を大切にしている、その証に医療費の無料化があると言えるような町にできないものなのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） それでは、見上政子議員のご質問にお答えします。

まず、八森地区統合保育所のエリアに多目的福祉施設の併設を、と題して八森地区3子ども園統合計画に向けた建設エリアに子育てを応援する子育て支援センターや、高齢者住宅など福祉施設を併設できないかのご質問でございますが、昨日、行政報告の中でも述べたとおり、6月3日、子ども園の統合等について地域の声を聞く機関として「子ども園統合等検討委員会」を立ち上げました。今後、統合場所、保育内容等について順次調査・検討を進めていくこととしておりますので、その結果を待ちたいと考えております。

確かに、子供が地域の様々な人との関わりなどによって様々な感情や欲求が生まれることから、施設の近くに高齢者施設など多様な人々や多種の施設に囲まれた環境が望ましいことは否定しません。

また、高齢化が進行し、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えている現状から、特養の収容能力の問題や高齢者の生活支援はじめ、議員がおっしゃる福祉エリアとして高齢者夫婦世帯のための住宅、包括支援センターや社会福祉協議会などを併設する考え方や高齢者の利便性から、場所については商店、病院、金融機関が一体となっている地域に設置するのも一つの方法であります。これを実現するためには、具体的構想を固め、関係者間の調整、財政的な条件、設置場所を含めて全町的な視点に立って検討しなければならない問題点もあり、各方面の意見を十分聞きながら今後の課題として受け止めております。

なお、子育て支援センターの併設につきましては、町村合併時の新町建設計画に盛り込まれた項目でもあり、議会での質問に対しても着実に進めてまいりたいと回答しているところであります。

次に、統合保育園の内容についてであります。前段で申し上げたとおり、検討委員会の意見を尊重しながら最終的な判断をしたいと考えています。

議員が関心を持たれております「認定子ども園制度」につきまして、制度的な仕組みについて若干ご説明をしたいと思います。

この制度は、平成18年10月、親の就労の有無に関わらない施設の利用希望への対処。

2つ目として、適切な規模の子供集団を保ち、子供の育ちの場の確保。3つ目として、既存の幼稚園の活用による待機児童の解消。4つ目として、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援の充実など、教育及び保育に対する需要の多様化に地域の実情に応じて柔軟に対応することを目的に創設されたものであります。

本年4月1日現在、厚労省と文科省の発表によると、全国で目標の2,000カ所に対し532カ所認定されており、昨年同期に比べ174カ所増えているとの発表がありました。秋田県の場合は、同日現在で総数で20施設。内訳は、公立11カ所、私立が9カ所でありま

す。認定子ども園には4つのタイプがあり、認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な機能を果たす幼保連携型。認可幼稚園が保育に欠ける子供のための保育時間を確保して保育所的機能を備える幼稚園型。幼稚園も保育所もない地域の教育と保育の機能を果たす地方裁量型のほか、本町のように幼稚園がなく認可保育所設置だけの市町村で認定が受けられるタイプは「保育所型認定子ども園」と言われるものであります。

保育所機能に保育に欠けない子供も受け入れ、義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼稚園機能を備えるものであり、利用する場合にはこれまで市町村が利用児童や利用料を決定していたことに対し、法律上、施設と直接契約しなければならないこととなります。ただし、市町村の関与を否定するものではありません。

また、利用料につきましては、保育に欠ける子供については国の財政措置の対象となりますので、これまでの国の保育料徴収基準が参考となりますし、保育に欠けない子供については利用時間や保育サービスの内容によって決められるものであります。

なお、認定子ども園は、現に就学前の幼児教育を受けさせたいとして能代市の幼稚園へ通われる子供さんもおりますので、認定こども園も運営形態における選択肢の一つではないかと思えます。

このほか、施設の運営主体についてであります。少子高齢化はこの先もとどまることなく進展していかろうし、財政的にも年々厳しさを増すことは既知のとおりでございます。したがって将来のことを考えた場合、施設の運営についてこのまま町直営でなければならないのかということについても議論していかなければならないと思えます。

保育内容については公立、民間を問わず、すべての子供の最善の利益のため「保育指針」というナショナルミニマムが策定されており、これに沿って運営しなければならないことはご承知のとおりであります。

公立と私立で最も違いの出てくるのが職員の待遇、給与水準であります。現在、本町の5つの施設に勤務する職員は調理員を含め38人。このうち臨時職員が約半分の17人が正規職員と同じ業務内容に従事しております。統合を機に、この臨時職員の待遇改善も検討課題の一つであります。いずれにせよ「統合等検討会」が始まったばかりでありますので、できるだけ多くの角度から検討していただいた結論を待つ適切な判断をしたいと考えております。

次に、「資格証明書の発行をなくし、C型肝炎の早期発見と早期治療の進めを」についてお答えいたします。

まず、当町の国保税未納者への資格証明書ですが、本年4月1日現在、20世帯44名の方に発行しております。これは国保加入世帯に対して1.39%で県内町村では2番目に高く、国保加入者に対しては1.68%で一番高い割合となっております。

各町村の未納者の状況などがわかりませんので一概に比較するのはどうかと思いますが、資格証明書の発行率については今申し述べたとおりとなっております。

当町において資格証明書の発行は「八峰町国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱」に基づいて取り扱いをすることになりますが、被保険者証返還等審査会では、保険税を未納していることのみで判断しているのではなく、納付相談や納付誓約書の提出の状況などを勘案しながら判断しております。町としても資格証明書の発行を良しとするものではありませんが、納税相談もなく納付誓約書も提出しないなどの場合には、ほかの国保加入者との公平性の観点からやむを得ない措置としていることにご理解を願いたいと思います。

また、全国的に資格証明書の発行を取りやめている自治体が増えているとのことですが、現在、町としてそのような情報については十分把握しておりません。仮に資格証明書の発行をしないとした自治体があるとしても、国保財政の内容とともに他の納税者の理解や議会との協議等の上で判断したものと思われまます。

いずれにしても、納税者の皆様には、国保税を含め各税の支払いが困難になるなどの場合は役場への相談をお願いするものであります。

次に、C型肝炎の発病者が増加しているのではないかとのことですが、町にはC型肝炎の発病者に関するデータはなく、保健所でも発病者数等の統計データはないとのことでした。

C型肝炎ウイルスについては主に感染している人の血液を介して感染するものですが、

過去には肝炎ウイルスが含まれている血液の輸血等を行ったり、あるいは注射器を感染している人と共用するなどにより感染が拡大した例があったようですが、現在、医療機関においてはこのようなことからの感染は考えられず、その意味では感染者は少なくなっていくのではないかと考えております。

なお、平成4年以前に輸血を受けたことがある方、大きな手術を受けた方、血液凝固因子製剤や平成6年以前にフィブリノゲン製剤の投与を受けたことがある方、長期に血液透析を受けている方、臓器移植を受けた方、過去に肝機能異常を指摘されたことがある方、そして入れ墨をしている方、ボディピアスを施している方などは一般の方よりC型肝炎ウイルスに感染している可能性が高いと考えられますので、このような方でまだ検査を受けていない場合は医療機関や保健所で行っている無料検査などを受けていただきたいと思っております。

次に、C型肝炎に対する対策ですが、肝炎ウイルス検査については平成14年度から平成18年度までの5年間にわたり、40歳から70歳を対象に5歳刻みの節目検査を行ったほか、現在は40歳の方が健康診査を受ける際にB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施しております。

また、これまで肝炎ウイルス検査を受けたことがない方、あるいは先ほど申し上げた一般の方より感染の恐れが高い方は、保健所や指定された医療機関で無料で検査を受けられる体制となっており、このことは4月25日発行のお知らせ版に掲載し町民の皆様に周知しております。

なお、アンケートの実施については予定はありませんが、今後とも肝炎検査の受診勧奨に努めるほか、肝炎ウイルスの無料検査等の情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、「国保税の減免申請の要綱は大変利用しにくい。全県の中でも厳しい内容になっている。」との見解については、以前にも議員の一般質問にお答えしたように、特に経済的な理由で減免申請された場合は「世帯全員の収入が生活保護基準と照らしてどうか」、「世帯全員の資産や能力を活用しているか」などを調査した上で慎重に判定を行っております。

減免した後で「預貯金がありました」では町の事務がずさんだとのそしりを免れず、税務行政が納税者の信頼を失うことになりかねません。

このことから減免に関する要綱の規定内容は、減免が適正に行われていると他の納税

者が納得するためにも必要なものだと考えております。

次に、「小学生の医療費の無料化」についてのご質問にお答えいたします。

まず、国保会計で小学生の児童の医療費はどのくらいかについてですが、現在、小学生について限定して医療費を集計するシステムになっていないため、毎年5月に行われる疾病統計から推計した医療費でお答えします。

平成20年5月診療分の統計では、国保に加入している年齢が7歳から12歳までの子供は73人で、うち31人がお医者にかかり、その医療費の総額は29万4,070円となっており、国保会計ではその7割に当たる20万5,849円を給付していることとなります。これを単純に12倍した年間の医療費は352万8,840円となり、国保会計で給付した医療費は247万188円と推計されます。

次に、国保税未納世帯で短期保険証を発行されている児童もいるのではないかとのことですが、4月1日現在、中学生以下に短期保険証を発行しているのは6世帯14人です。

また、6カ月ごとの更新時に不安をぬぐえないのではないかとのことですが、昨年4月からは資格証明書の発行世帯であっても中学生以下の子供には短期証明書の発行となっており、また、来る7月1日からは高校生にも同様に短期証明書の発行となりますので、国保税未納世帯であっても高校生以下の子供には資格証明書の発行はできない取り扱いとなっております。

次に、すべての子供が無料で安心して病院にかかれる町にできないか、についてでございますが、ご存じのとおり昨年8月から6歳までの乳幼児については医療費の無料化を実施しております。

この医療費の無料化を小学生の子供まで拡大した場合の費用についてですが、先ほどの国保の疾病統計から推計しますと、医療費の年間総額352万8,840円の3割にあたる105万8,652円が保護者の負担となっており、これを国保加入の7歳から12歳の子供73人で割り返すと、単純平均で1人当たり年間約1万4,500円となります。

本年4月1日現在の小学生の人数は八峰町全体で366人ですので、この人数に1人当たりの平均負担額を掛けますと、小学生の医療費を無料化するためには年間で約530万円と推計されます。

現在、6歳までの乳幼児の無料化のための費用として年間約500万円を見込んでおり、これに小学生の負担分を合わせますと、推計ですが約1,030万円が見込まれますので、このような財政負担を継続していくべきかどうかについてはもう少し慎重に検討してい

なかければならないものだと考えております。

以上であります。

- 議長（須藤正人君） 2番議員、1問目の八森地区統合保育所エリアの考え方についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。
- 2番（見上政子君） 検討委員会が立ち上がって行われているんですけども、ただ、子ども園の仕組み、なかなかわかりずらく、この検討委員会の中では子ども園か保育園か、こういうふうな中身というのはなかなかわかりずらいのではないかなと思っております。そしていろんな形態、子ども園の形態とかいろいろ述べられましたけれども、ただ一番大変なのは幼児教育を受けたいとか、それからそのためには能代に行く子供もいるとかというふうなことを言われましたけれども、認定子ども園は直接契約になりますので、保育料を子ども園と1対1で契約を交わさなくてはならない。そして、それが夏休み・冬休みになると、また別の徴収料、そしてまた長時間になるとまた契約内容が変わってくるとかということになりまして、通算すると保育料が非常に高くなるという能代市の例があります。そういうふうなことが検討委員会の中でどの程度明らかにされて、これから進めていくと思うんですが、なっていくのか。これからの検討委員会がどのような方向でどういうふうに行っていくのか、そこら辺、もう一言答弁をお願いしたいと思います。

それからですね前向きに各エリアの中に福祉施設があれば、それはそれで越したことがないということで、これを今すぐ結論を出すことは非常に難しいということはあるんですけども、ただ中浜方面の方々、商店街の方々からは、私どもの伺ったアンケートの中にもありましたけれども、庁舎跡地に保育園をつくってほしいとか、あそこから保育園もなくして庁舎もなくして抜け穴になってしまうとすごい不安だという声が寄せられております。いろんなことを考え合わせると、やはり中浜地区が非常に適地で子育て支援センター、また、高齢者の住宅等を考えるにあたっては適切ではないかなと私は思いますが、これはこの場ではっきり示すことはできないことはよくわかります。

それとですね、この項目が非常に多方面にわたっていますのでちょっといろいろ伺いたいと思うんですけども、エリアがあるということですね、やはり包括支援センターが松波苑ですよね。そして保育センター、それから社協は近くにあるんですが、社協もなかなか扉を開けて入りにくいような仕組みになってます。やはりこういうふうな、藤里の場合はこれをすべて社協が運営して、社協がいろんな行事を取り組んでもう本当

に若い人たちが活発に動き回っている色々なことを考えて、それをすべて取り上げられているなということがよく感じました。こういうエリアが私はやはり必要ではないか、サンプノもそうですけれども、こういう高齢者住宅と合わせてこのエリアの福祉、福祉エリアですね、それにできれば引きこもり、こういうふうな人たちも集めて何か一つ事業をやって、そういう人たちが生きがいになれるようなものが何かないかと常々考えておりましたけれども、藤里町でそれを実践しておりました。

そういうことを考え合わせてですね、もう一度、エリアということについてどのようにお考えなのか。それから保育園の問題、今後非常に難しい問題なんですけれども、検討委員会をどのように進めていかれるのか、その点についてまず質問をお願いします。

○議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今おっしゃった認定子ども園の仕組みとかわかりづらいという話もありますけれども、検討委員会の方には十分わかるような資料も提示をしながら議論はしていきたいというふうに思っています。

ただ、認定子ども園の場合でも必ずしも民間に全部移行するという方式もございませうけれども、今までどおり町営ということもあり得るわけですから、そういう意味では、まずそれも含めながら話をしたいというふうに思います。

それから福祉エリアの関係は、確かに今の八森子ども園の統合で中浜地区というそういう具体的な地名を出してですね、そこに高齢者と一緒に住むそういう施設とかのことは考えられますけれども、ただ子育て支援センターであるとか社協であるとか包括支援センターであるとか様々なことに対しては、社協自体もこれは八峰町の社会福祉協議会でございませうから、今度はやっぱり建てる際にはあの場所、中浜が適切なのか、町全体を考えた場合はもっと別な角度から考えていかなきゃならない要素も十分ございませうので、そういう面では今の統合とからめてすべてにそういうふうなものがその地域で解決していくということにはなりきれないと思いますので、そういう意味では、まず子ども園の問題に絞って話を今進めていきたいなと思っています。

それから考え方はいろいろあるんですけども、旧八森小学校跡地を子ども園という考え方も前の遊休施設の中で話をしました。全国的ないろいろな状況の中では、こういう学校跡を使って、1階は子ども園、それから上の方はお年寄りが住む施設とかというふうに複合的にまた活用している地域もございませうので、現に私も1カ所見に行ってきましたけれども、そういうものもまたございませう。したがって限定した今の考え方でなくて、



いろんなそういう角度から考えて、地域的にも、あるいは内容的にもそれでいいのかという議論はですね、まだまだしていかなきゃならない余地が十分ございますので、そういう過去に固定しないでですね、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。

○2番（見上政子君） ありません。

○議長（須藤正人君） 2問目のC型肝炎の早期発見と早期治療についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 2番目の質問ですけれども、資格証明書の発行が私の持つてる資料が20年9月でしたので古い資料なんですけど、44名の資格証明書、これは今までにない大変高い人数です。44世帯の方が保険証を持ってないということになります。これは本当に……20世帯と言いましたか。

○町長（加藤和夫君） そうです。

○2番（見上政子君） 失礼しました。私の持つてるのが20年の9月で、これが30世帯でしたので、現在は20世帯ということですね。それを確認します。

それでですねC型肝炎との組み合わせでいきますと、C型肝炎のデータがないとかって言われましたけれども、私たち委員会の中では保健婦さんの方からC型肝炎は増えているんです、もうどうしたらいいかわからないんですというふうな、保健婦さんの声が直接聞かれるくらいですので、私たちの耳にすることでも地域的に非常にこれが、新型肝炎が進んでいるというこういうことがわかってます。このお知らせ版にも載ってますけれども、40歳の方に限ってるんですよ。町の健診を申し込んでください、対象は40歳の方というふうにして、このお知らせ版にあります。これは40歳に限らず、健診を受けると健診料が800円取られますよね。この健診を受けてくださいではなくて、県の無料の検査を受けてください、こういうふうな内容だったらいいんですけども、これ40歳の方のみに健診を受けてください、こういう内容では本当に状況の把握することはできないと思っております。本当にC型肝炎に関する実態を調査する気があるのかどうなのかという、その辺のところはちょっと見えてきません。これは肝炎は本当に国の責任でもあります。B型肝炎、C型肝炎は国の方で今訴訟を起こしたりしてますけれども、町の方でもできるだけこの実態をつかむ努力をしてもらいたいと思っております。そして広報にもC型肝炎の疑いのある資格証明書を持っている方はすぐ申し出るようにとか、そこら辺ま

での対策が取れないものでしょうか。その点についてお伺いたします。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

まず、C型肝炎が資格証明書が発行されているから、それと診察できないんだという、そういう話は今のところ全然ありません。関連性はあまりないとまず思っています。

それからC型肝炎の実数の把握については、ちょっと行き違いがあるようなので私も後からまた確認しますけれども、これは福祉保健課内部で確認したものをもとにしながらのさっきの答弁でございますので、もう一度確認したいと思います。

それから見上さんがさっきおっしゃった資料についてですけども、町の健診は確かに40歳ですけども、それ以外の肝炎そのものについての受診は保健所なり医療機関で受けられますよということでございます。したがって、そういう意味で捉えていただければ、この保健所とかについては40歳とかというそういう制限ではございません。したがって、先ほど申し上げたようにそちらの方では無料で対応するということになっていきますので、そういう周知等についてはしていきますし、それからまた肝炎検査を積極的に受けるよというのはいろんな機会を通じながら我々としてもPRをして勧奨をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。

○2番（見上政子君） 終わります。

○議長（須藤正人君） 3問目の小学校卒業までの医療費の無料化について再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 詳しい小学校卒業までの医療費の無料化について数字を出していただきました。結果的には小学校卒業までの医療費を無料にする場合1,000万円くらいかかるかという、そういうふうな私のいつもちょっと間違った認識しますので、私の認識では1,000万円かなと、そういうふうな受け取りをしました。

小学校卒業までの子供が町の持ち出しで1,000万円で医療費が無料になるのであれば、これは本当に大変魅力的な町になるのではないかと思います。今いろいろな自治体で小学校の医療費の無料化、小学生の、そしてまた中学生の医療費の無料化、これも実施されてきております。そういう意味でも、町の持ち出しとしてはいろんなところにも多くお金がかかりますけれども、この予算はそんなに多くない予算ですので、ぜひこれを進めてもらえないものかと私はと思いますが、1,000万円に対する費用は大きいのでしょうか、

町長の考えをお聞かせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私の方も質問したいんですけども質問権がございませんので質問できませんけども、いずれこれがね、継続的にやる方がいいのかどうかということになると思いますので、もう少しこういう方法がいいのか、例えばやっぱり現実、今までと違ってこども手当もですね、1万3,000円出されているという状況なども前と違った状況も出てきていますので、そういった全体的な施策の中でやっぱりこれが最高、最善、有効な施策だというふうな判断に立てば、そういう実施という方向にもなるだろうし、当面はまずそういう提案を受けながら我々としてもそういう可能性があるのかいろいろ検討してみたいというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） すいませんが、もうちょっと時間がありますので前の方にさかのぼってもいいでしょうか。

○議長（須藤正人君） はい。

○2番（見上政子君） 時間がまだちょっとありますので、高齢者住宅について質問したんですけども、高齢者住宅の必要性について町長の考え方がありましたら、それとですね夕風団地にも高齢者が入ってるんですけども、夕風団地の高齢者の方から階段上って2階が住居生活の主体の場所になってますけれども、あれが非常に辛いという声もありました。そういうことも兼ね合わせて、高齢者のための住宅、岩館の下浜地区の場合は冬期間だけでもという声も、いろいろ集まる所があればという声もありましたけれども、高齢者の住宅について何かお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど藤里の例も出しましたけれども、藤里の場合も高齢者の一人暮らしで冬期間自分一人ではなかなか生活が大変だという方を一時的にやっぱりその場所で生活をさせるというふうなやり方を取っているようでございますけれども、当町でもかなり一人暮らしの世帯が増えて、やっぱりそういう状態というのは出てきてるんでないかなと思っています。したがって、そういう方々を生活させるための場所的なものについては、これからやっていかなきゃならないなと私自身はそう考えています。それを具体的にどの場所にどういう形でというところまではまだ固めてはおりませんが、必要性については十分私も感じているところでございます。

○議長（須藤正人君） 2番議員、2分あります。再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子君） 保育園のことは、認定子ども園のことは形式的にはそうですけども、本質的な中身というのは非常にやっぱり国の方から保育園から手を引くという、それがもう大前提でありまして、最低基準の設置、これも規制緩和をしていくという、そういうふうな方向であります。これが2011年には、これを児童福祉法を変えて、児童福祉法の中には児童施設の設置基準がありますので、設置基準を守らないといけないというふうにあるんですが、これを改正してそれで2011年にはほとんど認定子ども園にしていきたいというふうな、こういうふうな考えがあるようですけども、今、町長は先ほど認定子ども園でも公立でもやっていけるんだというふうな答弁がありましたので、この辺、認定子ども園と保育園の違いについて町長の何かお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ保育所と幼稚園は、今の中で文部省と厚労省という管轄が違っているという問題もありまして、そこら辺がうまくかみ合って進んでいかないという状況はあるようでございます。今の政権下でもこれをどういうふうに調整をしながら、こども手当の問題を含めながら地方の裁量に任せる形でどういうふうにやっていくとかっていうことも今一方では検討されているようでございますから、もう少しやっぱりそういう国の出方も十分見極めながら対応する必要があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（須藤正人君） 見上議員にお願いを申し上げます。今後、再質問は1問目から順番でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

これで2番議員の一般質問を終わります。

次に、6番議員の一般質問を許します。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 初めてですので非常に緊張しております。ひとつよろしくお願いたします。

3つ質問ございます。

1つ目であります。農業・漁業・観光の振興と支援についてであります。

今、農業は価格の低迷、経費の増大など安定した収入がなく、ほかに求めなければなりません。しかし、勤め先のない現状であります。

そこで、米ももちろんですが米以外の生産性の高い安定した作物づくりの推奨・支援は考えられないか伺いたいと思います。

次に、漁業についてであります。安定した漁獲がなく、採れても安値で経営が苦しい厳しい状況です。条件が整わなければ簡単にできないと思いますが、アワビ、その他の本格的な養殖、市場性の高い加工ができないか、お考えをお聞きしたいと思います。

終わりに観光であります。町のPR、イベント、特産品の開発など観光協会を中心に一生懸命努力されておると思っております。

ところでハタハタ館の運営であります。ハタハタ館の存在は町民の雇用、首都圏からの集客など核なる施設として必要だと思っております。しかしながら、宿泊、宴会などにより同業者に大きな影響を与えていることも事実であります。一方では管理委託となる多額の助成を受け、他方では何もなく、努力しても不景気のせいもあり廃業、経営不振に陥っております。また、食材の地元購入はほとんどなく、雇用も75%と地元に対する配慮がないように感じられます。このことをどのように考えておられるのか、共存共栄できるよう何らかの支援・助成を考えられないか伺います。

次に、2つ目、防災についてであります。

町長の昨日の報告では、20年10月26日以降、これまで無火災が続いておるということで非常に喜んでおります。

ところで、消防団員は再編により定員が337名から281名の85%に減り、現在は定員割れの254名でありますと認識しております。再編前の75%しかおりません。有能な団員が退団し、組織は弱体化しておると思っています。団員の確保について町としての対応はどのように考えておられますかお伺いしたいと思います。

また、以前、消火栓に設置されていた格納箱、ホースがすべて撤去されております。**このことは**初期消火に非常にマイナスであり、不安であります。再度設置する考えはないか伺いたいと思います。

それから、いつ大規模災害が起こるかわかりません。団員だけでは対応できないと思います。町では今後災害時要援護者支援事業を計画されておるようですが、そういうことから自主防災組織づくりが早急に必要だと考えられるが、町長の考えはどうでしょうか。

次に、3つ目であります。婚活についてであります。

現在、適齢期を過ぎても結婚していない30代後半から50代の方がたくさんおります。

いつか病気になり、また、収入がなく生活できなくなったとき、家族がいなければいろいろと大変なことになります。必ず町にも今以上の負担がかかります。この現状をどのように考えておられるか、支援策など伺いたいと思います。

以上、町長にお尋ねします。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 腰山良悦議員の「農業・漁業・観光の振興と支援について」のご質問にお答えします。

初めに「米以外の生産性の高い安定した作物づくりの推奨、支援は考えられないか」というお尋ねであります。まず、町内における米以外の作物の生産状況について説明をいたします。

J A秋田やまもとの「平成21年度農産物出荷額」によりますと、八峰町の出荷額の第1位は菌床シイタケで8億6,500万円、2位が米で8億2,200万円となっております。菌床シイタケは、平成19年度から米を抜いて出荷額1位となっております。野菜の合計出荷額は1億6,800万円で、野菜の中ではネギが6,000万円、ミョウガが6,000万円となっており、この2品目で野菜の72%を占めております。次いで出荷額の多い順に、キャベツ、ミニトマト、トマト、シドケ、シシトウなどとなっております。

町では、米に依存する農業経営から畑作や施設園芸などの複合経営の確立を支援し農産物の生産振興を図っており、本年度も県補助事業や町の単独補助事業を活用して各種施策を実施することとしております。

県補助事業の中には、複合経営の拡大などを目指す認定農業者や農業法人などに対して機械や施設等の導入を支援する「“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業」、市場に出荷したネギ、キャベツ、ミョウガの価格が著しく下落した場合に価格補償する「園芸作物価格補償事業」などがあります。

町単事業では、認定農業者を目指す者や認定農業者が経営発展に必要な機械や施設の導入を支援する「担い手育成応援事業」、ハウスなどの園芸施設共済への掛金を助成する「園芸施設共済加入促進事業」などのほか、菜種の試験栽培、果樹鳥被害防止対策事業などがあります。

先ほど述べたように菌床シイタケは米を抜いてJ A農産物出荷額のトップとなりましたが、当町における複合経営の推進に大きな役割を担っており、20年度に国の補助事業

を活用して栽培ハウス5棟を増棟いたしました。

また、21年度経済危機対策臨時交付金事業を活用して、菌床ブロックを栽培農家に供給している培養センターの屋根葺き替え工事費と空調設備更新工事費の半額を支援しました。そのほか、同事業を活用し、野菜生産の拠点となっている野菜集出荷施設の屋根の葺き替え工事、振興作物のソバの生産拡大を図るため、JAが実施したソバ用乾燥施設の設置工事費の半額を支援しております。

また、旧峰浜村の農家4人が部会を結成して始まった秋田やまもとJA管内のネギ部会の現在の部員は40人までになり、目揃い会など現地研修会などを積み重ね、21年度は397トン販売し、市場の評価も高く高値で取引され1億161万円の大台に乗せ、栽培開始から15年目に悲願達成となりました。このうち本町のネギ出荷額は6,100万円となっており、6割を占めています。同JAの野菜部門の単品で販売額が1億円を超えたのは初めてということでもあります。

同JAでは野菜の生産拡大を重点事項に掲げ、高品質・安定出荷を目指すこととしており、町では今後も補助事業や町単事業を活用して米以外の作物の振興を支援してまいりたいと思います。

次に、「アワビなど本格的な養殖ができないか」ということではありますが、本町においては、旧八森町時代に沖合金網生け簀や化繊網生け簀によるヒラメの養殖事業を試験的に実施しましたが、時化や潮流の変化などの影響による魚体の損傷や白点病などの課題を解決することができず、事業を断念した経過があります。このように本町の海岸は静穏域の確保が難しく海洋での養殖には不向きな面もあることから、県水産振興センターや県漁協などと連携し、種苗放流事業を継続的に実施しているところであります。

アワビ養殖についても県漁協北部総括支所において検討した際、餌となるワカメ、コンブや人件費などの管理経費が高額となることから、陸上養殖よりも種苗放流がベターであるとし、継続的な放流事業を実施しているところであります。

本格的な養殖事業には多額の事業費とリスクを伴うことから、栽培漁業の推進につきましては今後も関係機関と連携し、効果的なヒラメ、アワビの種苗放流事業などを中心にして支援をしてまいりたいと考えております。

次に、「ハタハタ館の地元雇用、食材の地元購入についての考え、同業者への支援について」のご質問ではありますが、現在、ハタハタの里観光事業株式会社の従業員数は41名で、そのうち地元雇用者は31名で残り10名は能代市と深浦町から通勤しております。

社員採用の際、なるべく地元からの雇用に配慮しておりますが、現状は地元雇用率が75%となっております。町内の雇用環境が非常に厳しい状況でありますので、今後も社員の地元雇用率の向上に努めるよう指導してまいります。

食材の地元購入についてであります。漁業協同組合からの鮮魚の購入や地元商店から野菜・果物等を購入するケースもありますが、ほとんどの食材は町外から仕入れている現状にあります。これは、会社の経営健全化の観点から安価な食材を安定的に仕入れるために行っているものであります。しかし、一企業であるものの町が出資する第三セクターでもありますので、地元の食材を有効に活用できないか、地元商店や産直組合などと経営健全化と地域貢献の両面から検討してまいりたいと思います。

同業者への支援についてであります。旅館・民宿業者に限った支援は現在行っていませんが、昨年度から実施しております「八峰町雇用創出活動支援事業」を活用し、雇用の拡大やものづくり事業を実施している旅館・民宿業者もおりますので、今後も本事業などにより支援をしてまいりたいと考えております。

次に、「防災について」のご質問にお答えいたします。

まず、「団員確保」についてのお尋ねであります。八森町消防団副団長を経験された議員でありますので、その在任中も団員の確保にご苦労されたように今もその現状は変わっておらず、むしろ悪化しているようであります。

当町では、合併後、消防団再編計画に定数を決め、現在の消防団員の定数は281人となっております。6月1日現在で27人が減員になっており、本部分団を除く15分団のうち3分の2に当たる10分団が定数割れの状況であります。

今のところ予防活動や消火活動に支障を来すことはありませんが、大規模災害が発生した場合や遭難事故が長期化した場合などには支障が出てくるのではと心配しているところあります。

団員確保の特効薬はなかなか見つけられませんが、自治会や町内企業の理解協力を得ながら、防災の担い手としての重要性をPRしながら加入を働きかけてまいります。

また、若者に魅力的で本気にさせるような消防団になるよう、いろいろ知恵を絞ってまいりたいと考えております。

ほかの方の他の事例では、女性消防団の結成や退役した団員に有事における出動なども取り組んでいるところもありますので、参考にしてまいりたいと考えております。

次に、「設備の充実」に関するご質問にお答えします。



町では、これまで常備消防の近代化、充実・強化のほかに地域の消防・防災施設の整備、非常備消防の機器整備、避難所となる集会施設の整備に努めてまいりました。防災行政無線のデジタル化も一部を除き完成したところであります。

また、議員ご承知のように、災害の際、真っ先に駆けつけ復旧・復興に当たる消防団の技術向上のための操法訓練や水防訓練、あるいは地域住民による初期消火訓練等を春の総合防災訓練や秋の消防総合訓練を毎年実施しながら災害の発生に対応できるようにしているところであります。

非常時の備蓄についても、現在、簡易トイレ、毛布、コンパクト肌着、だるまストーブ、乾パンなど、これで安心と言えないまでも本格的な救助活動が始まるまでのものについてはストックし、災害に備えているところであります。

次に、「自主防災組織」についてのご質問にお答えします。

特に地震などによる大規模災害の場合、消防署、消防団の本格的な消火活動や災害救助活動が始まる前の住民による初期活動が、特に人的災害を最小限に食い止めるために有効であることは阪神淡路大震災の際に実証されたと言われております。

ご承知のように自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成されるものですが、町内には規約や防災計画を作って活動している自治会は「強坂自治会」のみであります。

先日の町の総合防災訓練では中浜自治会の50名ほどの皆さんから訓練に参加していただきましたが、私はあれこそ立派な自主防災組織活動の一つだと思ったところであります。

当町の自治会は力強い連帯感の上に成り立っていると考えておりますが、世帯数も減少し、年々高齢世帯も多くなることから、自分たちの身近な人々を災害から守るためにも自助・共助の精神が発揮される自主防災組織の輪を広げたいものと考えており、自治会や消防団ともよく話し合いながら一歩ずつ組織化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「婚活について」のご質問にお答えします。

結婚問題は、我が町のみならず秋田県にとっても大事な課題であり、過去から現在までその時々にはいろいろな問題を抱え、それに対応してきた経過がございます。

一昔前にも農業後継者の嫁・婿不足が大きな問題として浮かび上がり、農業委員会を窓口とした農家の花嫁・花婿対策の取り組みが各市町村で実施されたところであります。

旧峰浜村では、農業後継者などに配偶者を紹介し、結婚が成立した場合には紹介者に5万円の奨励金を支給する「農業後継者対策報奨金支給制度」を平成2年度から実施し、31組の結婚が成立しましたが、平成9年度以降実績がなく、平成16年度限りで制度は廃止となっております。また、同じ年に「農業後継者相談所」を設置し、結婚相談員48名を各地区に委嘱し、結婚相談など花嫁・花婿の縁結び運動を展開しましたが、これも平成9年度以降相談実績がなく、平成16年度で廃止となっております。

また、旧八森町においてはこのような制度はありませんでしたが、能代市山本郡の農業委員会が中心となって企画した「若者の出会いの場」への参加を勧めてまいりましたが、参加者の減少によってこの取り組みもなくなった経緯があります。その後は効果的な手段が見出せないまま現在に至っているというのが現状であります。

近頃では女性の経済的自立や経済的理由で晩婚化が進んだり、あえて結婚しなくても良いという現象が顕著になっている一方で、結婚を望んでいるものの出会いや交流の機会が少ないなどの理由で結婚機会に恵まれないという状況が、農村部に限らず都市部においても同じような発生をしております。

これまでのような市町村単位の狭い地域での取り組みは限界があることや、特定の地域に限ったものではなく秋田県全体の共通課題であることから、県が主導した広域的な取り組みを提案・要望してきたところではありますが、ようやく今年の3月25日「あきた結婚支援センター」が設置され、4月から独身男女の出会いと結婚を支援する取り組みが始まったところでもあります。

あきた結婚支援センターが行う主な事業内容ですが、センターに「結婚コーディネーター」を配置し、県内各地で出会い・結婚の支援活動を行う「結婚サポーター」の養成やイベント企画の支援、イベント情報の発信などに加え、市町村や企業・団体と連携しながら都市部や農山漁村地域など異なる地域の実情に合わせた「出会いと結婚」の支援を行うことにしております。

また、事業の進め方についてはセンターが中核となって進めるわけではありますが、事業に賛同する企業・団体に対しては「出会い応援隊」という位置付けで会員登録してもらい、その社員や一般の独身男女を対象に様々な出会いのイベントを開催し、結婚希望者の応援を行うこととしております。

市町村に対してはボランティアで活動していただく結婚サポーターの募集と、その支援や市町村独自の取り組みなどについて要請されております。

現在、能代山本地域では3つの「出会い応援隊」が登録されておりますので、町としては出会い応援隊が企画するイベント情報を婚活希望者に積極的に情報提供するなど、県や出会い応援隊と連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

- 議長（須藤正人君） 6番議員、農業・漁業・観光の振興と支援についての再質問ございませんか。6番 腰山良悦君。
- 6番（腰山良悦君） 先ほど農業、農作物のことで伺ったんですが、米を抜いてシイタケが一番生産額が多いとお聞きしたわけなんですけど、実際耳にしますとシイタケの生産もなかなか経費がかかって大変だと聞いております。いろいろとまた支援が必要ではないかと考えられますが、何といたしますか、あまり経費のかからないといってもなかなかそれは簡単に考えられないと思いますが、やはり一大産地化づくりといたしますか、一大産地化を考えて一生懸命いろいろ研究しながら頑張っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対する当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 先ほど申し上げたとおりシイタケの出荷額は非常に多いということで、平成20年度に5棟を増棟しましたがけれども、これからもですね生産者の希望等を把握しながら拡大するという方向性があれば増棟についてもまた取り組んでまいりたいなというふうには考えております。

支援と言われてもいろいろあると思いますので、具体的な中身じゃないとわからない面もございますので、いろいろ燃料費が上がったときはそれに対する支援とかやった経過もございますけれども、今の状況からしますと設備投資に一番金がかかるわけですので、それのときの支援策、さらには現在価格がですね、ある程度、夏場になるとどうしても低迷するという問題もございますので、これらについては製品の管理であるとか、あるいは市場に対する市場価格の問題であるとか、JAの皆さんといろいろ話をしながら一緒に頑張らないといけない課題もございますので、そういった課題についてはこの後また連携をしながら、できるだけそういうものに取り組んでまいりたいと。

それからまた、今、私、峰浜培養の菌床ブロック作る方も一応責任者をやっているわけですけども、昨日の行政報告でもございましたとおり、峰浜培養もあと一步で累積が解消できるという状況まで今来ていますので、できるだけ管理者自体のそういった経費状況の改善やら合理化を図りながら、その上に生産者に対するホダ木の提供についても

いくらかでも安く提供できるような努力をするように頑張っていくことが、生産者を支援するための措置にはなるのではないかなというふうに考えておりますので、そういった角度でこれからも頑張っていきたいと思えます。

○議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） もう一つ観光についてでありますけれども、今現在、町ではハタハタ寿司という特産品があります。しかし何か、それ一つでは何か物足りないような感じがしているわけなんです、それ以外に町の誇れる特産品の開発というものを考えておられるのかといいますか、民間と一緒にやっていこうというそういう姿勢があるのかを伺いたいです。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ただ単に魚を売るというのだけではなくて、今申し上げたハタハタ寿司とかですね加工品にして売るというのが非常にこれから求められていると思えます。秋田県全体も加工食品に対する売り方は弱いとされております。町の場合は確かにハタハタという、秋田音頭に歌われるハタハタがメインとなっているわけですが、それ以外にもいろいろと工夫されて特産品を開発する方もございます。それから、これは町がですね、こういうものを直ちに開発して売るというんでなくて、民間ベースのそういった活動を支援するという立場で強化をしていきたいし、それからまた、今、白神もろみとかがございすけども、これが今後の有力な素材になりますので、こういうものを活用しながら新しい形の特産品を開発していくように町としても頑張っで支援をしてまいりたいなというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。

○6番（腰山良悦君） ありません。

○議長（須藤正人君） 2問目の消費団員の確保と防災についての再質問ありませんか。  
6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 先ほどちょっと聞き漏らしたんじゃないかと思えますけども、ホース格納箱の件の答弁……すみません。何かないような感じでしたけれども、ひとつお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

通告の中になかったので漏らしたのかもしれませんが、いずれ格納箱は現在撤去

の方針で進めております。というのは、ほとんど格納箱が使われてない状況で、中に入ってるホースが劣化してとにかく使いものにならないということで、今は初動体制の中でも前と違って常備消防も確立されているので、ある程度そういうものは対応できると。各番屋にもありますので。したがって、格納箱であえて保管しておく必要はないということで、順次、老朽化したところは撤去している……残っているところもありますけれども、いずれ使いものにならなければあと撤去するという方針で今進めていますので、よろしくをお願いします。

○議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 今のことなんですが、私の考えではやはり初期消火には必要だと考えております。あとは行政との見解の違いということかもしれませんが、常備消防が駆けつけるまでには結構時間が要すると思います。これまでも火災現場へ駆けつけた場合、確かに延焼とかそういうのはないんですが、やはり燃え尽きてしまうといひますか、もう駆けつけてももう遅いというようなそういう例がございます。そういう意味でもやはり初期消火という点考えた場合、近くにホースがあるということは非常に意義があるものだと私は考えます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 答弁はどうしますか。

○6番（腰山良悦君） よろしいです。

○議長（須藤正人君） 3問目の婚活について再質問ありませんか。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） いろいろと難しい点がありまして、そう簡単には解決できる問題ではないということは私も承知しております。ですが、できるだけ根気よく頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） 答弁は。

○6番（腰山良悦君） 答弁をお願いします、それに対する。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

いずれ先ほどかなりいろんな角度でお話ししましたので、現在、町の中に腰山議員からも指摘されましたけども本当に30代から50代にかけて結婚しない人が多いわけです。

統計、秋田県でも取りましたけども、結婚を望む人は8割ぐらいおっても出会いの場

が少ないと言われているのが65%ぐらいということで、そういう面では県でもそういう場をですね、できるだけ増やしていくということで頑張っていくようではございますので、一緒になって頑張っていきたいと思えます。

現に、茨城の方でも同じような事業をやって結構成功した事例もございますので、まず取り得るいろんなことを考えながら、そしてまたどういう形のものを望んでいるのかですね、そういったものも把握しながらそれに対応した形でいろんな手を考えていきたいと思えますので、一緒になって少し知恵を出していただければというふうに思えます。

○議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。

○6番（腰山良悦君） ありません。

○議長（須藤正人君） これで6番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。2時30分、開会いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時31分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 通告によります最後の一般質問を行います。その前に4月の選挙で初当選をさせていただきました水沢出身の皆川鉄也であります。先輩議員の方々はじめ町当局並びに幹部職員の皆様には、八峰町発展のため一生懸命頑張りたいと思えますので、どうかご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。なお、議長におかれましては、傍聴者の方々も大変多うございますし、初めての一般質問でございますのでいろいろな不手際や至らない点も多いかと思えますが、どうかよろしくお取り計らいを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私からは大別して2件、項目について3項目について一般質問をさせていただきます。

まず大項目の1点は、町長選挙の勝因の分析と今後の政策課題についてであります。

まずは、先の町長選挙におかれまして三つ巴の選挙を勝利されました加藤町長に対し、心よりお祝いを申し上げますとともに、今後ますます精進されまして八峰町発展のためご尽力されますよう、お祈りを申し上げますところであります。

さて、選挙戦が終了いたしまして間もなく2カ月になろうとしております。その勝因

につきましても大方分析できたものと判断をいたします。実直なところをお聞かせいただければ幸いと存じます。

また、期間中、多くの政策課題をチラシ等に掲げておられました。整理し、あえて5つぐらいにまとめ上げていただくとすれば、どのようなものがピックアップされるのかあわせてお聞かせいただきたいと存じます。

次に、大項目の2点であります。町長の対等合併に対する基本理念であります。町村合併して、早4年が経過いたしました。合併の第一条件は対等合併でありました。おさらいの意味で、いま一度、対等合併に対する町長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ただいまの7番議員の一般質問に対して当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の町長選挙の勝因は何かとのご質問でございますけれども、先ほど一部、柴田議員にもお話をしましたが、選挙選を通じて、合併後4年間の町政の検証や、あるいは選挙結果等について新聞報道含め様々な形で分析されておりますので、それが客観的な見方だろうと思えます。

私自身、深く勝因を分析してはおりませんが、特別申し上げることもありませんけれども強いて申し上げれば、この4年間頑張ってきた新町の一体化を図るための施策や組織の統一、総合振興計画の実践、あるいは峰浜庁舎火災からの復旧や新庁舎建設、産業振興や雇用対策、財政基盤の確立などの実績を町民から評価していただいた結果ではないかと考えております。

次に、選挙戦で訴えた政策課題を5つぐらいにピックアップせよとのご質問でございます。

議員ご承知のとおり、今、町政に求められる政策課題は数多く、また、町民生活全般にわたる守備範囲の中から絞ることは大変難しいのでありますが、大きな柱として掲げたのは、1つには産業振興であります。先ほど柴田議員のご質問にもお答えしましたが、地域に資源と基盤がある農林水産業や観光振興を図ることです。

2つ目には、町民が快適に暮らせる生活環境づくりであります。交通・通信・住宅・防災・下水道など町民が快適に暮らせる様々な基盤をつくることにあると思えます。

3つ目は、健康で安心して暮らせるまちづくりであります。少子高齢化が進行する中、各世代の抱える問題に対応しつつ、心と体の健康づくりを推進することです。

4つ目は、教育・文化・スポーツなどの振興を図ることです。学校教育はもとより、生涯学習の推進や伝統文化の継承など人づくり、町民生活に潤いをもたらす施策の推進を図っていくことにあると思います。

5つ目には、健全な行財政基盤をつくることです。多種多様な町民のニーズに応え、八峰町を持続させるために引き続き健全な行財政基盤をつくっていくことが必要だと思っております。

以上5つの柱を含め、町政全般にわたり今後4年間、その実現のために精いっぱい頑張ってお返しをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、対等合併に対する基本理念についてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり、平成の合併は8市町村の職員の勉強会から始まり、紆余曲折を経ながら八峰町誕生まで漕ぎ着け、今日4年が過ぎました。

合併の形態は、大きな自治体に吸収される編入合併もありますが、大方はそれぞれの市町村が対等の立場で協議して決定する新設合併であります。

申すまでもなく八峰町は、旧八森町と旧峰浜村とは隣接町村として人的にも歴史的にも繋がりがあり、人口、面積、財政規模など同じ2町村がすべての財産を持ち寄り、対等な立場で民主的協議を経て誕生した町であります。旧町村が進めてきた事業や施策などについてもすべて引き継ぎ、合併協議で調整つかない課題については新町で調整してまいりました。

また、まちづくりの指針は協議でまとめた新町まちづくり計画や八峰町総合振興計画として決定しましたが、対等の立場でまとめ上げたこの計画を着実に実行することが私に課せられた使命だと思い、この4年間、町政運営をしてまいりました。

そして、対等の立場で選択したこの合併であることを十分念頭に入れながら、4年前の町長選挙に際しては「誠実・公正・実行」をモットーに、旧町村の垣根を取り払い全町的な視野に立ち、町民との対話を大切に、町民の声を町政に反映させ、その実現に向けて全力で取り組むことを訴え、その実現のために一生懸命努力してまいりました。

この訴えは、このたびの町長選挙においても代わることなく、今後4年間、「誠実・公正・実行」、この政治姿勢を堅持しながら、対等合併した八峰町の町づくりを前進させるために頑張っていく決意でございます。



この後間もなく、町民の中から1,000人の方を対象に「まちづくりに関するアンケート調査」を実施することにしております。アンケートでは、八峰町となってからの暮らし向きなどに対する町民の実感や町政に対する要望に加えて、この4年間の町政運営に対する町民の率直なご意見をお聞かせいただきたいと考えております。

どうか議員の皆様からも率直なご意見をいただき、それを糧にしながらさらに精進、努力してまいる所存でありますので、よろしくお願い申し上げまして答弁にしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 7番議員、1問目の町長選挙の勝因と今後の政策課題についての再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） ただいまのご答弁どうもありがとうございました。

このたびの選挙、3人によります選挙戦であったわけでありますが、とりわけ加藤町長さんにおかれましては3,670何がしの点数を獲得されまして見事再選をされたわけでありますが、その得票数は56.8%と聞き及んでおります。しかし反面、2候補の得票数も計算をいたしますと43.2%になるわけでありまして、これからの町政執行にあたっては、こういった方々といろいろと論点を交わしながら今回の町長選挙に臨んだはずでありますので、これらの意見や課題も十分政策の中に取り入れながら、先ほど町長答弁されました一体感の醸成のためにもぜひこういった他の候補者のことも、他の候補者の意見等も参考にしながら、この後進んでいただければいいじゃないかなという具合に考えるわけでありますが、この点につきまして改めて町長の決意をお伺いいたしたいという具合に思います。

○議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 三つ巴の選挙戦でございました。確かにいろんな3人の間での議論はあったと思います。ただ共通している部分については、今の町の置かれている産業振興を何とかしなきゃならないという課題や、あるいは少子高齢化に対応する対策を取っていかなきゃならない、あるいはまた行財政基盤の問題については共通していますけども、ただ、いろいろな手法ではそれぞれの主張があったと思います。それらの主張については率直に耳を傾けながら、やはり私の弱い部分についても当然あると思いますので、そういった点を補強しながら十分皆さん方の訴えたものを呈しながら、私自身もそこら辺は受け止めるものは受け止めながら生かすものは生かしながら、今後の町政運営をしてまいりたいというふうに基本的に考えております。

- 議長（須藤正人君） 7番議員、再質問ありませんか。
- 7番（皆川鉄也君） ありません。
- 議長（須藤正人君） 2問目の対等合併に対する基本理念についての再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。
- 7番（皆川鉄也君） 1点目の質問の中でですね、小項目の1番目の勝因についての分析のあれについてはよろしいんですが、政策課題についてももし再質問させていただければありがたいと思います。
- 議長（須藤正人君） 1問目に戻ります。政策課題についての……。
- 7番（皆川鉄也君） 先ほどお伺いしました政策課題について再質問をさせていただきたいと思います。

5つほどまとめ上げていただいたわけでありますが、とりわけやはり先輩議員方の一般質問でも産業振興、とりわけ農業の部分についてはあらゆる角度からご質問があったようでありますが、米についての質問があまりないような気がいたします。

私が住んでおります水沢地域であります、町の援助や関係者の方々の努力によりまして基盤整備も大変進んでおりまして、大変作りやすい圃場整備がなされております。

しかし、圃場整備ができて、未だまだ借り入れの返済は終了いたしておりません。こういった中で今新しい政権のもとでいろいろな転作の方向付けが模索されておるようでありまして、今現状を踏まえますと、この土地改良をやっております地域においては、ほとんどの方々が転作を委託、お願いして米を中心にしていまだかつて頑張っておるところであります。かつて峰浜時代も、先ほどあった田村一郎さんの時代から儲かる農業ということでいろいろな施策を展開されてまいりましたが、稲作プラス畜産、稲作プラス果樹という具合に言われてきましたが、どれも今畜産は1頭もいなくなってしまうんじゃないでしょうか。果樹農家も高齢化が進みまして、せつかく育てた成木が伐採されるというような嘆かわしい事態にもなっております。やはりあの立派な土地改良した田んぼを転換して農産物を作付するという度胸は、なかなか踏み切れない部分があるだろうという具合に思います。複合経営のなされております地域は、私の考えるところ一部地域に限られておるのかなという具合に思っております。やはり大半の方々、稲作で何とかしようということいろいろと考えながらコスト軽減したりやっておるわけでありまして、今の物価高騰等によりましてなかなか思うようにならないのが実態であります。複合経営等への支援も確かでございますが、米に対する戦略販売等です、も

う少し米そのものについての具体的な対策があってもよろしいんじゃないかなという具合に思うところでありますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今、政権が代わりましていろいろまた政策が代わるところでございます。確かに米がですね好きなように作れるというふうになればいいわけですが、ただ現実的に市場が米そのものが過剰な傾向にあるという現実からすると、ある程度の転作にはやむを得ないのではないかなというふうな感じは持っています。ただ、米を作る場合も今回の政策の中で飼料米であるとか加工用米であるとか様々な形で米そのものは作れる状況も生み出されてきていると。ただ、そういった新規需用米が販売されるルートを確立しなきゃならないという大きな課題が抱えられています。この点をどうするかですね一番問題だと思いますので、そういう面では町だけでは何ともしがたいところもございましてけれども、J Aともいろいろ相談をしながら、そういった方向を拡大する手立てというものをこれから考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。いずれ稲作で一生懸命頑張っている人もいますけれども、また一方では、この後のそういった状況も考えながら米プラスアルファで考えている人もいっぱいおりますので、そういった方々に対する支援も合わせて考えていかなければなりません。

それから秋田県の米そのものもいろんな品種もございまして、どちらかというところ特定の品種に偏っているという、そういった県全体の問題もございまして。そういった市場の求めに応じた米をどういうふうに作っていくか、これもまた一つの米、稲作農家の課題でもあると思いますので、そういった課題等について十分、町もそうですけれども、これは密接にJ Aとも話をしながら一緒になって進めてまいりたいなというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 7番議員、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、新しくモデル事業等が導入されるわけでありまして、当初この話が出たあたり、今までやっておりました自己保全調整水田等の面積カウントがなされないんじゃないかというお話であったわけでありまして、実はこの面積、膨大な面積でございまして、聞くとところによりますと300町歩を超えておるといようなこととあります。コロコロ農政が変わってまいります。農家の方々、情報収集に大変苦慮しておるといいますので、もし制度等、担当者会議等でありましたらいち早く農家の方々に周知されることを強く望みましてこの質問を終わりたいと思いますが、後の4点

につきましては新人でございますのでもうちょっと勉強させていただいて、この後また一般質問の機会があればいろいろと討議してみたいなという具合に思います。

以上で大項目の2点目の方は、これで再質問を終わらせていただきます。

○議長（須藤正人君） 2問目の対等合併に対する基本理念についての再質問はございませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 先ほど町長から対等合併の基本的な考え方についてご答弁いただきました。私もそのように思いますし、ただ、この選挙戦を通しましていろいろと各方面も回らせていただきました。必ずしも町長が答弁くださったような考え方の町民だけではないということもまた、回って歩いてこういうこともあるんじゃないですかというようなことも言われてまいりました。この後、町政を語る会、あるいは集落座談会等もあるかもしれませんので、もしそういった地域住民と膝を交えてお話をする機会がございましたら、先ほど申し上げた町民との一体感を醸成する意味でですね、ぜひ先ほど答弁なされたことを町民の皆さんにもう一度申し上げて、町長の対等合併に対する考え方をですね、きちっと説明した方が一体感の醸成が早まる機会になるんじゃないかなと私自身そう思っておりますので、どうかそういった機会を捉えてぜひ町長の考え方を町民の皆さんから理解をしてもらえるように頑張っていたいただきたいなということを申し上げて質問を終わります。

○議長（須藤正人君） 答弁はいいですか。

○7番（皆川鉄也君） ありません。

○議長（須藤正人君） これで7番議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了いたします。

日程第3、議案第73号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第73号、人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明をいたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字岩館85番地2

氏 名 大高桂子（昭和26年10月11日生）

提案理由でございますけども、現委員の菊地勝男氏が平成22年9月30日で任期満了と

なることから、新たに八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

菊地勝男氏からは任期満了で退任する旨が申し出てられております。

提案しております大高さんは、現在、会社員として勤務のかたわら地域の奉仕活動をはじめ地域の人々との交流も活発に行い、地域の信頼も厚い方であります。今後、婦人の感覚から十分人権問題を取り組んでいただける方でございますので、どうかひとつご同意のほどをお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第73号を採決します。お諮りします。議決の方法については、会議規則第86条の規定より簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定いたしました。  
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第74号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第74号、物品の取得についてご説明いたします。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

物品名、小型除雪車（1.3メートル級）1台でございます。「小型」という形になっ

ておりますが、これがロータリー除雪車を表すものでございます。

取得価格、1,487万8,500円。

取得方法、指名競争入札。

相手方でございます。秋田県能代市河戸川字大須賀55、株式会社秋田重車輛、代表取締役社長 小林一成。

提案の理由でございます。小型除雪車（1.3メートル級）を取得しようとするもので、旧峰浜村の小型除雪車を更新し、この納入期限は今年の11月18日となっております。今年度の除雪に間に合うように今回提案しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） ここに資料として写真付きのものをいただいているわけですが、この1.3メートル級という除雪幅ですね、1.3メートル級というと、この写真のとおりシングルタイヤ使用なんですか、これ。それについてちょっとお答えください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 普段、夏場の草刈機の場合はシングルになりますが、除雪時にはダブルで走行します。両方に切り替えることができます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会

期、日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6、常任委員会からの閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成22年6月八峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 3時03分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 7番 皆川 鉄 也

同 署名議員 8番 福 司 憲 友

同 署名議員 9番 山 本 優 人